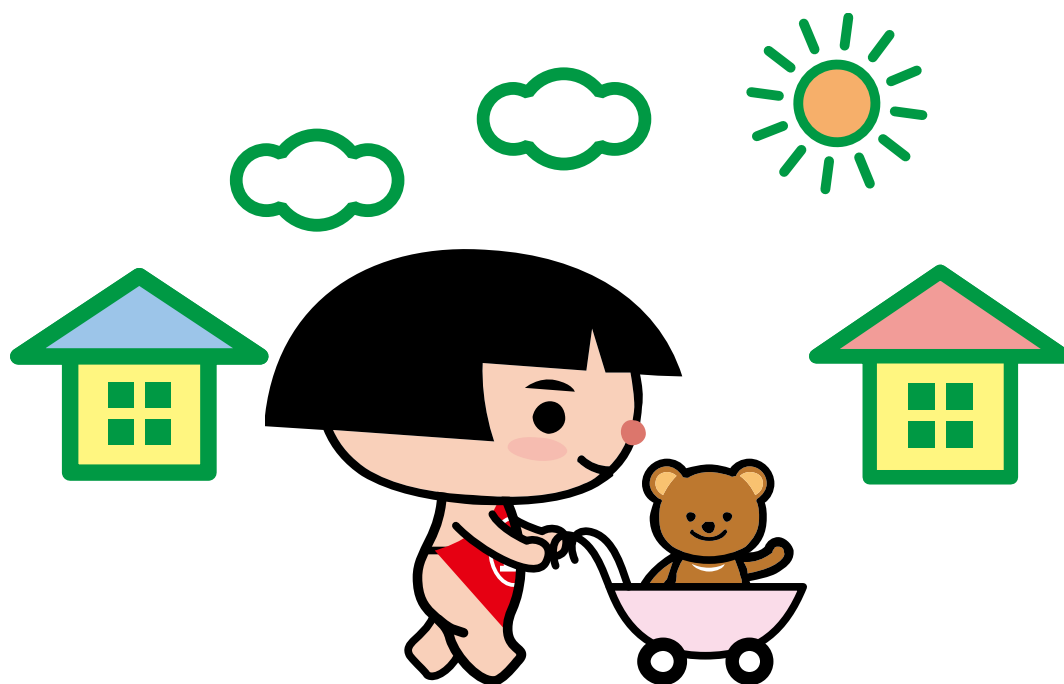


私設保育施設(認可外保育施設) 運営の手引き 改訂版



かながわきんたろう



神奈川県では、乳幼児の保育を行なう施設で認可保育所以外のものを総称して私設保育施設と呼んでいます。

私設保育施設については、児童福祉法により、事業所内の施設等を除き届出等が義務づけられているうえ、子どもの保育を行ううえで遵守が望まれる指導基準等が定められています。

この冊子は、子どもたちのよりよい保育をめざして、施設の適切な運営を行っていただくための手引きです。

令和6年度

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部

次世代育成課

改訂版のご利用にあたって

この「私設保育施設（認可外保育施設）の運営の手引き」は、私設保育施設においてより良い保育が行われるよう、私設保育施設の設置者・保育者向けに作成・配布しています。今回、主に以下の項目について内容を改正しましたので、ご活用くださいますようお願いいたします。

1 安全計画の策定義務化

児童の安全確保のため、施設の設備の安全点検や施設外での活動等安全に関する事項についての計画（安全計画）の策定が義務付けられました。

2 児童の所在確認及び送迎用自動車への安全装置の設置義務化

静岡県牧之原市で発生した送迎バス置き去り事故を受け、児童の施設外での活動等のために自動車を運行する際は、点呼等による児童の所在確認の実施が必要です。

さらに、送迎用自動車については、こどもの置き去りを防止する安全装置の設置が義務付けられました。（併せて所在確認の実施も必要です。）

3 保育士特定登録取消者管理システムの活用の義務化

こども家庭庁では、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（以下、「特定登録取消者」という。）に関する情報を掲載する保育士特定登録取消者管理システム（以下、「データベース」という。）を整備し、令和6年4月1日から運用を開始しました。（児童福祉法第18条の20の4）

これにより保育所等の採用責任者は、保育士を任命又は雇用する際にデータベースを検索して利用することが義務化されました。

4 サービス内容の「ここ de サーチ」への掲載義務化

サービス内容について従来の書面掲示に加え、「ここ de サーチ」への掲載が義務化されました。

5 各届出についてオンラインでの受付を追加

私設保育施設の皆様の利便性向上のため、設置届、変更届及び休止・廃止届について、e-kanagawa 電子申請システムによる受付を追加しました。

6 設置届の添付資料追加

サービス内容の「ここ de サーチ」への掲載義務化を受け、設置届提出時の添付資料として「施設内に掲示しているサービス内容が記載された資料（ベビーシッターは利用者に提示しているサービス内容が記載された資料）」を追加しました。

7 私設保育施設指導監督基準の改正

こども家庭庁から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日付けこ成

保第206号【第1次改正】令和6年4月10日付けこ成保第230号)が発出されたことから、私設保育施設指導監督基準を見直し、必要項目を改正しました。

8 県及び市町村連絡先更新

「子どもの障がいについての市町村担当課」、「子どもの虐待に関する市町村担当課」及び「私設保育施設に関する届出先・問合せ先」を更新しました。

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

目 次

I	保育施設のよりよい運営をめざして	1
II	保育施設運営に伴い必要となる手続き等	5
1	届出	5
2	報告	7
3	利用者への情報提供	8
4	行政による情報提供	10
5	指導監督基準に沿った施設の運営	11
III	保育の基本的な留意事項	15
1	保育所保育指針の概要	15
2	小児の感染症について	17
3	子どもの障がい心配される場合の留意事項	22
4	児童虐待等子どもへの不適切な養育が疑われる場合の配慮事項	23
IV	関係機関	24
V	備える書類等（参考書式）	25

参 考 資 料

○	私設保育施設指導監督要綱	67
	様式	
	私設保育施設設置届	74
	私設保育施設変更届	88
	私設保育施設休止・廃止届	90
	私設保育施設運営状況報告	91
	私設保育施設入所児童等報告	109
	事故等報告	110
	長期滞在児童報告	114
○	私設保育施設指導監督基準	115
○	私設保育施設指導基準	138
○	よい保育施設の選び方 十カ条	176
○	ベビーシッターなどを利用するときの留意点	180
○	睡眠中の死亡事故を防ぐために	182
○	定期的に研修を受けましょう	183
○	認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書について	184

I 保育施設のよりよい運営をめざして

乳幼児期は子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて大切な時期です。子どもは、人との関わりの中で、生活に必要な習慣や態度を学び、人に対する愛情と信頼感や自主性、自律性を育てていきます。

保育施設の運営にあたっては、まだ十分に話ができない子どもが、豊かな可能性をもった一人の人間であることを認識して、保護者と協力しながら、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境のもとで、保育を行うことが必要です。

保育施設運営の基本的留意事項

1 施設・設備について

保育施設は乳幼児が生活する場となることから日常の生活環境の確保、非常時の安全確保の観点から施設・設備に望まれる基準は次のとおりとなっています。

■ 施設の広さについての基準：乳幼児1人あたり 1.65㎡以上必要です

保育専用として使用する部屋（保育室）の広さは、乳幼児（※1）1人あたり1.65㎡以上（※2）必要です。

保育室の広さは、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等を含みません。

なお、面積は、児童の保育に実際に使用できる面積（戸棚など、保育従事者1人では移動困難な備品等を除いた面積）で計算します。

※1 乳幼児は一時預かり、時間預かりを含みます。

※2 5人以下の施設については1人あたり3.3㎡以上（16.5㎡以上）、3人以下の場合は9.9㎡以上必要です。（家庭的保育事業等設備運営基準第22条参酌）

■ 非常時の安全確保のための基準：保育施設を設置する階によって異なります

【1階の場合】

①消火用具の設置、②非常口（玄関とは別の勝手口など）の設置（※1）、③消防法上30人以上の施設では消防計画の作成・消防署への届出及び防火管理者を消防署に届出（30人未満の施設（※2）にあっても消防計画の作成・届出、防火管理者の届出が望ましい）、④避難消火訓練の実施（毎月）

【2階の場合】

（上記①～④に加えて）⑤昇降用階段・避難階段・窓枠・バルコニーなど乳幼児が立ち入る場所に転落防止設備を設置、⑥避難階段の設置（※3）

【3階以上の場合】

（上記①～⑥に加えて）⑦耐火建築物であること、⑧調理室とそれ以外の部屋を特定防火設備で区画又は延焼防止のための設備等（※4）、⑨壁、天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げる、⑩非常警報器具、又は非常警報設備及び消防署へ火災を通報する設備の設置、⑪カーテン、敷物等の防災処理

- ※1 非常口については、火災等非常時に入所乳幼児の避難に有効な位置に、適切に配置してください。
- ※2 防火管理者は、建物の規模・収容人数・用途に応じて設置の基準が異なります。
- ※3 避難階段については、階数によって基準が異なります。私設保育施設指導監督基準 第4を確認してください。
- ※4 3階以上の調理室の構造等については私設保育施設指導監督基準第4の(2)のウを確認してください。

■ その他の主な基準

- 便器の数はおおむね幼児20人につき1以上
- 調理室（調理スペース）と保育室の区画
衛生上、安全上の観点から固定式のものが望ましい
- 乳児室とそれ以外の保育室の区画
事故防止上、乳児と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましい。やむを得ず部屋を別にできない場合は、幼児が容易に乳児の保育場所に入れないようにベビーフェンス等で区画する
- 保育室の採光及び換気の確保

2 保育従事者について

乳幼児がどのような保育を受けるかは、乳幼児が健全に成長していく上で大きな影響を与えることとなります。そこで、保育を担う保育従事者の配置や資格等についての基準が次のとおり定められています。

■ 保育従事者の配置数について

- 在籍児童数に対する保育従事者数は、児童の年齢に応じて次のように定められています。
 - ・ 乳児（0歳児）概ね3人につき保育従事者1人以上
 - ・ 1，2歳児 概ね6人につき保育従事者1人以上
 - ・ 3歳児 概ね20人につき保育従事者1人以上
 - ・ 4，5歳児 概ね30人につき保育従事者1人以上
- ※ここでいう児童の年齢は、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。
- 上記の保育従事者数は、常勤職員人数によりとらえます。常勤は、週5日以上1日8時間又は週40時間以上勤務の者とし、勤務時間がそれを下回る職員については非常勤とします。非常勤職員は、1週間の勤務時間数の合計を40時間で割って常勤職員に換算します。「概ね」というのは、保育従事者を常勤換算することにより端数が生じる場合を踏まえ、「概ね」としています。
- 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設は、原則として常に2人以上保育従事者を配置しておくことが必要です。ただし、6人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど、安全面に配慮することにより、複数の保育従事者を配置しないこともできます。なお、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、例えば（午睡や夜間の時間帯だけでなく）睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があります。

■ 保育従事者の資格について

- 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設は、在籍児童数に対する必要な保育従事者数のうち3分の1以上が保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有していることが必要です。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者を1人以上配置するよう努めてください。
- 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者である必要があります。
- 居宅訪問型保育事業の保育従事者（ベビーシッター）のうち、保育士又は看護師以外の従事者については、次のいずれかの研修を受ける必要があります。
 - ①県が実施する認可外ベビーシッター研修
 - ②地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※ ※企業主導型保育助成事業の実施主体が実施する研修も含まれます。
 - ③公益財団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
 - ④指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修
- 有資格者であることを証明する書類（「保育士証」の写し、「看護師免許証」の写し）を整備しておく必要があります。
- 保育士の資格を有していない者を、保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはいけません。

3 安全確保について

送迎バスでの置き去り事故等施設での重大事故の発生を防ぐため、令和5年4月1日より安全計画の策定や安全装置の設置等の基準が義務付けられました。

■ 安全計画の作成が必要です

- 施設の設備の安全点検や児童、保護者に対する安全指導、訓練・研修等についてまとめた安全計画を必ず作成してください。
- 安全計画の作成にあたっては、重大事故防止マニュアル等各種マニュアルの策定及び見直しを行ってください。
- 作成した安全計画について職員に共有するとともに、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について説明・共有してください。

■ 送迎用の自動車には安全装置を設置してください

- 児童の施設外での活動等のため自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在確認を徹底してください。
- 児童の送迎を目的とした自動車（3列シート以上）を日常的に運行するときは、当該自動車にその他の車内の児童の見落としを防止する安全を設置する必要があります。
- 安全装置の設置の際は、こども家庭庁 HP 掲載の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」をご参照ください。
- 安全装置の設置と併せて、降車時に点呼等児童の所在確認を徹底してください。

※ 児童の送迎目的以外の車両については、安全装置の設置を義務としてはいませんが、児童の所在確認を徹底する等見落としがないよう十分注意して運行してください。

4 保育士特定登録取消者管理システムについて

- 児童福祉法第18条の20の4に基づき、保育士を任命又は雇用する者（以下、「採用責任者」という。）は、保育士を任命又は雇用するに当たり、特定登録取消者管理システムを活用することが義務付けられました。
- データベースを利用する施設・事業者は、こども家庭庁より指定されたURLから利用者情報（採用責任者情報等）の登録を行ってください。
（令和6年3月11日付け こども家庭庁成育局成育基盤企画課事務連絡「保育士特定登録取消者管理システム利用者情報登録のURLについて（周知）」及び「保育士特定登録取消者管理システム マニュアル（保育士雇用者向け）」参照）

- データベースは、「保育士を任命し、又は雇用しようとする」際に利用してください。採用申込みのあった全ての者を検索するのではなく、採用の責任者として、採用の意思決定をする際に活用してください。

また、保育士の公募等の段階においてあらかじめ、保育士としての採用を希望するものに対して、採用内定前にデータベースの検索を行うこと等を書面等により提示するとともに、特定登録取消者に該当する場合はあらかじめその旨を申告するよう求めることが望ましいものとなります。

各採用責任者における検索履歴の保管については、各機関において使用記録（別添様式「保育士特定登録者管理システム利用管理簿」）を保管してください。

（「保育士特定登録取消者管理システム 業務マニュアル P28～30」及び別添の「確認書」参照）

- システムの使用方法や技術的なお問い合わせについては、以下のヘルプデスクにご連絡ください。

（保育士特定登録取消者管理システム ヘルプデスク）

TEL：050-3647-9572

E-mail：support@hoikusys.sakura.ne.jp

※電話回線には限りがありますので、原則としてメールでお問い合わせください。

※対応時間：平日 9 時 30 分～18 時 00 分

II 保育施設運営に伴い必要となる手続等

1 届出

■ 届出が必要となる施設

児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（神奈川県では私設保育施設と総称しています）のうち、一定の条件を満たすものは届出が必要です（公立施設も含む）。

幼児教育等を目的としている施設においても、乳幼児が保育されている実態※がある場合は、保育所と同様の業務を目的としている施設として届出対象施設となります。

※ 就学前の児童を対象として、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上、施設で親と離れて保育することを常態としている場合は保育されている実態があるとみなします。

施設の種類	内容	届出対象施設	届出対象外施設
その他の保育施設	下記のどの施設にも該当しない保育施設		
夜型保育施設	夜間保育（保育時間が20時を超えるもの）、宿泊を伴う保育のいずれかを行っている施設	すべての施設	—
事業所内保育施設	企業や病院などにおいて従業員などの乳幼児のみを対象とした施設（院内保育施設・企業内保育施設・企業主導型保育施設）	すべての施設	—
幼稚園併設施設	幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設	幼稚園の在園児と区分された専用のスペースで専従の職員により保育を実施している施設	幼稚園の在園児と同じ部屋で預かり等を実施している施設
居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）	乳幼児の居宅において、保育を行う事業	すべての事業	—
店舗等において顧客の乳幼児を対象とした一時預かり施設	デパート、自動車教習所、歯科診療所等に付設された施設	顧客の乳幼児以外を預かる施設	顧客の乳幼児のみを預かる施設
臨時に設置された施設	イベントの開催時などに臨時に設置された施設	半年を超えて設置される施設	半年を限度に設置される施設
親族間の預かり合い	設置者の4親等以内の親族が対象の施設	親族の乳幼児以外を預かる施設	親族の乳幼児のみを預かる施設

■ 届出先

施設所在地の市町村の保育担当課^{※1}または神奈川県次世代育成課^{※2}になります。

※1 市町村の保育担当課は、この冊子の裏表紙の一覧を参照してください。

※2 県への提出は、e-kanagawa 電子申請システムを利用した場合のみとなりますのでご注意ください。

■ 届出期限

届出が必要となる事由が発生してから1か月以内です。

■ 届出方法等

市町村に提出する場合：提出方法は提出先の市町村にお問い合わせください。

神奈川県次世代育成課に提出する場合：e-kanagawa 電子申請システムにより提出

(1) 設置届【第1号様式 ※ベビーシッター以外:別紙1、ベビーシッター:別紙2】

① 必要となる場合

- ・新たに保育施設を開設した場合
- ・既存の保育施設の設置主体が変わった場合（単なる社名変更等の場合は変更届となります）
- ・休止していた施設を再開する場合

② 添付書類

	ベビーシッター 以外の施設	ベビーシッター
私設保育施設運営状況報告 (第4号様式)	○ (4号様式の1)	○ (4号様式の2)
施設の案内リーフレット等 (利用者向けに配布等を行っているもの)	○	○
施設周辺の地図 (最寄りの駅やバス停からの経路がわかるもの)	○	—
施設の構造及び面積がわかる図面	○	—
施設内に掲示しているサービス内容が記載された資料（ベビーシッターは利用者に提示しているサービス内容が記載された資料）	○	○
保険契約書の写し	○	○
保育従事者のうち有資格者の資格が確認できる書類	○	○
職員の研修受講状況が分かる書類	○	○
子どもの預かりサービスマッチングサイトを利用する事業者は、そのサイトにおいて提供するサービスの内容に関する情報が掲載されたページの写し	—	○ (マッチングサイト登録の場合)
自主点検表 (無償化対象施設の申請を予定している場合のみ)	○	○
企業主導型助成決定通知書	○ (企業主導型の場合)	—

※なお、その他知事が必要と認める書類をご提出いただくことがあります。

※幼児教育・保育の無償化対象施設の申請先は市町村となります。設置届とは別に申請が必要となりますのでご注意ください。

(2) 変更届【第2号様式】

① 必要となる場合

次の届出事項に変更が生じた場合

【児童福祉法施行規則第49条の4及び私設保育施設指導監督要綱】

- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 届出対象施設でなくなった時
- ・ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）
- ・ 開所している時間
- ・ 入所定員

② 添付書類

- ・ 施設の所在地を変更（施設を移転）したときは、施設周辺の地図を添付してください。
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造を変更したときは、施設の構造及び面積がわかる図面を添付してください。

(3) 施設休止・廃止届【第3号様式】

① 必要となる場合

施設を休止又は廃止する場合【児童福祉法第59条の2第2項】

（休止施設を再開するときは、再度施設設置届を提出してください）

② 添付書類

特にありません。

★ 罰 則

届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。

【児童福祉法第62条の4】

2 報 告

私設保育施設の設置者は、県知事に、定例的に施設の運営状況を報告するとともに、施設内で事故等が生じた場合には随時報告を行うことが義務付けられています。

【児童福祉法第59条第1項及び同条2の5第1項】

■ 報告が必要となる施設

すべての私設保育施設です。（届出対象外施設も含まれます）

■ 提出先

以下の(1)、(2)②は施設所在地の**市町村の保育担当課**になります。

⇒市町村の保育担当課は、この冊子の裏表紙の一覧を参照してください。

(2)①は直接**県次世代育成課**へご提出ください。

■ 提出方法等

(1)、(2)② ⇒ 市町村に提出

提出方法は提出先の市町村にお問合せください。

(2)① ⇒ 県次世代育成課に提出

- ・ 県次世代育成課に持参、郵送または電子メールにて提出してください。
- ・ 提出部数はいずれの場合も1部です。

(1) 定例報告(運営状況報告)

- ① 年度当初の定例報告【第4号様式】
毎年4月1日の運営状況を4月末までに報告
- ② 年度途中の定例報告【第5号様式】
毎年10月1日の運営状況を10月末までに報告

(2) 臨時報告(特別報告)

- ① 事故等が生じた場合【第6号様式】
 - ・ 施設の管理下において、死亡事故、治療期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故、食中毒等の重大な事故が生じた場合、発生後速やかに報告してください。(骨折の場合も必ず報告してください。)
 - ・ 特に重大な事故(園児の死亡等)の場合は電話にて至急報告のうえ、書面で報告するようにしてください。
- ② 長期滞在児がいる場合【第7号様式】

施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上滞在している児童がいる場合、把握後速やかに報告してください。

3 利用者への情報提供

施設の設置者は、施設の利用者に対する情報提供として、

- ・ サービス内容の掲示
- ・ 利用者に対する契約内容等の説明
- ・ 利用者に対する契約内容等の書面(いわゆる契約書)交付を行わなければなりません。
【児童福祉法第59条の2の2～4】

(1) サービス内容の掲示【児童福祉法第59条の2の2、児童福祉法施行規則第49条の5第1項】

その施設の概要等を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」に掲載して公衆の閲覧に供することが必要です。

→ P48、49の掲示例を参照してください

※「ここdeサーチ」への登録は、設置届を受理する際に県で行います。

※「ここdeサーチ」の掲載内容に変更が生じた場合は、変更届もしくは私設保育施設ここdeサーチ掲載内容変更申請フォーム（県HPからアクセス）からご申請ください。ご申請いただいた内容をもとに、県で「ここdeサーチ」の修正を行います。

なお、変更が生じた項目によって、変更届の提出が必要です。以下の項目のうち、変更届が必要なものについては、項目の後に（変更届）と記載しています。

○ 掲示の内容

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名（変更届）
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造（変更届）
- ・ 施設の名称及び所在地（変更届）
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間（変更届）
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額（いわゆる利用料金）に関する事項
※これらの事項に変更があった場合は、当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・ 入所定員（変更届）
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 研修の受講状況（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設とベビーシッターに限る）
- ・ 契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時の関係機関等の連絡先及び保護者との連絡方法
- ・ 非常災害時の避難場所や避難方法等
- ・ 虐待防止に関する研修の実施状況やマニュアルの作成状況等
- ・ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）（変更届）

(2) 利用者に対する契約内容等の説明【児童福祉法第59条の2の3】

利用者に対して、保育サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

実際に施設を見学したいといった希望に対しても、保育の実施に支障にならない範囲でできるだけ希望に沿った対応を行うことが必要です。

(3) 契約内容の書面等交付【児童福祉法第59条の2の4】

利用契約が成立した時は、その利用者に対し契約内容を記載した書面（いわゆる契約書）等（※メール等電子媒体を含む）を交付することが必要です。

→ P50の書面例を参照してください。

○ 書面の内容

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（利用料金）

- 施設の名称及び所在地
- 施設の管理者の氏名
- 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- （保育時間や休園日、給食の有無、延長保育・一時保育などの付加的保育サービスなど）
- 保育する乳幼児に関して提供している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 行政による情報提供〔児童福祉法第59条の2の5第2項〕

知事は、毎年、施設の運営の状況その他児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、公表することが定められています。

神奈川県では、市町村と連携して私設保育施設に関する情報提供を行っています。

■ 情報提供事項

- ①施設の名称 ②施設の所在地 ③電話番号 ④設置者の氏名 ⑤管理者の氏名
- ⑥建物その他の設備の規模及び構造 ⑦事業開始年月日 ⑧開所時間 ⑨入所定員
- ⑩サービス内容 ⑪職員配置の状況 ⑫保険加入状況 ⑬指導監督の状況（立入調査結果）
- ⑭その他知事が必要と認めた事項

■ 立入調査結果の提供の手段

立入調査結果通知の日付以降にインターネットにおいて情報提供を行います。

○インターネットによる情報提供

子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANNO10100E00.do>から施設検索及び情報提供事項の確認が可能です。

子ども・子育て支援情報公表システム WAM NET

ここdeサーチ

子ども・そだての情報は「ここdeサーチ」で!

知りたい地域の認定こども園や保育所、幼稚園などの情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

近くの施設を探したい
現在地から近くの児童施設を検索できます。

もっと詳しく調べたい
条件を指定して児童施設を検索できます。

5 指導監督基準に沿った施設の運営

県知事は、保育を目的とする施設の運営状況（児童処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

この指導監督にあたっては、保育施設の運営にあたって遵守が求められる基準（指導監督基準）を定めていますので、日頃から基準の遵守に努めて、児童の安全確保などよりよい保育のために十分な配慮をするとともに、施設運営に関して具体的な改善指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、指導監督基準のほか消防法、建築基準法、食品衛生法、労働基準法等の関係法令を遵守していることが必要です。

具体的な指導監督の流れは次のとおりです。

(1)立入調査

①定例調査（概ね年1回程度）

- ・ 職員が直接施設を訪問し、指導監督基準に対する適合状況を調査します。
- ・ 調査実施については事前（概ね1週間前まで）に通知します。

②特別調査（必要に応じて随時）

- ・ 利用者からの苦情等、施設の状況を至急確認する必要がある場合に実施します。
特に問題と思われる部分について、指導監督基準に照らしつつ重点的に調査します。
- ・ 調査実施については事前の通知・連絡をせずに実施することがあります。
- ★ 私設保育施設（届出対象外施設も含む。）は、児童福祉法に基づく職員の立入調査や質問に対して協力することが義務付けられています。【児童福祉法第59条第1項】
- ★ この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えない、虚偽の回答をしたときは罰則の適用もあります。【児童福祉法第62条第3号】

(2)行政の指導

- ・ (1)の調査の結果、指導監督基準が遵守されていない事項については改善を指導します。
- ・ 改善が必要な事項については立入調査当日に口頭で指導をするとともに、重要な事項については後日文書で通知します。
- ・ なお、特に重要な事項については、立入調査結果の通知の中で改善を指示し、文書による改善結果報告を求めますので、速やかに改善措置を講じ、通知を受け取ってから30日以内に改善結果報告を提出してください。
- ★ 改善指導にもかかわらず改善されない場合であって、児童の安全確保等の観点から問題のある施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっています。
【児童福祉法第59条第3項～第5項】
- ★ 事業停止・施設閉鎖命令に反した場合は罰則の適用もあります。
【児童福祉法第61条の4】

(3)その他の事業

私設保育施設に対して、立入調査とは別に次の事業を実施しています。

ア 巡回指導

施設を巡回し、施設が遵守・留意すべき基準の順守状況や、重大事故の発生しやすい場面(睡眠中、食事中、水遊び中等)や事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導を行います。

イ 巡回アドバイザー

施設を巡回し、施設が遵守・留意すべき基準の順守状況や、重大事故の発生しやすい場面(睡眠中、食事中、水遊び中等)や事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導を行います。

日頃の悩みや疑問に専門職(保育士・保健師・栄養士・心理士)を園に派遣しアドバイスします。

ウ フォローアップ指導

指導監督基準を満たさない施設に対して、必要な助言指導を行うことにより、指導監督基準を満たすよう、指導を行います。

留 意 事 項

○ 設置届

新規に施設を開設したときは、県が定める施設設置届にご記入のうえ、1か月以内に施設の所在する市町村の保育担当課に提出が必要です。

○ 変更届

届出対象施設は、設置後届け出た事項のうち、省令で定める事項に変更を生じた場合は、変更後1か月以内に市町村の保育担当課に提出が必要です。

○ 休止・廃止届

施設を廃止又は休止する場合には1か月以内に市町村の保育担当課に提出が必要です。

○ 休止施設の再開

休止届を提出後、事業を再開するときは1か月以内に市町村の保育担当課に施設設置届を提出してください。

○ 定期報告

施設の設置者は、運営状況の報告を、年2回(4、10月)、県が定める報告書により、市町村の保育担当課に別に定める日までに提出してください。

○ 特別報告

- ①事故等が生じた場合、速やかに県に報告してください。
- ②長期滞在児がいる場合は、速やかに市町村に報告してください。

○ 立入調査

県が、定期的に施設に立ち入り、運営状況及び施設の構造・設備について調査を行います。ただし、児童の処遇上の観点から必要があるときは、随時調査を行います。

○ 改善指導

立入調査の結果、改善すべき事項があるときは文書で通知します。

○ 改善結果報告

改善すべき事項を文書で指摘されたときは、回答期限までに改善結果又は改善計画を提出してください。

○ 改善勧告

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、知事は改善を勧告します。期限内に改善が行われない場合には、その状況を公表します。緊急を要するときは、通常の手続によらずに勧告を行う場合があります。

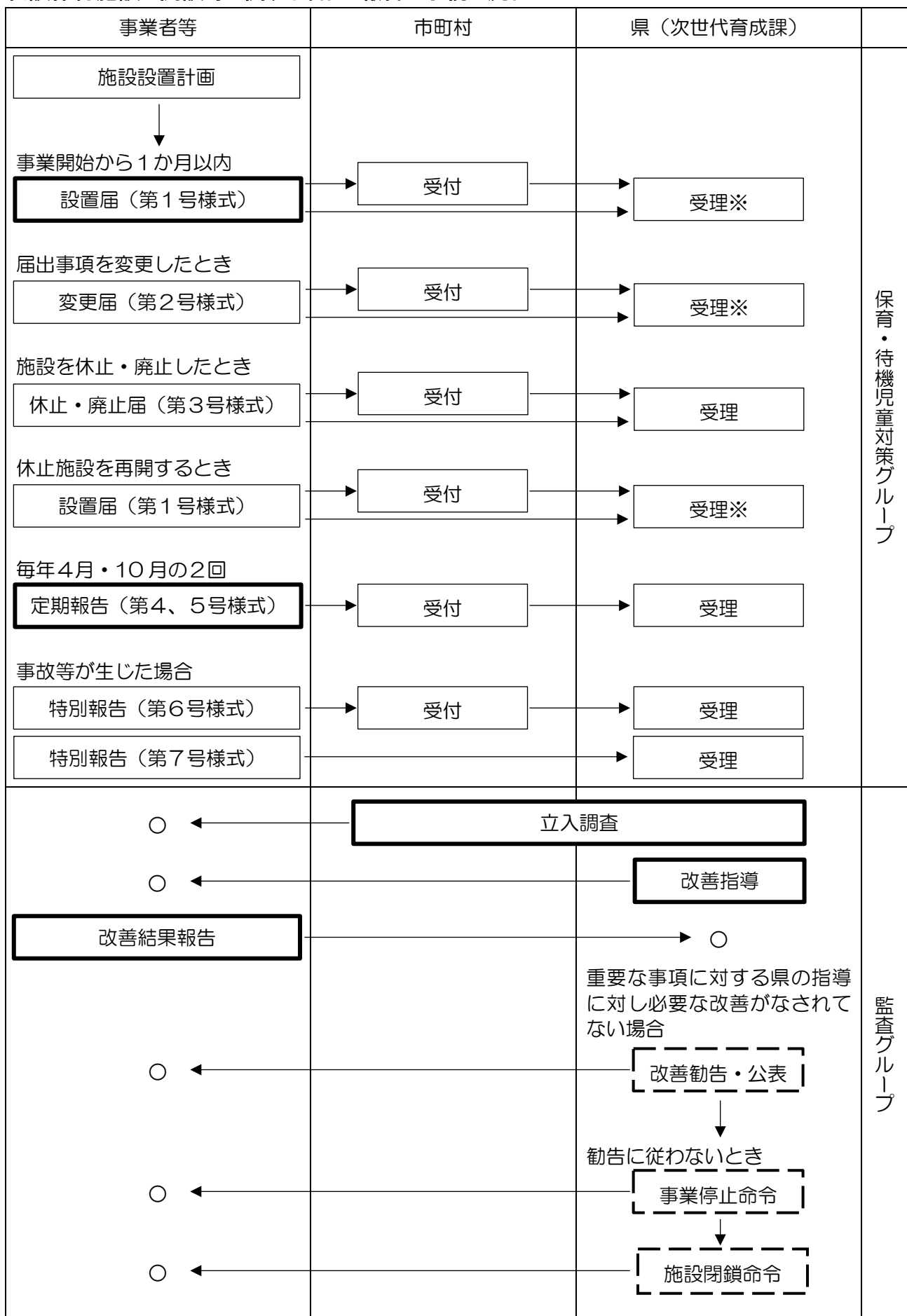
○ 事業停止命令

改善勧告にもかかわらず改善されていない場合であって、かつ、改善の見込みが無い場合は、知事は児童福祉審議会の意見を聴いたうえで、事業の停止を命ずることがあります。緊急を要するときは、通常の手続によらずに命令を発する場合があります。

○ 施設閉鎖命令

設置者が前条の事業停止命令に従わない場合若しくは事業停止による改善が期待されずに当該施設の継続が児童の福祉を著しく害する場合は、県児童福祉審議会の意見を聴いたうえで、設置者に対して施設の閉鎖を命ずることがあります。また緊急を要するときは、通常の手続によらずに命令を発する場合があります。

私設保育施設の開設等に関する届出・報告の手続の流れ



※届出内容が私設保育施設指導監督基準に適合しているか等を確認するため、受理までに時間を要します

Ⅲ 保育の基本的な留意事項

1 保育所保育指針の概要

厚生労働省の定めた「保育所保育指針」は、保育にあたってのねらいや、配慮事項が記載されています。保育従事者は保育指針を理解し、低年齢児には愛情豊かで応答的な保育実践を、3歳以上児へは個の成長と集団としての活動の充実図られるように保育を行ってください。

(保育所保育指針解説書は、こども家庭庁ホームページで見ることができます。)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf

乳 児 の 保 育	
基本的事項 ○視覚・聴覚などの感覚や、座る、はう、あるくなどの運動機能が著しい発達。 ○特定の大人との応答的なかわりを通じて、情緒的な絆が形成される。	
ねらい ○愛情豊かに応答的に保育を行うことを基本とし、次の視点にたって保育を行うこと。 ①「健やかに伸び伸び育つ」 ・身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。 ・伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどをしようとする。 ・食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。 ②「身近な人と気持ちが通じ合う」 ・安心できる環境の下で、身近な人とともに過ごす喜びを感じる。 ・体の動きや表情、発声等により、気持ちを通わせようとする。 ・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。 ③「身近なものに関わり感性が育つ」 ・身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。 ・見る、触れる、探索するなど、身近な環境に関わろうとする。 ・身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や体の動き等で表現する。	＜乳児保育の実施に関わる配慮事項＞ ○心身の未熟さへの配慮・適切な判断と保健的対応を行う。 ○生育歴の違いに留意・特定の保育士が応答に関わる。 ○職員間の連携・嘱託医との連携・専門性を生かした対応 ○保護者との信頼関係・保護者への支援に努める。 ○担当保育士が替わる際の連携・協力

1 ～ 3 歳 未 満 児 の 保 育	
基本的事項 ○歩く、走る、跳ぶなど運動機能の発達、排せつの自立、つまむ、めくるなどの指先の機能の発達。 ○食事、衣類の着脱なども援助の下で、自分で行うようになる。 ○発声明瞭、語彙増加により、意思や欲求を言葉で表出	
ねらい ○5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）及び養護における「生命の保持」「情緒の安定」を一体的に展開する保育とすること。 ①健康 ・明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。 ・体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。 ・健康、安全な生活に必要な習慣に気づき、自分でしようとする。 ②人間関係 ・保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。 ・お友達への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。 ・保育所の生活に慣れ、きまりの大切さに気付く。 ③環境 ・身近な環境に親しみ、触れ合い、様々なものに興味をもつ。 ・発見を楽しんだり、考えたりしようとする。	＜1～3歳未満児の保育の実施に関わる配慮事項＞ ○感染症の予防・適切な判断と対応 ○十分な探索活動の保障・全身を使う様々な遊びを取り入れる。 ○自我の形成や自分の気持ちに気づく時期であるため、情緒の安定を図りながら、自発的な活動を尊重し促していく。 ○担当保育士が替わる際の連携・協力

<ul style="list-style-type: none"> ・見る、聞く、触るなどの経験により、感覚の働きを豊かにする。 <p>④言葉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。 ・人の話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。 ・絵本や物語等に親しみ、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。 <p>⑤表現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。 ・感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。 ・生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。 	
--	--

3 歳 以 上 児 の 保 育	
<p>基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な動作、基本的な生活習慣もほぼ自立できる。 ○知的興味や関心も高まる。 ○仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや共同的な活動をする。 	
<p>ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個々の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。 <p>①健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。 <p>②人間関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ・身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 ・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。 <p>③環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 ・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ・身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。 <p>④言葉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。 <p>⑤表現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色々なものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 ・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ・生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 	<p><3歳以上児の保育の実施に関わる配慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、指導行う際には適宜考慮すること。 ○子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等に位置づけて実施し、また、保護者の就労状況等に依じて子どもが保育所で過ごす時間が異なることに留意すること。 <p>【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健康な心と体 ② 自立心 ③ 協同性 ④ 道徳性・規範意識の芽生え ⑤ 社会生活との関わり ⑥ 思考力の芽生え ⑦ 自然との関わり・生命尊重 ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨ 言葉による伝え合い ⑩ 豊かな感性と表現

2 小児の感染症について

■ 保育所における感染症対策ガイドラインについて

「保育所における感染症対策ガイドライン」は、乳幼児の特性を踏まえた感染症対策の基本とされ、令和5年10月10日に一部改訂されました。ガイドラインの全文はこども家庭庁ホームページで見ることができます。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cd6e454e/20231010_policies_hoiku_25.pdf

○ 感染経路について

《直接感染》

飛沫感染：せき、くしゃみ、会話などで飛ぶ唾液などの水滴による感染

接触感染：人同士が直接接触することによって感染。

《間接感染》

経口感染：食べ物や飲物による感染

空気感染：唾液などが蒸発した状態でも病原体が生きて空中を浮遊しており、それを吸い込むことによる感染。

他に、昆虫や動物を介する感染や血液に污染された物、注射針を介する感染があります。

○ 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、嘱託医等へ相談し、関係機関へ報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行うことが重要です。

ア 嘱託医等へ相談し、関係機関へ報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行ってください。

イ 子どもや職員の感染症が確定された際には、手洗い、排泄物・嘔吐物の処理方法を徹底し、消毒の頻度を増やすなどして感染拡大を防止しましょう。

ウ 施設長の責任の下、感染症の発生状況を記録してください。この際には、入所している子どもに関する事項だけではなく、職員の健康状態についても記録してください。

○ 罹患後における登園時の対応

保育所では、感染症にり患した子供の体調ができるだけ速やかに回復するよう迅速かつ適切に対応するとともに、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所内で周囲への感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間の基準に準じて、あらかじめ登園の目安を確認しておく必要があります。

り患した子どもが登園を再開する際の取扱いについては、子どもの負担や医療機関の状況も考慮して、各保育所において、市町村の支援の下、地域の医療機関等と協議して、その取扱いを決めることが大切になります。協議の結果、登園を再開する際には、疾患の種類に応じて、「意見書(医師が記入)」又は「登園届(保護者が記入)」を保護者から保育所に提出するという取り扱いをすることが考えられます。

なお、意見書及び登園届については、一律に作成・提出が必要となるものではありませんが、協議の結果、各保育所において、意見書及び登園届の作成・提出が必要となった場合には、事前に保護者に対して十分に周知することが重要です。

「医師が意見書を記入することが考えられる感染症」と「医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症」について、意見書及び登園届の様式を示すとともに、それぞれについて、感染症名、感染しやすい期間及び登園のめやすを示します。

<意見書(医師記入)> (参考様式)

※意見書は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

意見書 (医師記入)

参考様式

保育所施設長殿

入所児童氏名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻疹 (はしか) ※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱) ※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

<登園届(保護者記入)> (参考様式)

※登園届は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

登 園 届 (保護者記入)

参考様式

保育所施設長殿

入所児童氏名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑 (りんご病)
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発疹

(医療機関名) (年 月 日受診) において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入および提出をお願いします。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること（乳幼児にあっては、3 日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風疹	発疹出現の 7 日前から 7 日後くらい	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 階以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が収まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

保育所において特に適切な対応が求められる感染症

感染症名	感染経路	主な症状	感染しやすい期間	備考
アタマジラミ	接触感染	耳の後ろや頭頂部に薄茶の卵が産み付けられる。抜け殻は白いつけのように見えるがくっついて取れない。寄生部位に痒みを訴える。	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は10日～14日	卵の駆除薬が有効。接触感染するため、午睡時等注意が必要
かいせん 疥癬	接触感染	かゆみの強い発しん(丘しん、水疱(水ぶくれ)、膿疱、結節(しこり)等)ができる。		手を介して感染することもあるため、日常的に手洗いの励行などの一般的な予防法を実施することが重要
伝染性軟属腫 (ミスイボ)	接触感染	丸くツヤのある2～5mm位のイボ。自分の身体の中でもうつり広がる。		幼児期に好発する。かき壊さないよう気を付ける。
伝染性膿痂疹 (とびひ)	接触感染	虫刺され、あせも、湿疹などにブドウ球菌等が感染。赤い斑点から水疱となりそれが破れて広がっていく。感染力が強い。	効果的治療開始後24時間まで	夏に好発する。治癒するまではプールは控える。
B型肝炎ウイルス (HBV)	接触感染	ウイルスが肝臓に感染し、炎症を起こす病気で、急性肝炎と慢性肝炎がある。		3回のB型肝炎ワクチン(HBワクチン)の接種により、ウイルスに対する免疫を獲得することが可能

■ 望ましい予防接種時期

予防接種には、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種と対象者の希望により行う任意接種があります。保育施設での感染症対策を図るうえで、子どもと職員の予防接種履歴・罹患歴の把握に努めましょう。（予防接種については年々変更されているので注意が必要です。最新の情報は、<http://idsc.nih.go.jp/vaccine/vaccine-j.html> で確認するようにしてください。）

《参考》

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

アレルギー疾患を有する子どもが年々増加していることから、保育施設においてもアレルギーに関する理解を深め、食物アレルギーをはじめとするアレルギー性疾患の適切な対応を図り、安全な保育を実施するため、平成31年4月に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が作成されました。ガイドラインの全文は<http://www.mhlw.go.jp/content/000511242.pdf> で見るすることができます。

3 子どもの障がい心配される場合の留意事項

- 「3歳になるのに言葉をはなさない」など、年齢に応じた発達・発育がみられない場合など、障がいがか心配される子どもの保育については、施設だけで問題に対処することには困難が伴います。
- 気になる症状や行動を示す子どもの保育については、個々の子どもの状態に合わせた細やかな配慮と保護者への対応が必要です。保護者へ子どもの様子を正確に伝える、乳幼児健診や相談を勧める等、子どもの状態を受けとめ問題に向き合うよう働きかけ、保護者の認識を促す事が必要です。
- さらに、保育者間で共通の認識を持って、一貫した態度で接する事も大切ですが、障がいか疑われる子どもの保育については専門家のアドバイスを受けることが重要です。心配なことや迷うことがあったら、市町村の担当窓口（児童相談や障害福祉の窓口）に相談してください。

【子どもの障がいについての市町村担当課】

市町村	課	電話番号			市町村	課	電話番号		
平塚市	こども家庭課 こども発達支援担当	0463	32	2738	綾瀬市	障がい福祉課	0467	70	5623
	鎌倉市	障害福祉課	0467	61	3975	葉山町	子ども育成課	046	876
藤沢市	発達支援室	0467	23	5130	寒川町	福祉課	0467	74	1111
	子ども家庭課 子ども家庭担 当（療育手帳、支援の相談）	0466	50	3569	大磯町	横溝千鶴子記念 障害福祉センター	0463	73	4530
子ども家庭課 子ども発達支 援担当（未就学児の発達相 談）	0466	50	3569	二宮町		福祉保険課	0463	75	9289
小田原市	障がい福祉課	0465	33	1467	中井町	福祉課	0465	81	5548
	子ども若者支援課 子ども若者相談係	0465	46	6787		大井町	介護福祉課	0465	83
茅ヶ崎市	障がい福祉課	0467	82	1111	松田町	福祉課	0465	83	1226
逗子市	障がい福祉課	046	873	1111	山北町	福祉課	0465	75	3644
三浦市	福祉課	046	882	1111	開成町	福祉介護課	0465	84	0316
秦野市	障がい福祉課	0463	82	7616	箱根町	福祉課	0460	85	7790
	障がい福祉課	046	225	2254		真鶴町	福祉課	0465	68
厚木市	こども家庭センター 発達支援係	046	225	2252	湯河原町	社会福祉課	0465	63	2111
大和市	すくすく子育て課 発達支援係	046	260	5673					
伊勢原市	子ども家庭相談課	0463	94	4642					

海老名市	障がい福祉課	046	235	4813	愛川町	福祉支援課	046	285	6928
座間市	障がい福祉課	046	252	7132	清川村	保健福祉センターやまびこ館	046	288	3861
南足柄市	福祉課	0465	73	8047		保健福祉課			

4 児童虐待等子どもへの不適切な養育が疑われる場合の配慮事項

■ 児童虐待とは…

たとえ保護者にとってしつけのつもりで一生涯命育てていたとしても、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や人格形成に深刻な影響を与えるものは虐待となります。虐待は子どもの身体発育や知的発達、情緒面や行動面、対人関係等に深刻な影響を与えるおそれがあり、早期に発見し、対応することが重要です。

■ 児童虐待の種類

- ① 身体的虐待…子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 性的虐待…子どもにわいせつな行為をすること、させること
- ③ ネグレクト…子どもの身体の発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置そのほかの保護者としての監護を著しく怠ること
- ④ 心理的虐待…子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

■ 早期発見・早期対応

子どもの福祉に職業上関係のある者は、虐待を早期に発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待が疑われる場合は、市町村、児童相談所へ通告しなければならないことになっています。以下の相談窓口に連絡しましょう。

【児童相談所】

児童相談所名	電話番号			所管地域
中央児童相談所	0466	84	1600	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、寒川町
平塚児童相談所	0463	73	6888	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
鎌倉三浦地域児童相談所	046	828	7050	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
小田原児童相談所	0465	32	8000	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
厚木児童相談所	046	224	1111	厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

【子どもの虐待に関する市町村担当課】

市町村	課 係・班	電話番号			市町村	課 係・班	電話番号		
平塚市	こども家庭センター	0463	21	9843	葉山町	子ども育成課 子育て相談係	046	876	1111
鎌倉市	こども家庭相談課 こどもと家庭の相談室担当	0467	61	3751	寒川町	子育て支援 のびのびすくすく担当	0467	74	1111
藤沢市	子ども家庭課 子ども家庭担当	0466	50	3569	大磯町	横溝千鶴子記念子育て支援総合センター	0463	71	3377
小田原市	子ども若者支援課 子ども若者相談係	0465	46	6763	二宮町	子育て・健康課 育成相談班	0463	71	7100
茅ヶ崎市	こども育成相談課 こども家庭相談班担当	0467	82	1111	中井町	福祉課 子育て支援班	0465	81	5548
逗子市	子育て支援課 子育て支援係	046	873	1111	大井町	子育て健康課	0465	83	8012

三浦市	子ども課	046	882	1111	松田町	子育て健康課	0465	84	5544
秦野市	こども家庭支援課 こども若者相談担当	0463	82	6241	山北町	福祉課 子ども支援班	0465	75	3644
厚木市	こども家庭センター こども相談系	046	225	2244	開成町	こども課 こども支援班	0465	84	0327
大和市	すくすく子育て課 家庭こども相談係	046	260	5618	箱根町	子育て支援課	0460	85	9595
伊勢原市	子ども家庭相談課	0463	94	4642	真鶴町	福祉課	0465	68	1131
海老名市	子育て相談課こども 家庭相談室	046	235	4825	湯河原町	こども支援課 子育て支援センター	0465	20	4940
座間市	こども家庭課 こども相談係	046	252	8026	愛川町	子育て支援課 子ども福祉班	046	285	6932
南足柄市	こども支援課 こども相談班	0465	73	8072	清川村	保健福祉課 福祉係	046	288	3861
綾瀬市	健康づくり推進課 健康・医療予防担当	0467	77	1133					

IV 関係機関(施設ごとの最寄り機関の一覧表を作成しておきましょう)

【消防署】防火管理者の届出や研修、防災対策の指導に関すること

【保健福祉事務所(保健所)】栄養指導・相談、保健指導・相談、給食の届出、衛生指導に関すること

【かながわ労働センター】労働問題全般に関すること

【労働基準監督署】労働基準法に関すること

【社会保険事務所】従業員の社会保険に関すること

【消費生活センター】利用者との契約に関すること

V 備える書類等(参考書式)

(1) 非常災害関係

※書式例は参考ですので、施設に合わせたものをご使用ください。

書類名及び項目	内 容	書式例
非常災害時の計画 年間計画 対処法 避難方法	火災、地震、不審者進入時等を盛り込んだもの 災害別の対処法を記載したもの 全ての職員、児童が災害時にどのような手段でどの方向に避難するかについて記載したもの (消火用具、避難設備の設置場所を明記した避難経路図を含む)	参考書式 1-1 参考書式 1-2
役割分担	非常災害時の職員の役割及び非常災害に必要な設備の自主点検職員を記載	参考書式 1-3
緊急連絡先一覧 業務継続計画	非常災害時に連絡が必要な関係機関及び保護者の連絡先を記載 感染症のまん延や地震等の自然災害等、不測の事態が発生した場合に、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画	参考書式 1-4
訓練実施記録簿	実施日、参加児童数・職員数、災害の種類、訓練の状況の記録	参考書式 2

(2) 児童に関する書類

書類名及び項目	内 容	書式例
児童票 家庭調書 住所等連絡先 保護者の勤務先 緊急連絡先 入園日 児童の生育歴 既往歴	子どもの関係する資料の綴 家族構成等児童の家庭の状況がわかるもの 出生時、成長、予防接種等健康状態が把握できるもの 入所前の家庭での様子 誕生後にかかった病歴	参考書式 3
全体的な計画 指導計画 (年間・月案・週案)	各保育所の方針や目標 第1章「総則」の幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 第2章「保育の内容」のねらい・内容 地域の実態、保育時間、子どもや家庭の状況などを考慮し適切に編成 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画一人一人の子どもの発達過程や状況 生活の連続性、季節の変化、子どもの主体的活動 子どもの生活する姿や発想を大事にした環境設定等	参考書式 4
デイリープログラム	施設内の1日の生活の流れや保育者の役割や配慮等を明確に示す	参考書式 5
保育日誌 乳児個別日誌 乳児睡眠時記録	その日の活動、児童の様子や気づいたこと等を記す 個々の食欲、排便、睡眠、機嫌等の記録 SIDSの予防のため睡眠状態の観察記録	参考書式 6-1 参考書式 6-2 参考書式 6-3
出席簿	日々出席した児童の記録。児童数は常時保育者が把握する	
連絡帳	その日の児童の様子を保護者と相互で伝え合うためのもの	
給食献立表	月単位または週単位で作成 仕出し弁当の場合はもらって配布	
健康診断票	病気や発達の状況を医療機関に診てもらった記録 (定期健康診断の写しの保管でも可) 入所時及び年2回以上	参考書式 7
身体測定表	児童の発達状態を把握するために身長、体重等を計測する	参考書式 7
保育所児童保育要録	子どもの育ちを支えるために作成	参考書式 8
生活管理指導表	食物アレルギーのある子どもの症状等を把握し対応を適切に進めるため作成	参考書式 9

(3) 職員に関する書類

書類名及び項目	内 容	書式例
労働者名簿	雇入れ年月日、退職事由等	参考書式 10
資格証写し	保育士・看護師	
労働条件通知書	雇用形態や勤務時間・賃金等	参考書式 11
出勤簿	職員の出勤状況（タイムカードでも可）	
勤務割振り表	シフト表 日々の時間帯ごとの配置	
賃金台帳	賃金の支払い状況がわかるもの	参考書式 12
健康診断書	職員採用時、採用後は年1回以上実施	
検便検査結果記録	調理及び調乳担当者の検査結果記録 月1回以上	
履歴書	これまでの勤務履歴（施設名等）、生年月日等	

(4) 施設の整備及び運営に関する書類

書類名及び項目	内 容	書式例
安全計画	施設を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画	
サービス内容の掲示物	利用者の見やすい所に掲示	参考書式 13
契約書面	契約内容を記載した書面を利用者に交付する	参考書式 14
保育室平面図	施設全体及び各室の面積、構造がわかる図面	
その他 入園案内書 園だより 重要事項説明書 行事予定表 入園申込書 入退園記録 保育経過記録 契約書面交付記録簿	整備が望ましい書類（施設の状態によって施設長の判断で整備） 児童票を兼ねることも可 個々の成長や保育中の保育者の関わり等の記録 交付書面の写しや受理印	

(5) その他

書類名及び項目	内 容	書式例
改善報告書	立入調査の指摘事項に対する改善について	参考書式 15

避難消火等訓練年間計画

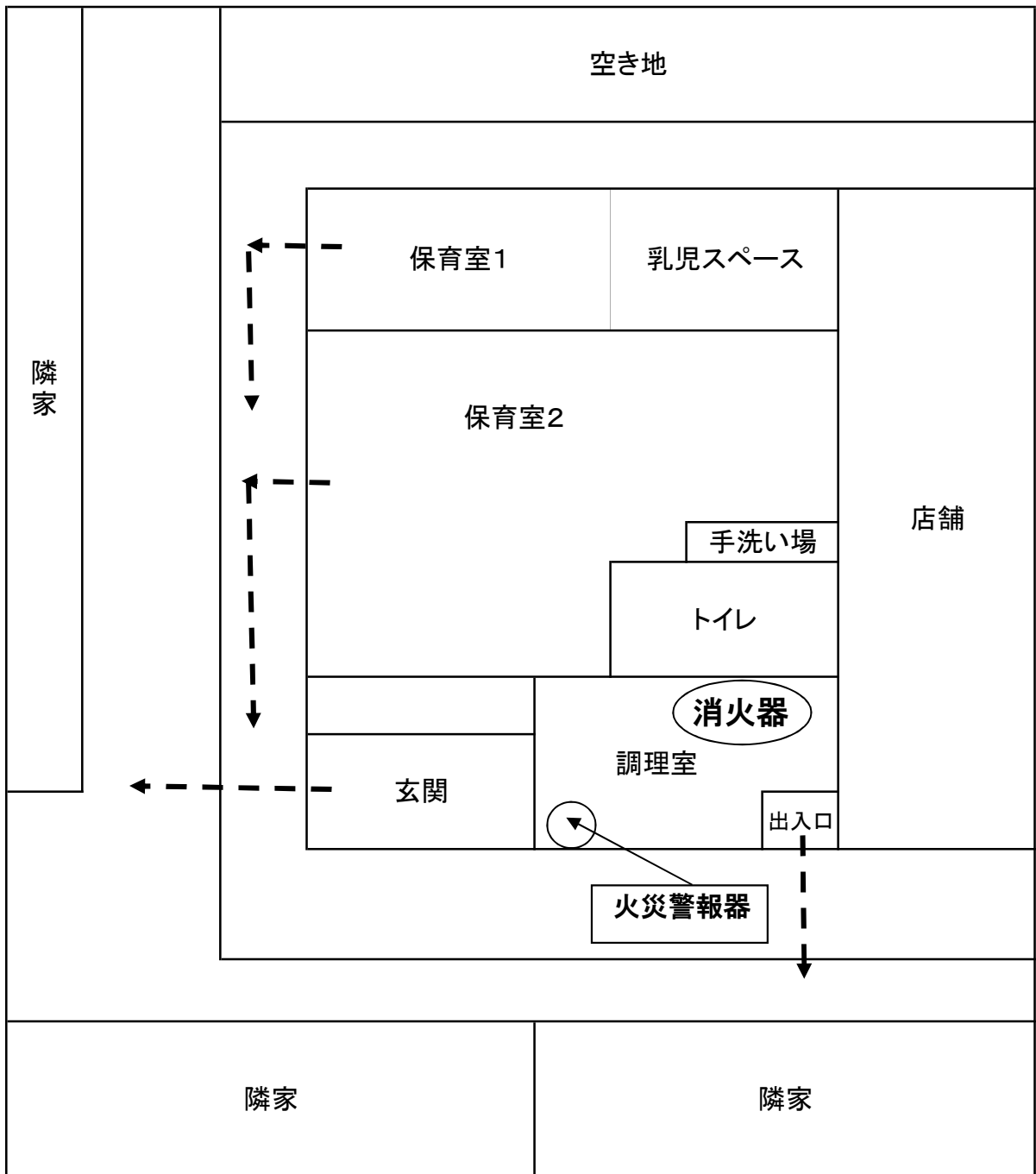
年度

実施日時	訓練種別	訓練内容
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	
月 日 () 午前・午後 時 分	火災・地震・消火 その他 ()	

注) 訓練内容は、消火活動、通報訓練及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。
避難訓練、消火訓練は、毎月1回以上実施する。

避難方法

(参考書式1-2)《記入例》



広域避難所
(〇〇小学校・徒歩〇分)

役割分担

(参考書式1-3)《記入例》

分 担	具体的な役割	氏 名
防火管理者 (又は総括責任者)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画の作成 ・避難の総合的指揮監督 	
通報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署、市町村保育担当課、警察等に通報 ・保護者に連絡 ・関係機関等からの情報収集と連絡 	
避難誘導係	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを集める。 ・避難用具を出す。 ・非常口を開放し子どもを誘導 ・建物内部に子どもが残っていないか人数確認 ・児童の保護者への引き渡し 	乳児担当： 1～2歳児担当： 3歳以上児担当：
搬出係	重要書類、重要物品を搬出し、保管	
消火係	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、スプリンクラー等の設備を操作し、初期消火にあたる。 	
救護係	救急用品を持ち出し、応急措置にあたる。	
防護措置係	<ul style="list-style-type: none"> ・使用中の電気、ガス、危険物等の安全措置 ・消防隊の誘導、消防活動の障害物の除去 	

<自主点検担当>

種 別	担 当 者
消火器具	
自動火災報知器	
避難器具	

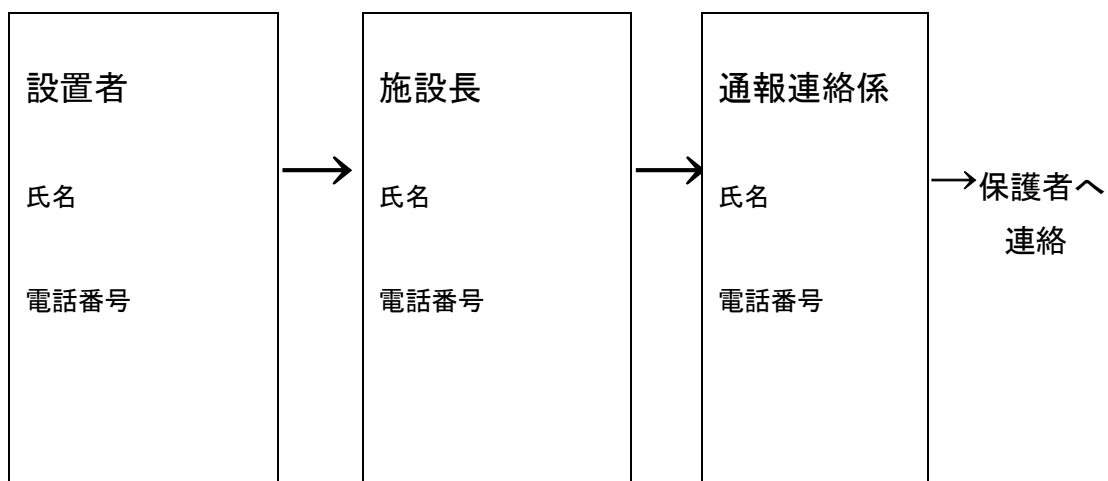
緊急連絡先一覧

(参考書式1-4)

<関係機関>

機 関 名	連 絡 先
市町村保育担当課	
消防署	
警察署	
ガス会社	
電力会社	
水道局	
保健福祉事務所	
提携医療機関	
救急病院	

<緊急時連絡網>



避難消火訓練実施記録簿

(参考書式2) 《記入例》

実施日時	〇〇年〇月〇日(〇)				天 候	晴れ のち 曇り	施 設 長	確認印	担 当 者	確認印
参加人員	児 童	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 以上	職 員	4名 の 他	そ の 名	合 計	15名
	数	1	3	2	5					
訓練の種類	<input checked="" type="radio"/> 火災 地震 <input checked="" type="radio"/> 消火 その他()									
避難場所	第1(園舎裏の空き地) 第2(小学校の校庭)									
使用器具等	消火器・笛・おぶいひも等									
実施内容	1 園長から園舎向い民家より出火(想定)の号令。 2 保育者は、笛で子どもを集中させ火事(訓練)であることを知らせる。…点呼 3 保育室出口に集め、園舎裏の空き地まで避難することを知らせ、0、1歳児は保育者が背負い、裏門まで出る。 4 消火担当者は、消火器を持って、火元に向かい、模擬消火を行う。 5 園長から鎮火の号令。…点呼									
反省及び感想	○避難訓練 出火の号令に対し、子どもは泣くこともなく落ちついて指示に従い、保育室出口まで集まるが、戸外脱出の際、靴の着脱に手間取ってしまい今後検討を要する。 その他は、調理場も号令によりガスの元栓を閉じ、0歳児1歳児も敏速に背負う等保育者に的確な行動がみられ、更に職員間の連携を密に訓練を重ねていきたい。 ○消火訓練 消火担当者は、近くの消火器にて初期消火を行うことが出来た。									
点検項目※	火元の始末	○	非常口の確保	○	その他: 消火器の使用期限が切れていた ので交換した。					
	持ち出し用品	○	消火器	○						

※ 点検したものに○印を記入してください。

※ 避難訓練、消火訓練は、毎月1回以上実施する。

児童票

入園		年 月 日		保育時間予定		既往症		無有 ()		アレルギー		無有 ()					
退園		年 月 日		: ~ :		おこりやすい症状		脱臼・風邪・下痢・便秘・じんましん・ぜんそく・その他 ()									
ふりがな 児童名		性別		生年月日		血液型		平熱		健康状態							
		男女		年 月 日													
ふりがな 保護者名		続柄		自宅Tel		()		良好 普通 不調									
住所		〒										「健康面・身体面での留意点」					
家族構成 (本人は赤字で記入)		氏名		続柄		勤務先又は在学校		勤務先電話									
送迎者		登園時		又は		かかりつけの医療機関		機関名		医師名							
		降園時		又は		住所		Tel									
緊急時連絡先		氏名		自宅・勤務先など		Tel		健康保険証									
		①						名称 記号 番号									
		②															
		③															
発育歴		分娩の状態		正常 異常(手術・鉗子)		早産(ヶ月)		未熟									
		出生体重身長		g		cm		栄養方法 母乳 人工 混合 その他									
		離乳開始		ヶ月		首すわり		歳		月							
		1人で座る		ヶ月		歩行開始		歳		月							
予防接種		Hib (インフルエンザ菌)		1回済 2回済 3回済 4回済 未		MR		1回済 2回済 未									
		小児肺炎球菌		1回済 2回済 3回済 4回済 未		水痘		1回済 2回済 未									
		B型肝炎		1回済 2回済 3回済 未		日本脳炎		1回済 2回済 3回済 未									
		四種混合(DPT-IPV)		1回済 2回済 3回済 4回済 未		BCG		未 済									
入所		食事		時間		朝 時 昼 時 夕 時		食べ方		介助 手づかみ スプーン フォーク おはし							
								離乳食及びミルク 時 時 時		食欲		ある 普通 ない むらがある					
								偏食		嫌いなもの()		所要時間		早い 普通 ゆっくり			
								睡眠		昼寝		しない する(時~時)		おねしょ		する 時々する しない	
								寝付き		早い 普通 寝ぼける		時間		起床(時) 就寝(時)			
								排便		大便		自分でふける 少々ふける ふけない		自分で出来る 出来ない			
												小便		トレーニング中			
														出る回数()回/日 朝 昼 夜		尿意を教える 教えない	
								清潔		手洗い		自分でする 出来ない		うがい		自分でする 出来ない	
										歯磨き		自分でする 出来ない					
								着脱		着る		自分で着る 着られない 着せてもらいたがる		脱ぐ		自分で出来る 出来ない 脱がせてもらいたがる	
										言葉		赤ちゃん言葉(マンマ、ブーブーなど)・はっきり話す・わかりにくい・どもる					
										人見知り		する しない					

(参考書式3)

全体的な計画

保育目標	0歳児				3歳児			
	1歳児				4歳児			
	2歳児				5歳児			
養護に関わる ねらい及び内容	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
生命の保持								
情緒の安定								
教育に関わるねらい及び内容							幼児の終わりにまでに 育てほしい姿 10項目	
3つの 視点	0歳児	5領域	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児		
健やかに伸び 伸びと育つ		健康						(1)健康な心と体 (2)自立心 (3)協同性 (4)道徳心・規範意識の 芽生え (5)社会生活との関わり (6)思考力の芽生え (7)自然との関わり・生 命尊重 (8)数量や図形、標識や 文字などへの関心・ 感覚 (9)言葉による伝え合い (10)豊かな感性と表現
		人間関係						
身近な人と 気持ちが通 じ合う		環境						
		言葉						
身近なもの と関わり感 性が育つ		表現						

※ 標記の年齢は3月31日時点

時間	子どもの活動	保育者の動き	一日を安定に過ごすための保育の留意点	環境設定
7:00	順次登園	受け入れ準備 健康の確認（リーダー）	視診 保護者と連絡の確認を行う	コーナー遊びの設定
	自由あそび	遊びに入れるよう 子どもを誘導（サブ）	職員間で子どもの様子、健康状態の確認を行う	
9:00	朝の会 おやつ	うがい・手洗いに誘う（リーダー） 配膳の準備（サブ）	声かけしながら手洗いの確認を行う。コップ・タオルの衛生面の徹底。落ち着いておやつが食べられるよう環境の配慮・設定	おしぼり エプロン
	排泄(適宜)	乳児：おむつ交換 幼児：トイレ誘導	強制のないよう声かけをしながら排泄を促す	救急用具 ベビーカー、着替え等
9:30	室内・戸外あそび	人数の確認（リーダー） 散歩用荷物の準備 常に全体を視野に入れ、子どもの状況を把握する（リーダー）	散歩のルール、安全面の配慮を行う あそびの展開により保育者がなかだちしたりし、あそびが充実するよう見守る	
11:00	昼食	各年齢に合わせて ミルク、離乳食、昼食の用意。介助	子どもの年齢、状況にあわせて見守り、介助する	おしぼり エプロン
	排泄(適宜)			
12:30	午睡	午睡の準備	午睡時のきめ細かな見守りを行う（体の向き、顔色、呼吸、部屋の明るさ等）	布団、コット等
15:00	起床 排泄（適宜） おやつ	起床の声かけ		おしぼり エプロン
16:00～	あそび 順次降園	保護者対応		

今週の目標 ・約束を守って、ルールある遊びをする。 ・友だちと楽しく遊ぶ。			配慮援助・環境構成等 ・友だちとのぶつかり合いが出てくるが、保育者も一緒に遊びながら声かけしていき、友だちと遊ぶ楽しさを知らせていく。 ・自由な発想で製作活動ができるよう、様々な素材を準備する。				
週	計	月 日 集会 異年齢でゲームを楽しむ。 ルール説明。	火 日 絵画・・はじき絵 汚れても構わない服に 着替える。	水 日 散歩 ○○公園	木 日 がらくた製作 はさみの取扱いに注意 準備物・牛乳パック ・紙コップ等	金 日 がらくた製作の作品で遊ぶ。 遊びの発展ができるよう、 保育者が仲立ちとなる。	土 日 戸外あそび 異年齢で手をつないで散 歩する。
	画	準備物：	準備物：				
案	実	(計画の変更時に記入)		雨天のため変更 がらくた製作をする。	散歩 ○○公園		
	施						
健康 状態 等	契約児 名 一時預かり児 名 ○子 風邪気味食後薬服用 ○男 機嫌悪い						
子どもの 活動と 関わり ・反省	遊びの中での約束を具体的に話す。ルールは頭で理解していても、思い通りにいかず、かんしゃくを起こす子どもがいる。一人一人の子どもの動きを確認しつつ、遊びへ導いていかなくてはならない。 初めてのゲームだったので、異年齢で遊ぶ前に5歳児のみで楽しんでからの方が良かったのかもしれない。今後は自由遊びの中で取り入れていきたい。						
安全 家庭 連絡 等	○子 1日の状態を詳しく伝える。 明日、はじき絵をすることを伝え、汚れてもいい服を準備してもらおう。						
週 の 評 価	【自己評価】				【子どもの評価】		

乳児用保育日誌

年 月 日()		出席	欠席	欠席 状況	保育 全体 記録	責任者	記録者			
天気	室温 °C	契約児								
〈特記事項〉		時間預								
		計								
園 児 名	検 温	昼食状況	夕食状況	ミルク・牛乳	睡眠時間	投薬	機 嫌	排 泄	外気浴	子どもの様子
1 (: ~ :)	°C °C	よく食べる 普通 あまり食べない	よく食べる 普通 あまり食べない	: CC : CC : CC	: ~ : : ~ : : ~ :	有 無	良い 普通 やや悪い	硬 普 軟 下痢 回	分 分	
2 (: ~ :)	°C °C	よく食べる 普通 あまり食べない	よく食べる 普通 あまり食べない	: CC : CC : CC	: ~ : : ~ : : ~ :	有 無	良い 普通 やや悪い	硬 普 軟 下痢 回	分 分	
3 (: ~ :)	°C °C	よく食べる 普通 あまり食べない	よく食べる 普通 あまり食べない	: CC : CC : CC	: ~ : : ~ : : ~ :	有 無	良い 普通 やや悪い	硬 普 軟 下痢 回	分 分	
4 (: ~ :)	°C °C	よく食べる 普通 あまり食べない	よく食べる 普通 あまり食べない	: CC : CC : CC	: ~ : : ~ : : ~ :	有 無	良い 普通 やや悪い	硬 普 軟 下痢 回	分 分	
5 (: ~ :)	°C °C	よく食べる 普通 あまり食べない	よく食べる 普通 あまり食べない	: CC : CC : CC	: ~ : : ~ : : ~ :	有 無	良い 普通 やや悪い	硬 普 軟 下痢 回	分 分	
6 (: ~ :)	°C °C	よく食べる 普通 あまり食べない	よく食べる 普通 あまり食べない	: CC : CC : CC	: ~ : : ~ : : ~ :	有 無	良い 普通 やや悪い	硬 普 軟 下痢 回	分 分	
備考										

(参考書式6-2)

睡眠観察記録

※チェック項目（呼吸、顔色、身体の向き、寝具の状態）

月	日	曜日	室温	湿度	明るさ																																																									
			℃	%	10:00						11:00						12:00						13:00						14:00						15:00						16:00																					
例)	名前	神奈川きんたろう	5	15	25	←	↑	↑	←	←	↑	↑	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55
	時間		10	20	↑	↑	↑	↑	↑	↑	40	50	60	10	20	30	40	50	60	10	20	30	40	50	60	10	20	30	40	50	60	10	20	30	40	50	60	10	20	30	40	50	60	10	20	30	40	50	60	10	20	30	40	50	60	10	20	30	40	50	60	
	担当者		山田 → 佐藤																																																											
	備考		10:30 入眠						鼻水																																																					
	時間		5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55						
	担当者																																																													
	備考																																																													
	時間		5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55												
	担当者																																																													
	備考																																																													
	時間		5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55												
	担当者																																																													
	備考																																																													
	時間		5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55												
	担当者																																																													
	備考																																																													
	時間		5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55												
	担当者																																																													
	備考																																																													
	時間		5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55	5	15	25	35	45	55												
	担当者																																																													
	備考																																																													

(参考書式6-3)

健康診断記録票

児童名

男女 (年 月 日生)

入園日 年 月 日

診断項目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
栄養状態						
脊 柱						
胸 部						
眼の疾病及び疾患						
耳鼻咽喉疾患						
皮膚疾患						
その他の疾病及び異常						
担当医師名						

※ 異常のないものは○印、異常は具体的に記入してください。

実施月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
身長(cm)												
体重(kg)												
実施月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
身長(cm)												
体重(kg)												
実施月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
身長(cm)												
体重(kg)												

(参考書式7)

(参考書式8)

(様式の参考例)

保育所児童保育要録 (入所に関する記録)

児 童	ふりがな 氏 名				性 別	
		年 月 日生				
	現住所					
保 護 者	ふりがな 氏 名					
	現住所					
入 所		年 月 日	卒 所		年 月 日	
就学先						
保育所名 及び所在地						
施 設 長 氏 名						
担当保育士 氏 名						

保育所児童保育要録（保育に関する記録）

本資料は、就学に際して保育所と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料である。

ふりがな		保育の過程と子どもの育ちに関する事項	最終年度に至るまでの育ちに関する事項
氏名		(最終年度の重点)	
生年月日	年 月 日		
性別		(個人の重点)	
ねらい (発達を捉える視点)			
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	(保育の展開と子どもの育ち)	
人間関係	保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。		
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。		
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。		
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。		(特に配慮すべき事項)

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

※各項目の内容等については、別紙に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について」を参照すること。

健康な心と体
自立心
協同性
道徳性・規範意識の芽生え
社会生活との関わり
思考力の芽生え
自然との関わり・生命尊重
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
言葉による伝え合い
豊かな感性と表現

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。

○保育の過程と子どもの育ちに関する事項

*最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

*個人の重点：1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。

*保育の展開と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達の姿（保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの）を、保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えて記入すること。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。あわせて、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。別紙を参照し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

*特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。

○最終年度に至るまでの育ちに関する事項

子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入すること。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について

<p>保育所保育指針第1章「総則」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針第2章「保育の内容」に示されたねらい及び内容に基づいて、各保育所で、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に小学校就学の始期に達する直前の年度の後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ子どもの自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性にに応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではないことに留意すること。</p>	
健康な心と体	<p>保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。</p>
自立心	<p>身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力でやるために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。</p>
協同性	<p>友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。</p>
道徳性・規範意識の芽生え	<p>友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。</p>
社会生活との関わり	<p>家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。</p>
思考力の芽生え	<p>身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。</p>
自然との関わり・生命尊重	<p>自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。</p>
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	<p>遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。</p>
言葉による伝え合い	<p>保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。</p>
豊かな感性と表現	<p>心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。</p>

保育所児童保育要録（保育に関する記録）の記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

提出日 年 月 日

名前 男・女 年 月 日生 (歳 ヶ月) 組

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

緊急連絡先
 ★保護者
 電話:
 ★連絡医療機関
 医療機関名:
 電話:

病型・治療		保育所での生活上の留意点		記載日	
食物アレルギー (あり・なし) アナフィラキシー (あり・なし)	A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他:)	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC. 欄及び下記C. E欄を参照)	B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP ・ ニューMA-1 ・ MA-mi ・ ペプディエット ・ エレメンタルフォーミュラ その他()	年 月 日	
	B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因:) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)	C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC. 欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵: 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・麦茶 6. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ: ゴマ油 12. 魚類: かつおだし・いりこだし 13. 肉類: エキス		E. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	医師名 医療機関名 電話
	C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 大豆 《 》 7. ゴマ 《 》 8. ナッツ類* 《 》 (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・) 9. 甲殻類* 《 》 (すべて・エビ・カニ・) 10. 軟体類・貝類* 《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・) 11. 魚卵* 《 》 (すべて・イクラ・タラコ・) 12. 魚類* 《 》 (すべて・サバ・サケ・) 13. 肉類* 《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・) 14. 果物類* 《 》 (キウイ・バナナ・) 15. その他 () 「*は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3. その他()	D. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限() 3. 調理活動時の制限 () 4. その他 ()	記載日 年 月 日	
	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3. その他()	C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC. 欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵: 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・麦茶 6. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ: ゴマ油 12. 魚類: かつおだし・いりこだし 13. 肉類: エキス	E. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	医師名 医療機関名 電話	
気管支ぜん息 (あり・なし)	A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	C. 急性増悪(発作)治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 3. その他	A. 寝具に関して 1. 管理不要 2. 防ダニシーツ等の使用 3. その他の管理が必要()	C. 外遊び、運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容:)	
	B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 剤形: 投与量(日): 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他 ()	D. 急性増悪(発作)時の対応 (自由記載)	B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 動物名() 3. 飼育活動等の制限()	D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	記載日 年 月 日
	A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	C. 急性増悪(発作)治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 3. その他	A. 寝具に関して 1. 管理不要 2. 防ダニシーツ等の使用 3. その他の管理が必要()	C. 外遊び、運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容:)	医師名 医療機関名 電話
	B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 剤形: 投与量(日): 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他 ()	D. 急性増悪(発作)時の対応 (自由記載)	B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 動物名() 3. 飼育活動等の制限()	D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	記載日 年 月 日

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- 同意する
- 同意しない

保護者氏名

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎)

提出日 年 月 日

名前 男・女 年 月 日生 (歳 ヶ月) 組

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

アレルギー疾患	病型・治療		保育所での生活上の留意点		記載日
					年 月 日
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	A. 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症:面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変		A. プール・水遊び及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 ()		医師名
	B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他()	B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他()	C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 動物名 () 3. 飼育活動等の制限 () 4. その他 ()	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他()		A. プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容:) 3. プールへの入水不可		医師名
	B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他()		B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容:)		
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症)		A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容:)		医師名
	主な症状の時期: 春・夏・秋・冬		B. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)		
					電話

●保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- ・ 同意する
- ・ 同意しない

保護者氏名

様式第十九号(第五十三条関係)

労働者名簿

履歴	死亡	又は	退職	年月日	生年月日	性別
	由を含む。	は	事由(退職)			氏名
	ては、その理	の場合にあつ	の事由が解雇			
					従事する業務の種類	
					住	
					所	
					雇入れ年月日	

労働条件通知書

年 月 日	
殿	
事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 （ ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） ）
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ）] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)

賃金	<p>1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、 ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 50%; margin: 10px auto;"></div> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ (手当 円 /計算方法:) ロ (手当 円 /計算方法:) ハ (手当 円 /計算方法:) ニ (手当 円 /計算方法:)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 () % 月60時間超 () % 所定超 () % ロ 休日 法定休日 () %、法定外休日 () % ハ 深夜 () %</p> <p>4 賃金締切日 () -毎月 日、() -毎月 日 5 賃金支払日 () -毎月 日、() -毎月 日 6 賃金の支払方法 ()</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ()) 8 昇給 (時期等) 9 賞与 (有 (時期、金額等) , 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)</p> </div>
退職に関する事項	<p>1 定年制 (有 (歳) , 無) 2 継続雇用制度 (有 (歳まで) , 無) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 10px auto;"> </div> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
その他	<p>・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , 無) ・その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 10px auto;"> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。</p> <p>労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。</p> </div>

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

様式第20号 (第55条)

賃金台帳

(常時使用されるもの)
働者に対するもの)

賃金計算期間		分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	氏名															
労働日数		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																
労働時間数		時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間																
休日労働時間数		時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間																
早出残業時間数		時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間																
深夜労働時間数		時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間																
基本賃金		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
所定時間外割増賃金		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	性別															
手 当	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
小計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	所属															
非課税分賃金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
臨時の給与		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	職名															
賞与		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
合計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円																
社会 保険 料 控 除	健康保険	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
	厚生年金・保険	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
	雇用保険	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
	小計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円																
差引残		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円																
控 除 金	所得税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
	市町村民税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
	小計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円																
実物給与		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																
差引支払金		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円																
領収	印	月	日	印	月	日	印	月	日	印	月	日	印	月	日	印	月	日	印	月	日	印	月	日	印	月	日	印

(参考書式12)

〇〇〇保育室

施設の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 △ビル
 Tel. 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

事業開始年月日 〇年〇月〇日

設置者 〇〇株式会社(代表 〇〇〇〇)

管理者(施設長) 〇〇〇〇

提供する保育サービス

◇開所時間

〇月曜日～金曜日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)
 〇土曜日 〇:〇〇～〇:〇〇(延長時間帯～〇:〇〇まで)
 ※日曜日・祝祭日は休園日です。

◇定員

30名(0歳児5名 1・2歳児10名 3歳以上児(就学前まで)15名)

◇保育内容・利用料金

〇月極預かり 1ヶ月 ***円～***円
 〇一時預かり 1時間 ***円～***円
 〇延長保育料金 1時間 ***円～***円
 ※利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
 ※上記料金の他、別途食事代(***円)、おむつ代(***円)等がかかります。

◇保育従事者等の配置

〇当保育室は、通常、次のような保育従事者を配置しています。

月曜日～金曜日

有資格者 4名(常勤3名 非常勤1名)
 その他 2名(常勤1名 非常勤1名)

土日・祝祭日

有資格者 3名(常勤2名 非常勤1名)
 その他 1名(常勤0名 非常勤1名)

〇その他調理員1名を配置しています。

◇設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

(受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。)

施設の概要

◇建物の構造

鉄筋コンクリート造り

◇主な設備

・保育室 (2階〇室) **㎡	・調理室(2階〇室) **㎡
(3階〇室) **㎡	・その他 **㎡
・乳児室 (2階〇室) **㎡	

総延べ面積 **㎡

設置者及び職員に対する研修の受講状況

設置者 〇〇研修受講済み
 職員 A 〇〇研修受講済み
 職員 B 〇〇研修受講済み

※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設及びベビーシッターのみ記入。

保険の種類等・提携医療機関

◇加入している保険 ※詳しくは、配布している「〇〇保険のしおり」をご覧ください。

- 保険の種類 : 〇〇損害保険
- 保険事故(内容):
- 保険金額 : * * * * 円

◇提携する医療機関

当施設は、△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。
また、月極保育のお子さまに対しては、△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。

- 医療機関名:
- 所在地 : 〒000-0000 神奈川県〇〇市〇〇1-10-20

緊急時・災害時の連絡

◇緊急時等における対応方法

- お子さんの事故や緊急時等の保護者との連絡方法
緊急連絡先として御提出いただいている連絡先へお電話します。
繋がらない場合は留守番電話にメッセージを入れますので、御確認いただき、必ず折り返しお電話ください。
- 緊急時における関係機関の連絡先
 - ・(株)〇〇 本社保育施設部 電話 0467-×××-××××
 - ・〇〇市保育課 電話 045-×××-××××
 - ・〇〇保育室 施設長業務携帯電話 090-××××-××××

◇非常災害対策

- 災害時における関係機関等の連絡先
 - ・上記緊急時と同じ
- 災害時の避難場所及び避難方法
 - ・第一避難場所: △△総合公園 第二避難場所: 〇〇小学校
 - ・当園では、「災害対策マニュアル」に定めた経路で避難します。
- 災害時の保護者との連絡方法
 - ・緊急連絡先への電話
 - ・NTT 災害伝言サービス
- 避難訓練の実施状況
 - ・当園では、「災害対策マニュアル」に基づき、毎月実施しています。

◇虐待の防止のための措置

- ・当園では、虐待の防止に関する研修を毎年実施しています。

当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設（私設保育施設）として、同法第59条の2に基づき神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課（045-210-4663）へ設置を届出しています。

サービス内容・利用料の変更及びその理由

- 変更なし(令和〇年〇月〇日時点)
- 〇〇のため、〇〇の変更を令和〇年〇月〇日から行います。
- 変更後〇〇 変更前〇〇

〇〇〇保育室利用に当たって

〇年〇月〇日

(契約者名) 〇〇〇〇 様

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 〇

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金

利用児童	〇〇〇〇 (平成〇年〇月〇日生 〇歳〇か月)	
利用形態	月極保育	
利用期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時	
料 金	入会金	×××円 (初回のみ)
	利用料	ひと月×××円
	その他	食事代、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収致します。

※詳しい保育内容については、別添の「〇〇〇保育室利用のしおり」のとおりです。

◇ 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

保険の種類	
保険事故 (内容)	
保険金額	****円

※詳しくは、別添の「〇〇〇保険のしおり」をご覧ください。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。
また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】 △△△病院
【所在地】 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 1-10-20

◇ その他条件等

・利用に当たっては、別添の「〇〇〇保育室利用規約」記載事項を遵守してください。

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名)	〇〇〇〇 (職名：主任保育士)
(担当者連絡先)	Tel 01-2345-6789
(受付時間)	午前8時～午後5時

施設の概要

- 施設の名称・所在地 〇〇〇保育室
〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 ABCビル2階
- 設置者・住所 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇4-5-6
- 施設長(管理者) 〇〇〇〇

※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(私設保育施設)として、同法第59条の2に基づき神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課(045-210-4663)へ設置を届出しています。

(参考書式15)

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

施設名称

設置者氏名

※ 設置者が個人以外の場合は、法人等団体の名称及び代表者の職及び氏名を記載

立入調査の指摘事項に対する改善について（報告）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け次育第〇〇号にて指摘のありました事項について、次のとおり改善措置を講じましたので、報告します。

改善指示事項	改善措置
1	1
2	2
3	3

* 添付書類（改善結果の内容がわかる書類を添付してください。）

例：改善後の写真、雇用契約書（写し）など

注）本様式は参考例として示したものです。

改善結果報告書提出時の添付書類の例(6人以上)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
1	(1)保育に 従事する 者の数	1-①	—	月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。	①労働条件通知書(又は雇用契約書)等②勤務割振表及び勤務実態がわかる書類(タイムカードなど)③児童の登園、降園時間がわかる書類(②③は概ね1週間分)
		—	1-1	総乳幼児に対して保育に従事する者が不足している。	①労働条件通知書(又は雇用契約書)等②勤務割振表及び勤務実態がわかる書類(タイムカードなど)③児童の登園、降園時間がわかる書類(②③は概ね1週間分)
		1-②	—	契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。(常時2人以上配置) ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合は1名の配置で可。 (1人となる時間帯を最小限にすることやほかの職員を配置するなど安全面に配慮する。)	①勤務割振表②勤務実態がわかる書類(タイムカードなど)③児童の登園、降園時間がわかる書類(②③は概ね1週間分)※新たに職員を採用する場合は、労働条件通知書又は雇用契約書等も必要です。
	(2)保育に 従事する 者の有資 格者の数	1-③ ア	—	月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者の数が必要数の3分の1以上ない。	労働条件通知書(又は雇用契約書)、保育士資格証明書(保育士証)の写し及び1-②の書類
		1-③ イ	—	月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が全くない。	
		—	1-3	総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者の数が必要数の3分の1以上ない。	労働条件通知書(又は雇用契約書)、保育士資格証明書(保育士証)の写し及び1-②の書類
(3)保育士 の名称	1-④	—	保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用している。	具体的な改善内容がわかる書類	
	—	1-4	国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示せず、当該事業実施区域以外の区域を表示している。	国家戦略特別区域限定保育士証	
2	(1)保育室 の面積	2-①	—	保育室の面積が、月極契約乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されていない。	施設平面図(保育室の床面積を明記)及び年齢別在籍児童数のわかる書類
		—	2-1	保育室の面積が、総乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されていない。	施設平面図(保育室の床面積を明記)及び年齢別在籍児童数のわかる書類
	(2)調理室 の有無	2-②	—	調理室(施設外調理等の場合)には必要な調理機能がない。	改善後の施設平面図及び写真
		2-③	—	調理室(調乳室)が、乳幼児が簡単に立ち入ることができないよう区画等されていない。	改善後の施設平面図及び写真
		—	2-3	区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。	改善後の施設平面図及び写真
		—	2-④	衛生的な状態が保たれていない。	改善後の写真
		—	2-4	衛生的な状態が保たれていない。(清掃方法の見直し等軽微な場合)	衛生管理マニュアル、写真など
	(3)保育場 所の区画	2-⑤	—	おおむね1歳未満児とその他の児童の保育場所とが区画されていない。	改善後の施設平面図及び写真
		—	2-5	おおむね1歳未満児とその他の児童の保育場所との区画が不十分	改善後の写真
	(4)保育室 の採光及 び換気の 確保、安 全性の確 保	2-⑥	—	窓等採光に有効な開口部がない。	改善後の写真
		—	2-⑦	窓等換気有効な開口部がない。	改善後の写真
—		2-⑧	同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。	改善後の写真など改善内容がわかるもの	
(5)便所	2-⑨	—	便所用の手洗設備が設けられていない。	改善後の写真	
	—	2-9	便所用の手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。)	衛生管理マニュアル、写真など	
	—	2-⑩	便所が、保育室及び調理室と区画されていない。	改善後の施設平面図及び写真	
	—	2-10	便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)	衛生管理マニュアル、写真など	
	—	2-⑪	—	便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上ない。	改善後の施設平面図及び写真
—	—	2-11	便所使用時又は便所設備の安全面が配慮されていない。	改善後の写真など改善内容がわかるもの	

改善結果報告書提出時の添付書類の例(6人以上)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例		
3	(1)消火用具、非常口	3-①	—	消火用具がない又は消火用具の機能が失効している。	改善後の写真、購入した場合は購入したことがわかるもの(請求書、領収書など)	
			3-1	—	消火用具の設置場所等につき、職員に周知されていない。	改善後の掲示など周知されたことがわかるもの
		3-②	—	非常口が、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に適切に設置されていない。	改善したことがわかる書類(工事請負契約書など)及び写真	
	(2)非常災害	3-③	—	30人以上の施設につき、具体的計画(消防計画)を作成、届出をしていない。	消防署に提出した届出の写し	
		3-④	—	30人未満の施設につき、具体的計画(消防計画)を作成していない。	緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員分担が記載された計画の写し	
		3-⑤	—	30人以上の施設につき、防火管理者の選任、届出をしていない。	消防署に提出した届出の写し	
		3-⑥	—	消火避難等の訓練が全く実施されていない。	消火避難等訓練の計画書及び実施記録の写し	
	3-6	—	避難消火等の訓練が毎月実施されていない。	消火避難等訓練の計画書及び実施記録の写し		
保育室を2階以上に設ける場合の条件	4-①	—	保育室その他乳幼児が入り又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えていない。	改善後の施設平面図及び写真		
	4-②	—	下記のイ又はロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。 ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。 常用① 屋内階段 ② 屋外階段 避難用① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段	改善後の施設平面図及び写真		
保育室を3階以上に設ける場合の条件	4-③	—	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)	移転先の建築確認申請書の写しなど		
	4-④	—	下表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。 常用① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段 避難用① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段	階段を設置したことがわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	4-⑤	—	避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	改善後の施設平面図及び写真		
	4-⑥	—	調理室について、以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの設けられている。 ③ 調理室において調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	改善した状況がわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	4-⑦	—	保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でない。	改善した状況がわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	4-⑧	—	保育室その他乳幼児が入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていない。	改善後の施設平面図及び写真		
	4-8	—	転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	改善後の施設平面図及び写真		
4	4-⑨	—	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)がない。	改善した状況がわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	4-⑩	—	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されていない。	改善した状況がわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	4-⑪	—	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)	移転先の建築確認申請書の写しなど		

改善結果報告書提出時の添付書類の例(6人以上)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例		
保育室を4階以上に設ける場合の条件	4-12	—	下表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。 常用 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 避難用 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同条に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	階段を設置したことがわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	4-13	—	避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	改善後の施設平面図及び写真		
	4-14	—	調理室について、以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	改善した状況がわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	4-15	—	保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていない。	改善した状況がわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	4-16	—	保育室その他乳幼児が入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていない。	改善後の施設平面図及び写真		
	4-16	—	転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	改善後の施設平面図及び写真		
	4-17	—	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)がない。	改善した状況がわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	4-18	—	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されていない。	改善した状況がわかる書類(工事請負契約書など)及び写真		
	保育内容	(1)保育の内容	5-①	—	デイリープログラム等(保育計画、年間計画など)が作成されていない。	デイリープログラムなど
			5-2	—	必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれていない。	保育計画・保育日誌、衛生管理マニュアルなどの写しなど
		5-②	—	特に注意を要するもの(5-2に関して)	保育計画・保育日誌、衛生管理マニュアルなどの写し	
		5-3a	—	屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児)	保育計画・保育日誌などの写しなど	
		5-3b	—	外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児)	保育計画・保育日誌などの写しなど	
		5-③	—	特に注意を要するもの(5-3a、5-3bに関して)	保育計画・保育日誌などの写し	
		5-4	—	漫然と乳幼児にテレビやビデオを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっている。	保育計画・保育日誌などの写しなど	
		5-5	—	一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。	保育計画・保育日誌、連絡帳などの写し	
		5-⑤	—	特に注意を要するもの(5-5に関して)	保育計画・保育日誌、連絡帳などの写し	
		5-⑥	—	必要な遊具、保育用品が備えられていない。	改善した状況がわかる書類(領収書など)及び写真	
	5-6	—	年齢に応じた遊具や玩具が備えられていない、衛生面に問題があるなど、改善を要する点がある。	新規購入した遊具・玩具の領収書の写し、写真など		
	5-⑦	—	(大型遊具を備えている場合)大型遊具の安全性に問題がある。	改善した状況がわかる書類及び写真		
保育姿勢等	(2)保育姿勢等	5-8	—	保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。	研修資料、研修報告書などの写し	
		5-⑨	—	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることなど、乳幼児の人権に配慮が欠けている。	保育計画・保育日誌、研修報告書、職員会議録などの写し	
		5-⑩	—	乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていない。	具体的な改善内容がわかる書類	

改善結果報告書提出時の添付書類の例(6人以上)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例
(3)保護者 との連絡 等		5-11	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡し合っていない。	連絡帳、園だよりなどの写し
		5-12	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		5-13	保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応していない。	見学者訪問記録などの写し
		5-14	保護者からの苦情及び要望については、誠意を持って対応し、適切かつ速やかに処理していない。	苦情・要望の記録などの写し
6 給食	(1)衛生管理 の状況	6-1①	食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用していない。哺乳びんは使用することによく洗い、滅菌したものを使用していない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など
		6-2②	汚れている、残飯等が放置されているなど、調理室(調乳室)が清潔に保たれていない。	具体的な改善内容がわかる書類及び写真
		6-2a	調理方法が衛生的でない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など
		6-2b	配膳が衛生的でない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など
		6-3	食事時、食器類や哺乳ビンが、乳幼児や保育従事者の間で十分な消毒がされずに共用されることがある。	衛生管理マニュアルの写し、写真など
		6-4④	原材料、調理済み食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適当な措置を講じていない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など
	(2)食事内容 等の状況	6-5⑤	乳児の食事を幼児の食事と区別して実施していない。或いは、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容でない。	具体的な改善内容がわかる書類
		6-6⑥	[市販の弁当等の場合]乳幼児に適した内容に配慮されていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		6-7⑦	乳児にミルクを与えた場合にゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われていない。或いは、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		6-8⑧	献立表が作成されていない。 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	献立表 献立表の写し、給食の写真など
(1)乳幼児 の健康状態 の観察	7-1a	7-1a	登園の際、健康状態の観察が十分に行われていない。	保育日誌、連絡帳、受入れ表などの写し
		7-1b	登園時に保護者からの乳幼児の状態の報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	連絡帳、受入れ表などの写し
		7-2	降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が十分に行われていない。	保育日誌、連絡帳などの写し
	7-2②	注意が必要である場合において保護者等へ乳幼児の状態を報告していない。	具体的な改善内容がわかる書類	
	(2)乳幼児 の発育 チェック	7-3③	身長や体重の測定などの基本的な発育チェックを全く行っていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-3	身長や体重の測定などの基本的な発育チェックを毎月行っていない。	健康診断結果記録、発達チェック表などの写し
	(3)乳幼児 の健康診断	7-4④	乳幼児の健康診断について、入所時に実施されていない。	健康診断を実施したことがわかる書類
		7-5⑤	1年に2回の健康診断が全く実施されていない。(おおむね6月毎に実施)	健康診断を実施したことがわかる書類
		7-5a	1年に1回しか実施していない。 ・一部の乳幼児について全く実施していない場合 ・一部の乳幼児について1年に1回しか実施していない場合 ・全く実施していない乳幼児と1年に1回しか実施していない乳幼児がいる場合(一部未実施の場合を含む。)	健康診断を実施したことがわかる書類の写し
		7-5b	健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある	健康診断を実施したことがわかる書類の写し
7-6⑥		緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。	保育施設付近の病院関係一覧	
7-6		職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	保育施設付近の病院関係一覧、職員会議録などの写し	
(4)職員の 健康診断	7-7⑦	職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施していない。	健康診断を実施したことがわかる書類	
	7-8⑧	調理(調乳)に携わる職員の、検便が全く実施されていない。	検便を実施したことがわかる書類(結果記録など)	
	7-8	調理(調乳)に携わる職員の、概ね月1回検便が実施されていない。	検便を実施したことがわかる書類の写し(結果記録など)	
(5)医薬品 等の整備	7-9⑨	最低限必要な医薬品、医療品が備えられていない。	医療品・医薬品の一覧の写し、写真など	
(6)感染症 への対応	7-10⑩	感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児について、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していない。	具体的な改善内容がわかる書類	

改善結果報告書提出時の添付書類の例(6人以上)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
7 健康 管理 ・ 安全 確保		7-10a	再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めている。	書面交付を保護者に依頼する文書などの写し	
		7-10b	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、原則として、一人一人のものを準備すること。洗浄、洗濯等を行わないまま共用していないこと。	一人一人のものを準備した状態の写真など	
	(7)乳幼児 突然死症 候群に対 する注意	7-11	—	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していないなど乳幼児突然死症候群に対する注意が払っていない。	睡眠時観察記録表などの写し
		7-12	—	乳児を寝かせる場合には、うつぶせ寝をさせるなど乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	睡眠時観察記録表、事故防止マニュアルの写し、午睡中の写真など
		7-13	—	午睡中の死亡事故を防ぐため、安全な睡眠環境を整え、常に心身の状態を確認し早く異常に気付けるよう、0.1歳児は必ず呼吸チェックを行い、(参考書式)睡眠観察記録表を作成するなど記録していない。	睡眠時観察記録表などの写し(記載済みのもの)
		7-13	—	2歳児以上の児童についても、薬を飲んでいる児童や入所後間もない児童の場合は、最大限の注意を払い、0.1歳児と同様に呼吸チェックを行い、記録していない。	睡眠時観察記録表などの写し
		7-14	—	保育室内で喫煙している。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-15	—	安全計画が策定されていない。	安全計画の写し
		7-16	—	保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	危険物防止に対するマニュアルの写し、写真など
		7-17	—	職員に対し、安全計画について周知されていない。	職員へ周知した記録(職員会議の議事録や職員研修の記録など)の写し
		7-18	—	安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。	研修及び訓練の実施記録の写し
		7-19	—	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	保護者に対し周知した記録(入学説明会、保護者会の議事録や配布資料など)の写し
		7-20	—	事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して困障を設けるなど適切な安全管理が図られていない。	具体的な改善内容がわかる書類及び写真
		7-21	—	プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配慮し、その役割分担を明確にしている。	事故防止マニュアル、役割分担表、職員会議録などの写し
		7-22	—	・児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去していない。 ・食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応していない。(配慮して食事を提供していない。)	生活管理指導表等、献立表の写し、給食の写真など
		7-23	—	窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施していない。	定期点検チェック表の写し、保育室・園庭の写真など
		7-24	—	困障はあるが、施設等が不十分であるなど、不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制が整備されていない。	不審者対応マニュアルなどの写し
		7-25	—	児童の施設外での活動のための移動等のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	児童の所在確認マニュアルなどの写し及び所在確認の実施記録の写し
		7-26	—	児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。	設置した装置の設置日、メーカー名及び型式などが分かる書類(納品書等)及び写真
		7-27	—	児童の降車の際の確認にあたり、当該自動車に備えられている車内の児童の見落としを防止する装置を用いていない。	児童降車時の見落とし防止装置による所在確認マニュアルの写し及び実施記録など
		7-28	—	事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的な訓練を実施していない。	訓練に使用した資料、訓練の実施記録の写し、写真など
		7-29	—	賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう、賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えていない。	賠償責任保険証の写し
		7-30	—	事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告していない。	都道府県知事に報告した事故報告書の写し
		7-31	—	事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して取った処置について記録していない。	都道府県知事に報告した事故報告書の写し
		7-32	—	死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が取られていない。	事故検証結果の報告書
	8 利用 者 へ の 情 報 提 供	8-1	—	サービス内容について全く掲示されていない。 サービス内容について「ここdeサーチ」に全く掲載されていない。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真 「ここdeサーチ」への掲載依頼の写し
		8-1	—	サービス内容について、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 サービス内容について、「ここdeサーチ」に掲載がない項目がある又は内容が不十分。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真 「ここdeサーチ」への掲載(修正)依頼の写し
8-2		—	サービス内容について利用者に書面等により交付されていない。	改善後の契約内容を記載した書面の写し	
8-2		—	サービス内容について、交付内容が不十分。	改善後の契約内容を記載した書面の写し	
8-3		—	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われていない。	具体的な改善内容がわかる書類(パンフレット等)	

改善結果報告書提出時の添付書類の例(6人以上)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例
		8-3	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明はされているが、内容が不十分。	具体的な改善内容がわかる書類(パンフレット等)
9 備 え る 帳 簿	9-①	—	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿等が備えられていない。	当該書類の写し
		9-1	上記の帳簿の整備内容が不十分である。	当該書類の写し
	9-②	—	労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等の整備状況が不十分である。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類(労働基準法第109条)	当該書類の写し
	9-③	—	在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等が備えられていない。	当該書類の写し
		9-3	上記帳簿等の整備内容が不十分である。	児童票の様式など

改善結果報告書提出時の添付書類の例(5人以下)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
1	(1)保育に 従事する 者の数	1-①	—	乳幼児数が3人を超えている。	①児童の登園、降園時間がわかる書類(概ね1週間分)
		1-②	—	乳幼児数が5人を超えている。	①勤務割振表及び勤務実態がわかる書類(タイムカードなど)②児童の登園、降園時間がわかる書類(①②は概ね1週間分)
	(2)保育に 従事する 者の有資 格者の数	1-③	—	保育に従事する者のうち、1人以上は有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。	労働条件通知書(又は雇用契約書)、保育士資格証明書(保育士証)の写し及び1-②の書類
	(3)保育士 の名称	1-④	—	保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用している。	具体的な改善内容がわかる書類
		—	1-4	国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示せず、当該事業実施区域以外の区域を表示している。	国家戦略特別区域限定保育士証
2	(1)保育室 の面積	2-①	—	乳幼児の保育を適切に行うことができる広さが確保されていない。	施設平面図(保育室の床面積を明記)及び年齢別在籍児童数のわかる書類
		(2)調理室 の有無	2-②	—	調理設備(施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能)がない。
	2-③		—	調理設備(調乳室)が、乳幼児が簡単に立ち入ることができないよう区画等されていない。	改善後の施設平面図及び写真
	2-3		—	区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。	改善後の施設平面図及び写真
	2-④		—	衛生的な状態が保たれていない。	改善後の写真
	2-4		—	衛生的な状態が保たれていない。(清掃方法の見直し等軽微な場合)	衛生管理マニュアル、写真など
	(3)保育室 の採光及 び換気の 確保、安 全性の確 保		2-⑤	—	窓等採光に有効な開口部がない。
		2-⑥	—	窓等換気に有効な開口部がない。	改善後の写真
		2-⑦	—	同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。	改善後の写真など改善内容がわかるもの
		(4)便所	2-⑧	—	便所用の手洗設備が設けられていない。
2-8	—		便所用の手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。)	改善後の写真など改善内容がわかるもの	
2-⑨	—		便所が、保育を行う部屋及び調理設備が設けられた部屋と区画されていない。	改善後の施設平面図及び写真	
2-9	—		便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)	衛生管理マニュアル、写真など	
2-⑩	—	便器が一つもない。(便所が同一階にあり、共同使用可)	改善後の施設平面図及び写真		
2-10	—	便所使用時又は便所設備の安全面が配慮されていない。	改善後の写真など改善内容がわかるもの		
3	(1)消火用 具、非常 口	3-①	—	消火用具がない又は消火用具の機能が失効している。	改善後の写真、購入した場合は購入したことがわかるもの(請求書、領収書など)
		3-1	—	消火用具の設置場所等につき、職員に周知されていない。	改善後の掲示など周知されたことがわかるもの
		3-②	—	非常口がない。或いは、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に適切に設置されていない。	改善したことがわかる書類(工事請負契約書など)及び写真
	(2)非常災 害	3-③	—	災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されていない。	改善したことがわかる書類(非常災害に対する計画)
		3-④	—	消火避難等の訓練が全く実施されていない。	消火避難等訓練の計画書及び実施記録の写し

改善結果報告書提出時の添付書類の例(5人以下)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
		3-4	避難消火等の訓練が毎月実施されていない。	消火避難等訓練の計画書及び実施記録の写し	
5 保育 内容	(1)保育の 内容	5-①	— デイリープログラム等(保育計画、年間計画など)が作成されていない。	デイリープログラムなど	
		5-2	— 必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれていない。	保育計画・保育日誌、衛生管理マニュアルなどの写しなど	
		5-②	— 特に注意を要するもの(5-2に関して)	保育計画・保育日誌、衛生管理マニュアルなどの写し	
		5-3a	— 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児)	保育計画・保育日誌などの写しなど	
		5-3b	— 外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児)	保育計画・保育日誌などの写しなど	
		5-③	— 特に注意を要するもの(5-3a、5-3bに関して)	保育計画・保育日誌などの写し	
		5-4	— 漫然と乳幼児にテレビやビデオを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっている。	保育計画・保育日誌などの写しなど	
		5-5	— 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。	保育計画・保育日誌、連絡帳などの写し	
		5-⑤	— 特に注意を要するもの(5-5に関して)	保育計画・保育日誌、連絡帳などの写し	
		5-⑥	— 必要な遊具、保育用品が備えられていない。	改善した状況がわかる書類(領収書など)及び写真	
		5-6	— 年齢に応じた遊具や玩具が備えられていない、衛生面に問題があるなど、改善を要する点がある。	新規購入した遊具・玩具の領収書の写し、写真など	
		5-⑦	— (大型遊具を備えている場合)大型遊具の安全性に問題がある。	改善した状況がわかる書類及び写真	
		(2)保育姿 勢等	5-8	— 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。	研修資料、研修報告書などの写し
			5-⑨	— 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることなど、乳幼児の人権に配慮が欠けている。	保育計画・保育日誌、研修報告書、職員会議録などの写し
5-⑩	— 乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていない。		具体的な改善内容がわかる書類		
(3)保護者 との連絡 等	5-11	— 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡し合っていない。	連絡帳、園だよりなどの写し		
	5-⑫	— 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされていない。	具体的な改善内容がわかる書類		
	5-13	— 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応していない。	見学者訪問記録などの写し		
	5-14	— 保護者からの苦情及び要望については、誠意を持って対応し、適切かつ速やかに処理していない。	苦情・要望の記録などの写し		
6 給 食	(1)衛生管 理の状況	6-①	— 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用していない。哺乳びんは使用することによく洗い、滅菌したものを使用していない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	
		6-②	— 汚れている、残飯等が放置されているなど、調理設備(調乳室)が清潔に保たれていない。	具体的な改善内容がわかる書類及び写真	
		6-2a	— 調理方法が衛生的でない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	
		6-2b	— 配膳が衛生的でない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	
		6-3	— 食事時、食器類や哺乳びんが、乳幼児や保育従事者の間で十分な消毒がされずに共用されることがある。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	
		6-④	— 原材料、調理済み食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適当な措置を講じていない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	
		6-⑤	— 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施していない。或いは、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容でない。	具体的な改善内容がわかる書類	
		6-⑥	— [市販の弁当等の場合]乳幼児に適した内容に配慮されていない。	具体的な改善内容がわかる書類	
		6-⑦	— 乳児にミルクを与えた場合にゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われていない。或いは、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われていない。	具体的な改善内容がわかる書類	
		6-⑧	— 献立表が作成されていない。	献立表	
		6-8	— 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	献立表の写し、給食の写真など	
	(1)乳幼児 の健康状	7-1a	— 登園の際、健康状態の観察が十分行われていない。	保育日誌、連絡帳、受入れ表などの写し	

改善結果報告書提出時の添付書類の例(5人以下)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
健康 管理・ 安全 確保	態の観察	7-1b	登園時に保護者からの乳幼児の状態の報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	連絡帳、受入れ表などの写し	
		7-2	降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が十分に行われていない。	保育日誌、連絡帳などの写し	
		7-②	—	注意が必要である場合において保護者等へ乳幼児の状態を報告していない。	具体的な改善内容がわかる書類
	(2)乳幼児 の発育 チェック	7-③	—	身長や体重の測定などの基本的な発育チェックを全く行っていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-3	—	身長や体重の測定などの基本的な発育チェックを毎月行っていない。	健康診断結果記録、発達チェック表などの写し
	(3)乳幼児 の健康診 断	7-④	—	乳幼児の健康診断について、入所時に実施されていない。	健康診断を実施したことがわかる書類
		7-⑤	—	1年に2回の健康診断が全く実施されていない。(おおむね6月毎に実施)	健康診断を実施したことがわかる書類
		7-5a	—	1年に1回しか実施していない。 ・一部の乳幼児について全く実施していない場合 ・一部の乳幼児について1年に1回しか実施していない場合 ・全く実施していない乳幼児と1年に1回しか実施していない乳幼児がいる場合(一部未実施の場合を含む。)	健康診断を実施したことがわかる書類の写し
		7-5b	—	健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある	健康診断を実施したことがわかる書類の写し
		7-⑥	—	緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。	保育施設付近の病院関係一覧
		7-6	—	職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	保育施設付近の病院関係一覧、職員会議録などの写し
		(4)職員の 健康診断	7-⑦	—	職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施していない。
	7-⑧		—	調理(調乳)に携わる職員の、検便が全く実施されていない。	検便を実施したことがわかる書類(結果記録など)
	7-8		—	調理(調乳)に携わる職員の、概ね月1回検便が実施されていない。	検便を実施したことがわかる書類(結果記録など)
	(5)医薬品 等の整備	7-9	—	最低限必要な医薬品、医療品が備えられていない。	医療品・医薬品の一覧の写し、写真など
	(6)感染症 への対応	7-⑩	—	感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児について、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していない。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-10a	—	再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めている。	書面交付を保護者に依頼する文書などの写し
		7-10b	—	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、原則として、一人一人のものを準備すること。洗浄、洗濯等を行わないまま共用していないこと。	一人一人のものを準備した状態の写真など
	(7)乳幼児 突然死症 候群に対 する注意	7-⑪	—	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していないなど乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	睡眠時観察記録表などの写し
		7-⑫	—	乳児を寝かせる場合には、うつぶせ寝をさせるなど乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	睡眠時観察記録表、事故防止マニュアルの写し、午睡中の写真など
		7-⑬	—	午睡中の死亡事故を防ぐため、安全な睡眠環境を整え、常に心身の状態を確認し早く異常に気付けるよう、0.1歳児は必ず呼吸チェックを行い、(参考書式)睡眠観察記録表を作成するなど記録していない。	睡眠時観察記録表などの写し(記載済みのもの)
		7-13	—	2歳児以上の児童についても、薬を飲んでいる児童や入所後間もない児童の場合は、最大限の注意を払い、0.1歳児と同様に呼吸チェックを行い、記録していない。	睡眠時観察記録表などの写し
7-⑭		—	保育室内で喫煙している。	具体的な改善内容がわかる書類	
7-⑮		—	安全計画が策定されていない。	安全計画の写し	
7-16		—	保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	危険物防止に対するマニュアルの写し、写真など	
(8)安全確 保	7-⑰	—	職員に対し、安全計画について周知されていない。	職員へ周知した記録(職員会議の議事録や職員研修の記録など)の写し	
	7-⑱	—	安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われていない。	研修及び訓練の実施記録の写し	
	7-⑲	—	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	保護者に対し周知した記録(入学説明会、保護者会の議事録や配布資料など)の写し	
	7-⑳	—	事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して囲障を設けるなど適切な安全管理が図られていない。	具体的な改善内容がわかる書類及び写真	
	7-21	—	プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配慮し、その役割分担を明確にしている。	事故防止マニュアル、役割分担表、職員会議録などの写し	
	7-㉑	—	・児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去していない。 ・食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応していない。(配慮して食事を提供していない。)	生活管理指導表等、献立表の写し、給食の写真など	

改善結果報告書提出時の添付書類の例(5人以下)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例
	7-㉓		窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的の実施していない。	定期点検チェック表の写し、保育室・園庭の写真など
		7-24	困障はあるが、施設等が不十分であるなど、不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制が整備されていない。	不審者対応マニュアルなどの写し
	7-㉔		児童の施設外での活動のための移動等のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	児童の所在確認マニュアルなどの写し及び所在確認の実施記録の写し
	7-㉕		児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。	設置した装置の設置日、メーカー名及び型式などが分かる書類(納品書等)及び写真
	7-㉖		児童の降車の際の確認にあたり、当該自動車に備えられている車内の児童の見落としを防止する装置を用いていない。	児童降車時の見落とし防止装置による所在確認マニュアルの写し及び実施記録など
	7-㉗		事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的な訓練を実施していない。	訓練に使用した資料、訓練の実施記録の写し、写真など
	7-㉘		賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう、賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えていない。	賠償責任保険証の写し
	7-㉙		事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告していない。	都道府県知事に報告した事故報告書の写し
	7-㉚		事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して取った処置について記録していない。	都道府県知事に報告した事故報告書の写し
	7-㉛		死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が取られていない。	事故検証結果の報告書
8	(1)施設及びサービスに関する内容の掲示	8-①	サービス内容について全く掲示されていない。 サービス内容について「ここdeサーチ」に全く掲載されていない。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真 「ここdeサーチ」への掲載依頼の写し
		8-1	サービス内容について、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 サービス内容について、「ここdeサーチ」に掲載がない項目がある又は内容が不十分。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真 「ここdeサーチ」への掲載(修正)依頼の写し
	(2)サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	8-②	サービス内容について利用者に書面等により交付されていない。	改善後の契約内容を記載した書面の写し
		8-2	サービス内容について、交付内容が不十分。	改善後の契約内容を記載した書面の写し
	(3)サービス利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	8-③	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われていない。	具体的な改善内容がわかる書類(パンフレット等)
		8-3	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明はされているが、内容が不十分。	具体的な改善内容がわかる書類(パンフレット等)
9	(1)職員に関する帳簿等の整備	9-①	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿等が備えられていない。	当該書類の写し
		9-1	上記の帳簿の整備内容が不十分である。	当該書類の写し
		9-②	労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等の整備状況が不十分である。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類(労働基準法第109条)	当該書類の写し
	(2)在籍(利用)乳幼児に関する帳簿等の整備	9-③	在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等が備えられていない。	当該書類の写し
		9-3	上記帳簿等の整備内容が不十分である。	児童票の様式など

改善結果報告書提出時の添付書類の例(ベビーシッター・複数の従事者を雇用していないもの)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例		
1 保育に 従事す る者 の 数 及 び 資 格	(1)保育に 従事す る者 の数	1-①	—	乳幼児数が1人を超えている。	①児童の登園、降園時間がわかる書類(概ね1週間分)	
	(2)保育に 従事す る者 の有 資 格 者 の 数	1-②	—	有資格者でない、又は神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者でない。	保育士資格証明書(保育士証)の写し、若しくは神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修の修了していることを証する書面の写し	
	(3)保育士 の 名 称	1-③	—	保育士でない者が、保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称を使用している。	具体的な改善内容がわかる書類	
	—	—	1-3	国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示せず、当該事業実施区域以外の区域を表示している。	国家戦略特別区域限定保育士証の写し	
2 保育 室 等 の 構 造 及 び 面 積	(1)事業の 運営を 行う 事業 所 の 専 用 区 画 及 び 備 品 等 に つ い て の 協 力 依 頼	—	—	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	改善後の施設平面図及び写真	
	—	—	—	玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めている。	改善後の施設平面図及び写真	
3・4 非常 災 害 に 対 し て の 措 置 の 条 件	(1)防災上 の必要 な措 置の 実 施	3-①	—	防災上の必要な措置が講じられていない。	改善したことがわかる書類(非常災害に対する計画等)	
5 保 育 内 容	(1)保育の 内容	5-①	—	以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。 ・子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 ・乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項 ・子どもの遊び等に関する事項 ・保育の実施に関して留意すべき事項	保育計画・保育日誌、連絡帳などの写し	
	(2)保育に 従事す る者 の保 育 姿 勢 等	—	5-2a	保育に当たった基本姿勢(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)を理解していない、又は、理解しているが取組が不十分。	具体的な改善内容がわかる書類	
		—	5-2b	保育に従事する者に関する研修を受講していない。	研修受講記録(復命書など)の写し	
		5-②	—	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることなど、乳幼児の人格に配慮が欠けている。	具体的な改善内容がわかる書類	
	(3)保護者 との連 絡等	—	—	虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告していない。	具体的な改善内容がわかる書類	
		5-3	—	可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	具体的な改善内容がわかる書類	
5-③	—	5-③	—	保護者の緊急連絡先等を把握していない。	具体的な改善内容がわかる書類	
6 給 食	(1)衛生管 理の状 況	6-①	—	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意が払われていない、配膳も衛生的でない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	
	(2)食事内 容等の状 況	6-②a	—	乳児に対する配慮が適切に行われていない。	具体的な改善内容がわかる書類	
		6-②b	—	アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など	
(1)乳幼 児の 健 康 状 態 の 観 察	7-1a	—	7-1a	預かりの際、健康状態の観察が十分行われていない。	保育日誌、連絡帳、受入れ表などの写し	
	7-1b	—	7-1b	預かりの際、保護者からの乳幼児の状態の報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	連絡帳、受入れ表などの写し	
	7-1c	—	7-1c	引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われていない。	保育日誌、連絡帳などの写し	
	7-①	—	7-①	引渡しの際、注意が必要である場合において保護者等へ乳幼児の状態を報告していない。	具体的な改善内容がわかる書類	
	(2)職員 の健 康 診 断	7-②a	—	7-②a	健康診断を1年に1回受けていない。	健康診断を実施したことがわかる書類
		7-②b	—	7-②b	食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施されていない。	検便を実施したことがわかる書類(結果記録など)

改善結果報告書提出時の添付書類の例(ベビーシッター・複数の従事者を雇用していないもの)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
7	(3)感染症への対応	7-③	—	手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-④	—	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していない。	睡眠時観察記録表などの写し
			—	乳児を寝かせる場合に、仰向けに寝かせていない。	睡眠時観察記録表、事故防止マニュアルの写し、午睡中の写真など
	(5)安全確保	7-⑤a	—	保育室内で喫煙している。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-⑤a	—	安全計画が策定されていない。	安全計画の写し
		7-⑤b	—	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	保護者に対し周知した記録(配布資料など)の写し
		7-⑤c	—	安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-⑤d	—	事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講していない。	講習の受講を証する書類(修了証の写しなど)
		7-⑤e	—	賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう、賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えていない。	賠償責任保険証の写し
8	(1)施設及びサービスに関する内容の提示	8-①	—	サービス内容について全く掲示されていない。 サービス内容について「ここdeサーチ」に全く掲載されていない。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真 「ここdeサーチ」への掲載依頼の写し
		—	8-1	サービス内容について、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 サービス内容について、「ここdeサーチ」に掲載がない項目がある又は内容が不十分。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真 「ここdeサーチ」への掲載(修正)依頼の写し
	(2)サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	8-②	—	サービス内容について利用者に書面等により交付されていない。	改善後の契約内容を記載した書面の写し
		—	8-2	サービス内容について、交付内容が不十分。	改善後の契約内容を記載した書面の写し
(3)サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	8-③	—	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われていない。	具体的な改善内容がわかる書類(パンフレット等)	
	—	8-3	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明はされているが、内容が不十分。	具体的な改善内容がわかる書類(パンフレット等)	
9	(1)利用乳幼児に関する書類等の整備	9-①	—	利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等が備えられていない。	当該書類の写し
		—	9-1	利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等の整備内容が不十分。	当該書類の写し

改善結果報告書提出時の添付書類の例(ベビーシッター・複数の従事者を雇用しているもの)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
1 保育に 従事す る者 の 数 及 び 資 格	(1)保育に 従事す る者 の 数	1-①	—	乳幼児数が1人を超えている。	①児童の登園、降園時間がわかる書類(概ね1週間分)
	(2)保育に 従事す る者 の 有 資 格 者 の 数	1-②	—	有資格者でない、又は神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者でない。	保育士資格証明書(保育士証)の写し、若しくは神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修の修了していることを証する書面の写し
	(3)保育士 の 名 称	1-③	—	保育士でない者が、保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称を使用している。	具体的な改善内容がわかる書類
		—	1-3	国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示せず、当該事業実施区域以外の区域を表示している。	国家戦略特別区域限定保育士証の写し
2 保育 室 等 の 設 備 及 び 面 積 の 構 造	(1)事業の 運営を 行う 事業 所 の 専 用 区 画 及 び 備 品 等 に つ い て の 協 力 依 頼	—	—	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	改善後の施設平面図及び写真
		—	—	玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めている。	改善後の施設平面図及び写真
3・4 非常 災 害 に 対 し て の 措 置 の 条 件	(1)防災上 の必要 な措 置の 実 施	3-①	—	火災、地震等の災害発生時における対処方法等(避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。)について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。)が不十分。	改善したことがわかる書類(非常災害に対する計画等)
5 保 育 内 容	(1)保育の 内容	5-①	—	以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。 ・子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 ・乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項 ・子どもの遊び等に関する事項 ・保育の実施に関して留意すべき事項	保育計画・保育日誌、連絡帳などの写し
	(2)保育に 従事す る者 の 保 育 姿 勢 等	—	5-2a	保育に当たった基本姿勢(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。	具体的な改善内容がわかる書類
		—	5-2b	研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。	研修受講記録(復命書など)の写し
		—	5-②a	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることなど、乳幼児の人格に配慮が欠けている。	具体的な改善内容がわかる書類
		—	5-②b	虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。	具体的な改善内容がわかる書類
	(3)保護者 との 連 絡 等	—	5-3	可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		—	5-③	保護者の緊急連絡先等を把握していない。	具体的な改善内容がわかる書類
6 給 食	(1)衛生管 理の 状 況	6-①	—	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意が払われていない、配膳も衛生的でない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など
	(2)食事 内容 等 の 状 況	6-②a	—	乳児に対する配慮が適切に行われていない。	具体的な改善内容がわかる書類
		6-②b	—	アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	衛生管理マニュアルの写し、写真など
(1)乳幼 児の 健 康 状 態 の 観 察	—	7-1a	—	預かりの際、健康状態の観察が十分行われていない。	保育日誌、連絡帳、受入れ表などの写し
	—	7-1b	—	預かりの際、保護者からの乳幼児の状態の報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	連絡帳、受入れ表などの写し
	—	7-1c	—	引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われていない。	保育日誌、連絡帳などの写し
	—	7-①	—	引渡しの際、注意が必要である場合において保護者等へ乳幼児の状態を報告していない。	具体的な改善内容がわかる書類
	(2)職員 の 健 康 診 断	7-②a	—	職員の健康診断を1年に1回受けていない。	健康診断を実施したことがわかる書類

改善結果報告書提出時の添付書類の例(ベビーシッター・複数の従事者を雇用しているもの)

目項	文書指 摘事項	口頭指 摘事項	指摘事項	改善報告書に添付する書類の例	
7 健康管理・安全確保	7-②b	—	食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施していない。	検便を実施したことがわかる書類(結果記録など)	
	(3)感染症への対応	7-③	—	手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。	具体的な改善内容がわかる書類
	(4)乳幼児突然死症候群に対する注意	7-④	—	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していない。	睡眠時観察記録表などの写し
			—	乳児を寝かせる場合に、仰向けに寝かせていない。	睡眠時観察記録表、事故防止マニュアルの写し、午睡中の写真など
			—	保育室内で喫煙している。	具体的な改善内容がわかる書類
	(5)安全確保	7-⑤a	—	安全計画が策定されていない。	安全計画の写し
		7-⑤b	—	職員に対し、安全計画について周知されていない。	職員に対し周知した記録(職員会議議事録、配布資料など)の写し
		7-⑤c	—	安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。	研修及び訓練の実施記録(復命書など)の写し
		7-⑤d	—	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	保護者に対し周知した記録(配布資料など)の写し
		7-⑤e	—	安全確保について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。	具体的な改善内容がわかる書類
		7-⑤f	—	事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させていない。	講習の受講を証する書類(修了証の写しなど)
7-⑤g		—	賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう、賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えていない。	賠償責任保険証の写し	
7-⑤h		—	事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告していない。	都道府県知事に報告した事故報告書の写し	
7-⑤i		—	事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して取った処置について記録していない。	都道府県知事に報告した事故報告書の写し	
7-⑤j	—	死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が取られていない。	事故検証結果の報告書		
8 利用者への情報提供	(1)施設及びサービスに関する内容の提示	8-①	—	サービス内容について全く掲示されていない。 サービス内容について「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真 「ここdeサーチ」への掲載依頼の写し
		—	8-1	サービス内容について、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 サービス内容について、「ここdeサーチ」に掲載がない項目がある又は内容が不十分。	改善後の掲示物及び掲示していることがわかる写真 「ここdeサーチ」への掲載(修正)依頼の写し
	(2)サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	8-②	—	サービス内容について利用者に書面等により交付されていない。	改善後の契約内容を記載した書面の写し
		—	8-2	サービス内容について、交付内容が不十分。	改善後の契約内容を記載した書面の写し
	(3)サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	8-③	—	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われていない。	具体的な改善内容がわかる書類(パンフレット等)
—		8-3	サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明はされているが、内容が不十分。	具体的な改善内容がわかる書類(パンフレット等)	
9 備える帳簿等	(1)職員に関する帳簿等の整備	9-①a	—	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿等が備えられていない。	当該書類の写し
		—	9-1	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿等の整備内容が不十分。	当該書類の写し
		—	9-①b	労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等の整備状況が不十分である。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類(労働基準法第109条)	当該書類の写し
	(2)利用乳幼児に関する書類等の整備	9-②	—	利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等が備えられていない。	当該書類の写し
—		9-2	利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等の整備内容が不十分。	当該書類の写し	

參 考 資 料

私設保育施設指導監督要綱

第1 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、私設保育施設の設置及び運営に関する事項及び県の指導監督手順について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私設保育施設 神奈川県(指定都市及び中核市は除く。)に所在する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第17条第1項の認可を受けていないもの(法第58条又は認定こども園法第22条第1項の規定により認可を取り消されたものを含む。)をいう。

(2) 届出保育施設 法第59条の2の規定により、知事への届出が義務づけられた私設保育施設をいう。

(3) 設置者 私設保育施設を設置している者をいう。

(4) 設置予定者 私設保育施設を設置しようとする者をいう。

(指導監督の方法及び基準)

第3条 この要綱に基づく指導監督は、別に定める私設保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)により行うことを原則とする。ただし、知事が特に認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

第2 届出等

(私設保育施設の把握)

第4条 知事は、市町村長と協力して、私設保育施設の速やかな把握に努める。

(事前指導)

第5条 知事は、市町村長と協力して、設置予定者に対して、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等について説明し、法その他の関係法令及びこの要綱に基づく指導監督の遵守を求めるとともに、届出保育施設に該当する場合は、法に定める届出を行うよう指導する。

(施設設置届)

第6条 届出保育施設の設置者又は設置予定者は、法第59条の2第1項の規定により、次の各号に掲げる書類を添付して、事業開始後1か月以内に、私設保育施設設置届(第1号様式)正副各1通を知事に提出する。

(1) 施設の設備の構造及び面積がわかる図面(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設は提出を要しない)

(2) 保険契約書の写し

(3) 保育従事者のうち有資格者の資格が確認できる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の届出を行った施設の設置者は、当該施設が法施行規則第49条の2に規定する届出対象外施設となったときは、その旨が確認できる書類を知事に提出する。

(変更届等)

第7条 届出保育施設の設置者は、前条により届け出た事項のうち、法施行規則第49条の4に定める事項及びその他知事が必要と認めた事項について変更を生じたときは、変更の日から1月以内に私設保育施設変更届(第2号様式)正副各1通を知事に提出する。この場合において、建物その他の設備の規模及び構造を変更したときは、前条第1項第1号の図面を添付する。

2 届出保育施設の設置者は、当該保育事業を休止若しくは廃止するときは、休止又は廃止した日から1か月以内に私設保育施設休止・廃止届(第3号様式)正副各1通を知事に提出する。

3 前項の規定により、施設休止届を提出した者が、業務を再開したときは、1月以内に前条に定める私設保育施設設置届を知事に提出する。

(届出懈怠施設及び虚偽の届出をした施設への措置)

第8条 知事は、届出保育施設であるが、開設後1月を経過後も届出を行っていない施設を把握した場合には、当該施設の設置者に対し文書により期限を付して届出を行うよう求める。また、届け出た事項が虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

第3 報告

(定期報告)

第9条 設置者は、毎年4月1日現在の私設保育施設の運営状況について、私設保育施設運営状況報告(第4号様式)正副各1通により4月末日までに知事に報告する。ただし、新規に開設した施設については、事業開始の日から1月以内に知事に報告する。

2 設置者は、毎年10月1日現在の入所児童及び保育従事者の状況について、私設保育施設入所児童等報告(第5号様式)正副各1通により10月末日までに知事に報告する。

(臨時報告)

第10条 設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度すみやかに知事に報告する。

(1) 施設の管理下において、児童の死亡、重傷事故、食中毒等の重大な事故が発生した場合(第6号様式)

(2) 24時間かつ週のうち概ね5日以上入所している児童がいる場合(第7号様式)

(3) 前2項のほか知事が児童の処遇上の観点から必要と認め、報告を求めた場合

2 知事は前項の報告を受理したときは、当該報告に係る事項を速やかに当該施設の所在地の市町村長に通知する。

第4 立入調査

(立入調査の実施)

第11条 知事は、年度ごとに実施計画を定め、その職員をして定期的に私設保育施設又はその

事務所に立ち入り、その設備又は運営について、指導監督基準に基づき、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。ただし、前年の立入調査において適正な運営がされており、指導監督基準を満たしていた施設については、立入調査に代えて書面による調査を行うことができる。

2 前項の実施計画にかかわらず、知事は、年度途中に新規に把握した施設については、速やかに立入調査を行う。

3 前2項に規定する場合のほか、知事は児童の処遇上の観点から必要があると認めるときは、その職員をして随時私設保育施設又はその事務所に対する立入調査（以下「特別立入調査」という。）を行わせることができる。

（調査担当職員等）

第12条 立入調査は、原則として県職員と当該施設の所在する市町村職員により行うが、必要に応じて、関係機関の職員、児童福祉司、保健師、看護師等の専門的知識を有する者を加えて調査を行う。

（実施手順）

第13条 立入調査は、設置者又は管理者に対して、期日を事前通知したうえで行うものとする。ただし、特別立入調査について、この限りでない。

2 立入調査は、設置者又は管理者の立会いのもとで行い、必要に応じて、保育従事者その他当該施設の職員、施設を利用する児童の保護者等からも事情を聴取する。

3 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、必要に応じて、立入調査に代えて事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法による集団指導を行うことができる。

（口頭の助言、指導等）

第14条 調査担当職員は、施設の設備又は運営に関して必要と認められる事項について、立入調査の際に口頭で助言、指導等を行う。

（結果通知）

第15条 知事は、立入調査の結果について、文書により当該施設の設置者又は管理者に通知する。

（改善指導）

第16条 知事は、立入調査の結果、施設の設備又は運営の状況が別に定める文書指摘事項、口頭指摘事項のいずれかに該当する場合には、前条の結果通知において改善すべき事項を通知し、期限を付して文書による改善報告又は改善計画の提出を求める。

2 知事は、前項の報告又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じて、その職員をして設置者又は管理者に対する聴き取りや施設又は事務所に対する立入調査を行わせる。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様とする。

第5 改善勧告

（改善勧告の対象）

第17条 知事は、前条の改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無いことを確認した場合には、改善勧告を行う。

2 前項の場合において、知事は、当該施設の所在地の市町村長に対し、勧告の内容を速やかに通知する。

(改善勧告の手順)

第 18 条 知事は改善勧告の内容を文書により私設保育施設の設置者又は管理者に通知し、回答期限を付して文書で報告を求める。

2 前項の場合において、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限を付して移転を勧告する。

3 知事は改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

(公表)

第 19 条 知事は、回答期限を過ぎても改善勧告に係る事項の改善が行われていないことを確認した場合には、施設の名称、所在地、設置者又は管理者の氏名及び勧告の内容等について公表する。

2 知事は、当該施設の所在地の市町村長に対して、前項の内容を通知するとともに、公表の実施について協力を依頼する。

(利用者への周知)

第 20 条 知事は、前条の公表を行ったときは、当該施設の所在地の市町村長と協力して、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該施設の利用者に対する周知に努めるとともに、必要があると認めるときは、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる。

第 6 事業停止命令及び施設閉鎖命令

(事業停止命令の対象)

第 21 条 知事は、改善勧告にもかかわらず改善されていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつこれを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、設置者に対して事業の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の場合において、当該施設の運営又は設備の状況が改善されたことを確認したときは、設置者からの申し出に基づき、前項の命令を解除することができる。

(施設閉鎖命令の対象)

第 22 条 知事は、設置者が前条の事業停止命令に従わない場合又は事業停止による改善が期待されずに当該施設の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、設置者に対して施設の閉鎖を命ずることができる。

(入所児童に対する措置等)

第 23 条 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて当該施設の所在地の市町村長と協力して、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

(事業停止命令及び施設閉鎖命令の手順)

第 24 条 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合には、行政手続法（平

成5年法律第88号)第13条に基づき、当該施設の設置者又は管理者について意見陳述のための手続きを執る。

2 知事は、前項の手続の終了後、速やかに、当該施設の事業の停止又は施設の閉鎖について、児童福祉審議会の意見を聴く。

3 知事は、前項の児童福祉審議会の意見聴取の後、命令の原因となる事実が改善されていないことを確認したうえで、当該施設の設置者又は管理者に対し、書面により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(対象施設の公表)

第25条 知事は事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、施設の名称、所在地、設置者又は管理者の氏名及び命令の内容等について公表する。

2 前項の場合において、知事は施設の所在地の市町村長に対し、前項の内容を通知するとともに、公表の実施について協力を依頼する。

第7 緊急時の対応

(緊急時の改善勧告)

第26条 知事は、児童の福祉を確保するため、次のいずれかに該当する場合で、緊急を要すると認めるときは、第4及び第5の規定によらずに改善勧告を行うことができる。

(1) 児童数に対する保育従事者が著しく不足している場合

(2) 保育に従事する者の中に有資格者がいない場合

(3) 保育室の面積が著しく指導監督基準を下回る場合

(4) 非常災害に必要な設備がない場合

(5) その他児童の福祉のために特に必要があると認められる場合

2 前項の場合において、知事は当該勧告を行った後、児童福祉審議会に報告する。

(緊急時の事業停止又は施設閉鎖命令)

第27条 知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため、次のいずれかの該当する場合で、緊急を要すると認めるときは、行政手続法第13条に基づく意見陳述の手続又は児童福祉審議会の意見陳述の手続を経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。

(1) 施設の保育内容や保育環境が著しく指導監督基準を下回り、改善の見込みがない場合

(2) 施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故が発生している場合

(3) 施設の設置者、管理者等が、当該施設において保育を受ける児童に虐待を加え、危害を及ぼしている場合

(4) 前各号のほか、公益上又は児童の生命若しくは身体の安全を確保するため緊急を要すると認められる場合

2 前項の場合において、知事は当該命令を発した後、速やかに児童福祉審議会に報告する。

第8 情報提供

(市町村等に対する情報提供)

第28条 知事は、立入調査の結果や改善指導を行った後の当該施設の状況等について、必要に応じて市町村その他の関係機関に対して情報の提供を行う。

(県の情報提供)

第 29 条 県は、県の所管する届出保育施設に関して、次の各号に掲げる事項をとりまとめ、市町村と協力して情報の提供を行う。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 電話番号
- (4) 設置者の氏名
- (5) 管理者の氏名
- (6) 建物その他の設備の規模及び構造
- (7) 事業開始年月日
- (8) 開所時間
- (9) 入所定員
- (10) サービス内容
- (11) 職員配置の状況
- (12) 保険加入状況
- (13) 指導監督の状況
- (14) その他知事が必要と認めた事項

第 9 雑則

(書類の経由)

第 30 条 第 6 条及び第 7 条に定める届出並びに第 9 条に定める報告は、事務処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 41 号）第 3 条に基づき、当該施設の所在地の市町村長を経由して行う。

2 市町村長は、前項の届出若しくは報告を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、副本を市町村長の控えとして受理し、正本を知事に提出する。

3 法第 59 条の 2 第 3 項及び法第 59 条の 5 第 2 項に定める市町村長への通知は、前項の副本の受理をもってこれに代えるものとする。

(市町村及び専門機関との連携)

第 31 条 知事は、この要綱に基づく指導監督事務の遂行に当たっては、必要に応じて市町村や専門機関に連携又は協力を求める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に私設保育施設を設置している者は、この要綱の施行の日から起算して 1 月以内に、第 6 条の規定により知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧様式で提出された第 2 号様式については、当分の間、新様式として読み替える。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 9 月 9 日から施行する。

2 私設保育施設のうち子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものについては、当分の間、第 11 条に規定する立入調査に代えて内閣府が定める企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき実施する企業主導型保育助成事業の実施機関が行った指導・監査の結果による調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

私設保育施設設置届

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

住所
氏名 〔法人その他の団体にあたっては、
所在地、名称並びに代表者の氏名〕

連絡先

私設保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第59条の2の規定により、関係書
※
類を添えて別紙のとおり届け出致します。

※ 関係書類：①周辺地図（施設の位置、最寄り駅からの経路がわかるもの、手書きも可）
②施設のリーフレット、パンフレットなど
③利用料金表（②と一体になっている場合は省略可）

① 施設 の 名 称							
② 施設 の 所 在 地		〒					
Tel				メール アドレス			
最寄り駅				線		駅	
						バス	
						徒歩	
③ 設 置 主 体		個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
④ 設 置 者 名							
⑤ 設 置 者 住 所		〒				Tel	
⑥ 代 表 者 名		(氏名)				(職名)	
⑦ 管 理 者 名		(氏名)				(職名)	
⑧ 管 理 者 住 所		〒				Tel	
⑨ 事 業 開 始 年 月 日		20 年 月 日					
⑩ 系 列 施 設		有 (系列施設数 箇所 [直営店・FC] うち都道府県内 箇所)				無	
⑪ 施 設 ・ 設 備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所					
	室 名	保育室等		乳児室	ほふく室	保育室または遊戯 室	
	室 数	室		室	室	室	
	面 積	㎡		㎡	㎡	㎡	
	室 名	調理室		医務室	便 所	その他	合 計
	室 数	室		室	室	室	㎡
	面 積	㎡		㎡	㎡	㎡	㎡
	便器				個		
	屋外遊戯場(園庭)	有 (㎡)		無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所			有・無
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木 造 その他 ()				建物の 階	
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()						
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他						
⑫ 開 所 時 間	通常開所時間		時間外開所時間			備 考	
平日	:	~	:	:	~	:	
土曜日	:	~	:	:	~	:	
日・祝祭日	:	~	:	:	~	:	

⑬ 提供するサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月極契約 (対象年齢 歳 ～ 歳) ・ 定期契約 (// 歳 ～ 歳) ・ 一時預かり (// 歳 ～ 歳) ・ 夜間保育 (// 歳 ～ 歳) ・ 24時間保育 (// 歳 ～ 歳) ・ () (// 歳 ～ 歳) 	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
⑭ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし	

⑮ 利 用 料 金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	年齢	(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位()	
利 用 料 金	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上(就学前)	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	() 円	

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
⑯定員	()	()	()	()	()	()	()	()	()
⑯-2 内訳	従業員枠								
	地域枠								

※事業所内保育(企業主導型含む)の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。
 ※企業主導型である場合には、⑯-2に従業員枠・地域枠の内訳を記載すること。

⑰ 届出年月日の前日において保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)								
年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
在園時間	昼 間									
	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜 間										
	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深 夜										
	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
宿 泊										
	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間										
	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()

※()内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑱ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）
	※保険契約書別添	保険事故(内容)	
	未加入	保険金額	
⑲ 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑳ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)

A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)		C その他職員 (A, Bを除く)		D 合計 (A+B+C)			
人 () 人		人 () 人		人 () 人		人 () 人			
※上記()内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。									
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
	・保育業務への従事	保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人
	従事している	看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人
	従事していない	准看護師	人	准看護師	人	()	()		
	・資格(従事している場合に記入)	家庭的保育者	人	家庭的保育者	人				
	保育士	基準で定める研修		基準で定める研修					
看護師	修了者	人	修了者	人					
准看護師	その他	人	その他	人					
その他()	()	()	()	()	()	()	()	()	

㉑ 嘱託医の有無	有 無
㉒ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士()人 栄養士()人

㉓ 施設に在籍している保育従事者数	人
注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者(有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等)については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
(内訳) ・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者	人
・子育て支援員研修(地域保育コース)修了者	人
・家庭的保育者等研修(基礎研修)修了者	人
・基準で定めるその他の研修(都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。)を修了した者 (研修名:)	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 [うち、上記の研修以外の研修を修了した者 (研修名:)]	人
⑳ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等: 年 月) 参加者数(名) (研修名等: 年 月) 参加者数(名) (研修名等: 年 月) 参加者数(名)

* ㉒については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

㉓ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

⑳ 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無	有 ・ 無
----------------------------	-------

㉑ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)
--	-------	--

㉒ 保 育 従 事 者 の 状 況

職名 (常勤・非常勤)	氏名 (生年月日)	性 別	資格の保有状況	※1 経験 年数	※2 勤務時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間

※1 これまで保育施設で保育に従事した経験年数を記入してください。

※2 上段には届出日前日に勤務した時間、下段には契約上の一週間あたりの勤務時間数を記入してください。

(添付書類)

- 1 私設保育施設運営状況報告（第4号様式）
- 2 施設の案内リーフレット等（利用者向けに配布等を行っているもの）
- 3 施設周辺の地図（最寄りの駅やバス停からの経路がわかるもの）
- 4 施設の構造及び面積がわかる図面
- 5 （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 6 保険会社との契約書類の写し
- 7 私設保育施設指導監督基準1（2）イで定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 8 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 9 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書
- 10 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

記載上の注意

- 【②】 本県と連絡をとる際に使用しますので、連絡のとりやすいメールアドレスを記入してください。

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
 - ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
 - ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】
- ・NPO法人……………特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
 - ・その他法人……………上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
 - ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

- 【⑥】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

- 【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

- 【⑩】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

- 【⑪】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭） ……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

- 【⑫】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

- 【⑬】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【14】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場
【15】 合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、事業所内保育（企業主導型含む）の場合、（ ）内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。企業主導型である場合には、⑯-2に従業員枠・地域枠の内訳を記載してください。

届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

【17】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【18】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【19】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

保育に従事している職員の有資格者数並びに私設保育施設指導監督基準1（2）イで定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入ください。
※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。
【20】 ※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【21】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

【22】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【23】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について記入してください。

【常勤・非常勤の捉え方】

【24】 常勤は施設の開所している日において1日8時間（施設の開所時間が8時間を下回る場合はその時間）又は40時間以上勤務している者、非常勤は勤務時間がそれに満たない者。

【有資格者の考え方】

保育士、看護師のほか幼児教育を目的とする施設は、当該施設のプログラムの内容、対象となる児童の年齢等を考慮し、幼稚園教諭免許取得者等を有資格者として含むことも可。

○添付書類

【届出全般】 関係 私設保育施設運営状況報告（第4号様式）

【届出全般】 関係 施設の案内リーフレット等（利用者向けに配布等を行っているもの）

【2】 関係 施設周辺の地図（最寄りの駅やバス停からの経路がわかるもの）

【11】 関係 施設の構造及び面積がわかる図面

【15】 関係 （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類

【18】 関係 保険会社との契約書類の写し

【23】 関係 私設保育施設指導監督基準1（2）イで定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類

【25】 関係 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

【26】 関係 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書

【28】 関係 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

① 事業所の名称											
② 事業所の所在地	〒										
	Tel					メールアドレス					
	最寄り駅					線		駅		バス	分
								徒歩		分	
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体										
④ 設置者名											
⑤ 設置者住所	〒								Tel		
⑥ 代表者名	(氏名)						(職名)				
⑦ 管理者名	(氏名)						(職名)				
⑧ 管理者住所	〒								Tel		
⑨ 事業開始年月日	20		年		月		日				
⑩ 系列事業所	有 (系列事業所数 か所 [直営店・FC] うち都道府県内 か所)								無		
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間				時間外保育提供可能時間				備考		
	平日		:	~	:	時間外		:	~	:	
	土曜日		:	~	:	時間外		:	~	:	
	日・祝祭日		:	~	:	時間外		:	~	:	
⑫ 提供するサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・ 定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・ 一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・ 夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ・ 24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・ () (" 歳 ~ 歳) 								※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。		
⑬ 利用料金設定状況	月単位		週単位		日単位		時間単位		日中夜間別		
	所得別		その他 () 設定なし		

⑭-1 利 用 料 金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	年齢	(月)	単位 (時間)	単位 (時間)	単位 ()	
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	() 円

⑭-2 利 用 料 金		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
単位 (時間)	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円	円
	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員									

⑩届出年月日の前日において保育している児童の人数 (令和 年 月 日現在)									
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
2時間以下									
2時間～4時間以下									
4時間～6時間以下									
6時間～8時間以下									
8時間～									
計									

⑰ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）
	※保険契約書別添	保険事故(内容)	
	未加入	保険金額	
⑱ 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数（令和 年 月 日現在）										
A 事業所長			B 保育従事者（Aを除く）				C 合計（A+B）			
人			人				人			
常勤		非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
資格の有無等	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人				
			家庭的保育者		家庭的保育者					
	・資格（従事している場合に記入）			人		人				
	保育士		基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
	看護師			人		人				
准看護師		その他（ ）		その他（ ）						
その他（ ）			人		人					

⑳ 事業所に在籍している保育従事者数		人
注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること		
(内訳) ・保育士		人
・看護師・准看護師		人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者		人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者		人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者		人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 (研修名：)		人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 (うち、採用した日から1年を超えていない者)		人 人
㉑ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月	参加者数 名)
	(研修名等： 年 月	参加者数 名)
	(研修名等： 年 月	参加者数 名)
		無

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2(2)イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

㉒ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

記載上の注意

- 【②】 本県と連絡をとる際に使用しますので、連絡のとりやすいメールアドレスを記入してください。

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
 - ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
 - ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】 ・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
 - ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

- 【⑥】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

- 【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

- 【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

- 【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

- 【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

- 【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

- 【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

- 【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【19】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【20】 保育に従事している職員の有資格者数並びに私設保育施設指導監督基準1（2）イで定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。

【21】 職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【22】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

【23】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りません。

【24】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について記入してください。

【常勤・非常勤の捉え方】

常勤は施設の開所している日において1日8時間（施設の開所時間が8時間を下回る場合はその時間）又は40時間以上勤務している者、非常勤は勤務時間がそれに満たない者。

【有資格者の考え方】

保育士、看護師のほか幼児教育を目的とする施設は、当該施設のプログラムの内容、対象となる児童の年齢等を考慮し、幼稚園教諭免許取得者等を有資格者として含むことも可。

○添付書類

【届出全般】関係 私設保育施設運営状況報告（第4号様式）

【届出全般】関係 施設の案内リーフレット等（利用者向けに配布等を行っているもの）

【14】関係 （利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類

【17】関係 保険会社との契約書類の写し

【20】関係 私設保育施設指導監督基準1（2）イで定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類

【22】関係 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

【23】関係 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

私設保育施設変更届

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称並びに代表者の氏名 〕

連絡先

私の設置する私設保育施設について、別紙のとおり届出事項を変更しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定に基づき届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 変更事項（該当事項に○をつけてください）
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・建物その他の設備の規模及び構造
 - ・施設の管理者の氏名及び住所
 - ・届出対象施設から届出対象外施設への変更
 - ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）
 - ・開所している時間
 - ・入所定員
- 4 変更事由
- 5 変更年月日

※建物その他の設備の規模及び構造を変更したときは、施設平面図（新旧）を添付すること。

※施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別については、別紙の記載は不要だが、事業停止命令又は施設閉鎖命令に係る通知等を添付すること。

施設の名称		(新)									
		(旧)									
施設の所在地		(新) 〒		TEL							
		最寄り駅		線		駅		バス・徒歩		分	
		(旧) 〒		TEL							
		最寄り駅		線		駅		バス・徒歩		分	
施設のメールアドレス		(新)									
		(旧)									
設置者名		(新)									
		(旧)									
設置者住所		(新) 〒		TEL							
		(旧) 〒		TEL							
代表者名		(新) (氏名)			(職名)						
		(旧) (氏名)			(職名)						
管理者名		(新) (氏名)			(職名)						
		(旧) (氏名)			(職名)						
管理者住所		(新) 〒		TEL							
		(旧) 〒		TEL							
施設・設備	室名		保育室等	調理室	便 所	医務室	その他	合計			
	室数 面積	(新)	室 m ²	室 m ²	室 便器 m ² 個	室 m ²		m ²	m ²		
		(旧)	室 m ²	室 m ²	室 便器 m ² 個	室 m ²		m ²	m ²		
	建物の 構造	(新)			鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	(新)	階建の 階		
		(旧)			鉄骨造	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	(旧)	階建の 階		
	建物の 形態	(新)			専用建物	集合住宅	個人住宅	業務用ビル	その他		
		(旧)			専用建物	集合住宅	個人住宅	業務用ビル	その他		
	開所している時間	(新)	通常開所時間				時間外開所時間				
平日			:	~	:	:	~	:			
土曜日			:	~	:	:	~	:			
日・祝祭日			:	~	:	:	~	:			
(旧)		通常開所時間				時間外開所時間					
		平日	:	~	:	:	~	:			
		土曜日	:	~	:	:	~	:			
		日・祝祭日	:	~	:	:	~	:			
定員	(新)	名 (定員変更に伴う建物面積等の変更あり・なし)									
	(旧)	名									

※ 変更箇所について、変更後（新）及び変更前（旧）の内容を記入すること。

私設保育施設 [休止・廃止] 届

神奈川県知事 殿

住 所
氏 名

法人その他の団体にあつては、
所在地、名称並びに代表者の氏名

連絡先

私の設置する私設保育施設について、下記のとおり [休止・廃止] しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定に基づき届け出ます。

なお、事業を再開した際は、改めて設置届を提出します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 [休止・廃止] 年月日
- 4 事業再開見込み年月日
- 5 [休止・廃止] 理由

私設保育施設運営状況報告

令和 年 月 日現在

① 施設 の 名 称									
② 施設 の 所 在 地	〒								
	Tel					メール アドレス			
	最寄り駅			線			駅	バス	分
							徒歩	分	
③ 設 置 主 体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体								
④ 設 置 者 名									
⑤ 設 置 者 住 所	〒					Tel			
⑥ 代 表 者 名	(氏名)				(職名)				
⑦ 管 理 者 名	(氏名)				(職名)				
⑧ 管 理 者 住 所	〒					Tel			
⑨ 事 業 開 始 年 月 日	平成 令和		年	月	日	※元号は、いずれかに○を付けてください			
⑩ 系 列 施 設	(系列施設数 箇所〔直営店・FC〕 有 うち都道府県内 箇所)						無		
⑪ 開 所 時 間	通常開所時間				時間外開所時間				
	平 日	:	～	:	:	～	:		
	土曜日	:	～	:	:	～	:		
	日・祝祭日	:	～	:	:	～	:		
⑫ 提 供 する サービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ～ 歳) ・定期契約 (" 歳 ～ 歳) ・一時預かり (" 歳 ～ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ～ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ～ 歳) ・() (" 歳 ～ 歳)					※1) 0歳児の場合は、 月齢まで記入する こと。 ※2) サービスの内容 は、「記載上の注 意」により分類す ること。			
⑬ 利 用 料 金 設 定 状 況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし								

		月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
		(月)	単位(時間)	単位(時間)	単位()	
⑭ 利 用 料 金	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	() 円

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がわかる書類を添付すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員	()	()	()	()	()	()	()	()	()
⑮-2 内訳	従業員枠								
	地域枠								

※事業所内保育(企業主導型含む)の場合、()内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

※企業主導型である場合には、⑮-2に従業員枠・地域枠の内訳を記載すること。

⑯保育している児童の人数		(令和 年 月 日現在)								
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
昼間	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜間	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深夜	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
宿泊	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()

※()内には、一時預かり児童数を再掲すること。

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑰ 時間帯別の在籍 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間で ある11時間について再掲 : ~ :										

⑱職務に従事している職員の配置数 (令和 年 月 日現在)														
A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)				C その他職員 (A, Bを除く)				D合計 (A+B+C)				
人 () 人		人 () 人				人 () 人				人 () 人				
※上記 () 内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。														
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	()		()					
	・資格(従事している場合に記入)		家庭的 保育者	人	家庭的 保育者	人								
	保育士		基準で定める研修 修了者	人	基準で定める研修 修了者	人								
看護師		その他	人	その他	人									
准看護師														
その他 ()		()		()										

⑲ 嘱託医の有無	有 無
⑳ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 () 人 栄養士 () 人

②①	施設に在籍している保育従事者数 注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	人
(内訳)	・保育士	人
	・看護師・准看護師	人
	・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
	・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
	・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
	・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 (研修名：)	人
	・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 [うち、上記の研修以外の研修を修了した者 (研修名：)]	人

②②	加入 ※保険契約書別添 未加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()				
		保険事故 (内容)					
		保険金額					
②③	提携医療機関	機関名					
		所在地					
		電話番号					
		提携内容					
②④	施設・設備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所				
		室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	
		室数	室	室	室	室	
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
		室名	調理室	医務室	便所	その他	
		室数	室	室	室	m ²	m ²
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		便器	個				
		屋外遊戯場（園庭）	有 (m ²)	無 →	無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所		有・無
		建物の構造	鉄骨造 木造	鉄筋コンクリート造 その他 ()	れん瓦造	建物の	階
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()						
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他						

⑳ 乳児室の区画	有（専用室 フェンス ベビーベッド 他 ）		無					
㉑ 保育室の採光・換気	窓等採光（良い 普通 悪い）・窓等換気（良い 普通 悪い）							
㉒ 便所の設備	保育室との仕切（有 無）・調理室との仕切（有 無）・専用手洗い（有 無）							
㉓ 消火用具の設置	有（消火器 他： ）		無					
㉔ 玄関以外の非常口	有 無 → 無の場合の避難器具 有（ ） 無							
㉕ 消防計画	有（届出年月日 令和 年 月 日 ・ 未届 ）		無					
㉖ 避難消火訓練	実施（実施回数 回／年 ・うち、図上訓練 回／年）		未実施					
㉗ 保育室が2階にある	転落防止設備（窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物（鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備（下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段</td> </tr> </table>		常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	避難用	① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段	適 適 適	不適 不適 不適
常用	① 屋内階段 ② 屋外階段							
避難用	① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 傾斜路等 ④ 屋外階段							
㉘ 保育室が3階以上にある	転落防止設備（窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物（鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備（下表の区分ごとに掲げる設備が保育室等から30m以内にそれぞれ1つ以上設けられている） （下表の設備が保育室等の各部分から30m以下に設けられている。） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内避難階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段</td> </tr> </table>		常用	① 屋内避難階段 ② 屋外階段	避難用	① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段	適 適 適	不適 不適 不適
常用	① 屋内避難階段 ② 屋外階段							
避難用	① 屋内避難階段 ② 傾斜路等 ③ 屋外階段							
	調理室の防火区画（耐火構造の床 壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは ①スプリンクラー設備 ②自動消火設備かつ延焼防止措置 のいずれか1つが設けられている。		適	不適				
	保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ 非常警報器具または非常警報設備 カーテン、敷物、建具等の防火処理		適 適 適	不適 不適 不適				
㉙ 保育計画の策定	有（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）		無					
㉚ 入浴等を必要とする児童の取り扱い	24時間保育で、3日以上継続して在園する児童の入浴、汚れたときなどの対処	有（週 回） 入浴 清拭	無 無					
㉛ 外遊び、外気浴の実施	実施（毎日 回／1週間 ）		未実施					

⑳ 備えられている遊具等	玩具（ ） 絵本 机 椅子 楽器（ ） 他（ ）
㉑ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月 参加者数 名） （研修名等： 年 月 参加者数 名） （研修名等： 年 月 参加者数 名）

* ㉑については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

㉒ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施（ 年 回 ）	未実施		
㉓ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している（ 年 回 ）	有 無 有 無		
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている			
㉔ 保護者との連絡状況	献立表の配布	有 無		
	施設だよりの配布	有 無		
	連絡帳の作成	有 無		
	緊急連絡表の作成	有 無		
㉕ 保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学	実施 未実施			
㉖ 衛生管理	保育室の清掃方法・回数	哺乳ビンの消毒・保管方法		
	便所の清掃方法・回数	衣類の洗濯・消毒方法		
	調理室の清掃方法・回数	寝具の乾燥・消毒方法		
	食器の消毒・保管方法	玩具類の洗濯・消毒方法		
㉗ 給食	給食の実施	朝食	有（主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他） 無（弁当持参 家庭で食事 その他）	特に決めていない
		昼食	有（主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他） 無（弁当持参 家庭で食事 その他）	特に決めていない
		夕食	有（主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他） 無（弁当持参 家庭で食事 その他）	特に決めていない
	献立表の作成		朝食用 有（ 週間献立） 無 昼食用 有（ 週間献立） 無 夕食用 有（ 週間献立） 無	
	乳児食（離乳食）		有（施設で調理 調理済み市販 家から持参 その他）	無
	食品の保存		冷蔵庫 その他（ ）	
㉘ 登園時の健康状態観察	有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他）	無		
㉙ 降園時の個別検査	有（服装 外傷 清潔 他）	無		
㉚ 児童の発育チェック	実施（身長測定 体重測定 その他）	未実施		
㉛ 児童の健康診断	入所時	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認	未実施	
	入所後	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回/年	未実施	
㉜ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他（ ）			
㉝ 職員の健康診断	採用時	実施（施設で実施 診断書の提出 その他）	未実施	
	採用後	実施（施設で実施 診断書の提出 その他）	未実施	
㉞ 調理・調乳者の検便	実施（毎月 隔月 回/年）	未実施		

⑤2	備えられている医薬品	体温計	水まくら類	外用・消毒薬	絆創膏類	他（ ）
⑤3	感染症への対応	再登園にあたっての取扱い（かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出 有 未実施）				
		歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止		実施	未実施	
⑤4	乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察			実施	未実施
		仰向け寝			実施	未実施
		保育室での禁煙の厳守			実施	未実施
⑤5	安全確保	○安全対策		適	不適	
		各室内に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。				
		(保育室 玄関 非常口 階段 通路 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)				
		○事故防止		適	不適	
施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。						
○緊急時の対策		適	不適			
不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。						
⑤6	利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示			実施	未実施
		利用者への契約時の書面交付			実施	未実施
		利用予定者への契約内容等の説明			実施	未実施
⑤7	児童票の作成状況	有（家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録）				無
⑤8	帳簿の作成、整備状況	職員名簿（履歴書）	有	無	児童出席表	有 無
		資格証明書	有	無	施設平面図	有 無
		職員の雇用状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等)		有		無
⑤9	子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL					
⑥0	企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無	有 ・ 無				
⑥1	設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有	無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)		

⑥2 保 育 従 事 者 の 状 況

職名 (常勤・非常勤)	氏名 (生年月日)	性別	資格の保有状況	※1 経験 年数	※2 勤務時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間

※1 これまで保育施設で保育に従事した経験年数を記入してください。

※2 上段には届出日前日に勤務した時間、下段には契約上の一週間あたりの勤務時間数を記入してください。

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 私設保育施設指導監督基準1(2)イで定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書
- 6 施設平面図、パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意

- 【②】 本県と連絡をとる際に使用しますので、連絡のとりやすいメールアドレスを記入してください。

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
 - ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
 - ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【③】 ・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
 - ・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【⑥】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑩】 系列施設数は、当運営状況報告の対象施設を含めた数を記入し、対象施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

- 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑪】

- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

- 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑭】

- 【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、事業所内保育（企業主導型含む）の場合、（ ）内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

- 【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は運営状況報告記入日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

- 【⑰】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

- 【⑱】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。

【21】 保育に従事している職員の有資格者数並びに私設保育施設指導監督基準1（2）イで定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【22】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【23】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【24】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

- ・乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- ・ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭）……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・専用建物……………保育専用を使用している一戸建て施設
- ・集合住宅……………マンション等の一部を保育に使用している場合
- ・事務所ビル……………事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
- ・業務用ビル……………事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・住宅地……………住宅が主となる場所
- ・オフィス街……………事務所や会社が建ち並んでいる場所
- ・商店街……………商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地……………工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接……………駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
- ・その他……………上記のいずれにも該当しないもの

【38】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、運営状況報告記入日の年度に参加した研修が3回以上の場合、その全てを記入してください。

※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【39】 貴施設における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【40】 貴施設における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

朝食、昼食、夕食ごとに当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・主に施設で調理……………主に施設で給食を調理している場合。単なる加熱等のみの場合は含みません。
- ・主に仕出し弁当……………主に施設で弁当等を購入している場合。
- 【44】 ・弁当持参……………保護者により弁当が用意されている場合。従って、店で購入したものでも保護者が用意したものは含まれます。
- ・なし……………該当する時間帯に開所していない場合。給食がない場合。

【 48 、 50 】

児童の健康診断、職員の健康診断のうち、「入所後」、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれ当てはまるもの1つを○で囲んでください。

【59】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

【60】 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【61】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りません。

私設保育施設運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用

令和 年 月 日現在

① 事業所の名称								
② 事業所の所在地	〒							
	Tel				メール アドレス			
	最寄り駅			線			駅	
					バス	分	分	
					徒歩	分	分	
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体							
④ 設置者名								
⑤ 設置者住所	〒					Tel		
⑥ 代表者名	(氏名)				(職名)			
⑦ 管理者名	(氏名)				(職名)			
⑧ 管理者住所	〒					Tel		
⑨ 事業開始年月日	平成 令和	年	月	日	※元号はいずれかに○印をつけてください			
⑩ 系列事業所	有 (系列事業所数 箇所〔直営店・FC〕 うち都道府県内 箇所)					無		
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間		備考				
	平日	: ~ :	: ~ :					
	土曜日	: ~ :	: ~ :					
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :					
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)					※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。	※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他 () 設定なし							

⑭-1 利 用 料 金		月極額 (月)	定期契約 単位 (時間)	一時預かり 単位 (時間)	() 単位 ()	その他
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	4歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	5歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円		

⑭-2 利 用 料 金		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円	円
単位 (時間)	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員									

⑯保育している児童の人数										(令和 年 月 日現在)				
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計					
2時間以下														
2時間～4時間以下														
4時間～6時間以下														
6時間～8時間以下														
8時間～														
計														

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑰ 時間帯別の利用 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
0:00～6:59										
上記のうち主たる保育時間で ある11時間について再掲 : ~ :										

⑱職務に従事している職員の配置数		(令和 年 月 日現在)					
A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)	
人		人				人	
常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人
資格の有無等	・保育業務への従事	保育士	人	保育士	人		
	従事している	看護師	人	看護師	人		
	従事していない	准看護師	人	准看護師	人		
		家庭的保育者		家庭的保育者			
	・資格 (従事している場合に記入)		人		人		
	保育士	基準で定める研修修了者			基準で定める研修修了者		
	看護師		人	人		人	人
准看護師	その他 ()			その他 ()			
その他 ()			人		人		

⑳ 事業所に在籍している保育従事者数	人
注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
(内訳) ・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 (研修名：)	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者	人
(うち、採用した日から1年を超えていない者	人)

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2(2)イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

⑳	加入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
	未加入	保険事故 (内容)		
		保険金額		
㉑	提携医療機関	機関名		
		所在地		
		電話番号		
		提携内容		
㉒ 保育計画の策定		有 (年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)	無	
㉓ 職員の研修等の参加状況		参加 (研修名等： 年 月 参加者数 名) (研修名等： 年 月 参加者数 名) (研修名等： 年 月 参加者数 名)	無	

* ㉓については、研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

㉔ 研修の実施状況		保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施 (年 回)		未実施
㉕ 安全管理・事故防止の取組状況		安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している (年 回) 安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている		有 無 有 無
㉖ 保護者との連絡状況		連絡帳の作成 緊急連絡表の作成 その他 ()	有 有 有	無 無 無
㉗ 保護者及び利用希望者の事前の面接		実施	未実施	
㉘ 利用開始時の健康状態観察		有 (体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他)		無
㉙ 利用開始時の個別検査		有 (服装 外傷 清潔 他)		無
㉚ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出 母子健康手帳で確認	未実施	
	利用開始後	診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回/年	未実施	
㉛ ケガや病気の時の措置		保護者への連絡 医療機関への受診 その他 ()		
㉜ 職員の健康診断	採用時	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)		未実施
	採用後	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)		未実施
㉝ 検便		実施 (毎月 隔月 回/年)		未実施
㉞ 乳幼児突然死症候群に対する注意		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察 仰向け寝 禁煙の厳守	実施 実施 実施	未実施 未実施 未実施

③⑤ 安全確保	○安全対策	適	不適
	実施内容 ()		
	○事故防止	適	不適
	実施内容 ()		
	○緊急時の対策	適	不適
実施内容 ()			
③⑥ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示 利用者への契約時の書面交付 利用予定者への契約内容等の説明	実施 実施 実施	未実施 未実施 未実施
③⑦ 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)		無
③⑧ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿 (履歴書)	有 無	児童利用状況表 有 無
	資格証明書	有 無	
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等)		
③⑨ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL			
④⑩ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)	

④ 保 育 従 事 者 の 状 況

職名 (常勤・非常勤)	氏名 (生年月日)	性別	資格の保有状況	※1 経験 年数	※2 勤務時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間
(常勤・非常勤)	(年 月 日)		ア保育士(登録番号) イ幼稚園教諭 ウ看護師・保健師・助産師 エ上記の資格いずれもなし	年	: ~ : 週 時間

※1 これまで保育施設で保育に従事した経験年数を記入してください。

※2 上段には届出日前日に勤務した時間、下段には契約上の一週間あたりの勤務時間数を記入してください。

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 私設保育施設指導監督基準1(2)イで定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意

- 【②】 本県と連絡をとる際に使用しますので、連絡のとりやすいメールアドレスを記入してください。

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……………個人が設置するもの。
- ・株式会社……………株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。

- 【③】 ・NPO法人…特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
・その他法人…上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
・任意団体……………保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

- 【⑥】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

- 【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

- 【⑩】 系列事業所数は、当運営状況報告の対象事業所を含めた数を記入し、対象事業所の所在する都道府県内にある系列事業所を内数として記入してください。

- 【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

- 【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

- 【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は運営状況報告記入日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

- 【⑰】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

- 保育に従事している職員の有資格者数並びに私設保育施設指導監督基準1（2）イで定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入ください。
- 【19】
- 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。
- 【20】
- 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 【21】
- 職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。
- 【22】
- 貴事業所における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください。
- 【24】
- 貴事業所における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください。
- 【25】
- 職員の健康診断のうち「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの1つを○で囲んでください。個人で事業を実施する場合は、年1回の健康診断の実施の有無について記入すること。
- 【32】
- 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。
- 【39】
- 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限りません。
- 【40】

私設保育施設入所児童等報告

令和 年 月 日 現在

記入者：

施設の名称									
施設の所在地		〒							
TEL									
保育している児童の人数（令和 年10月1日 現在）									
在園時間		年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	就学前 4歳〜	学童	計
昼間	午後8時までにお迎え		()	()	()	()	()	()	()
夜間	午後10時までにお迎え		()	()	()	()	()	()	()
深夜	午後10時～午前2時までにお迎え		()	()	()	()	()	()	()
宿泊	午前2時～翌朝にお迎え		()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし		()	()	()	()	()	()	()
計			()	()	()	()	()	()	()

※（ ）内には、週1回以上の定期的な一時預かり児童数を内数として記入すること。

職務に従事している職員の配置数（令和 年 月 日 現在）								
A施設長		B保育従事者 (Aを除く)		Cその他職員 (A, Bを除く)		D合計 (A+B+C)		
	常勤	非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人
資格の有無等 (従事している場合に記入)	保育業務への従事 従事している・従事していない		保育士 人	保育士 人				
			看護師 人	看護師 人				
			幼稚園教諭 人	幼稚園教諭 人	調理 人	調理 人		
			准看護師 人	准看護師 人	その他 人	その他 人		
			家庭的保育者 人	家庭的保育者 人	()	()		
			基準で定める研修修了者 人	基準で定める研修修了者 人				
保育士・看護師 その他 ()			その他 人 ()	その他 人 ()				

教育・保育施設等事故報告書

基本情報									
事故報告回数				施設・事業所名称					
事故報告年月日				施設・事業所所在地					
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等					
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)					
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)					
事故に遭ったこどもの情報									
こどもの年齢(月齢)				こどもの性別					
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等					
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)									
事故発生時の状況									
事故発生年月日				事故発生時間帯					
事故発生場所				事故発生クラス等					
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等		
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他	
事故発生時の状況									
事故の誘因									
事故の転帰									
(死亡の場合)死因									
(負傷の場合)受傷部位									
(負傷の場合)負傷状況									
診断名、病状、病院名	診断名								
	病状								
	病院名								
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)									
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)									

- ※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

ver.3
(裏面)

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面	
教育・保育の状況	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

人的面	
対象児の動き	具体的内容
担当職員の動き	具体的内容
他の職員の動き	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

【施設・事業所別の報告先】	
<p>① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)</p> <p>→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)</p> <p>② 幼稚園、幼稚園型認定こども園</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)</p> <p>③ 特別支援学校幼稚部</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)</p>	<p>④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)</p> <p>⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)</p> <p>⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)</p>
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouthisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
 ※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

教育・保育施設等事故報告書(記載例)

基本情報									
私設保育施設は県に直接ご報告ください									
事故報告回数	第1報			施設・事業所名称	Cこども園				
事故報告年月日	令和6年	1月	11日	施設・事業所所在地	B市中央区D町1-1-1				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)	A県	B市		施設・事業所代表者等	E山 F男				
施設・事業所種別	幼保連携型認定こども園			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	G法人H会				
認可・認可外の区分	認可			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	令和2年	4月	1日		
事故に遭ったこどもの情報									
こどもの年齢(月齢)	2歳	8か月		こどもの性別	男				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)	令和5年	4月	1日	所属クラス等	3歳児クラス				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)	※ 事故と因子関係がある場合の、当該こどもの教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この欄に記載してください。								
事故発生時の状況									
事故発生年月日	令和6年	1月	11日	事故発生時間帯	昼食時・おやつ時				
事故発生場所	施設内(室内)			事故発生クラス等	異年齢構成				
事故発生時のこどもの人数	10名		事故発生時の 教育・保育等従事者数	3名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等			1名	
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他	
	0名	0名	3名	3名	4名	0名	0名	0名	
事故発生時の状況	食事中(おやつ含む)								
事故の誘因	死亡								
事故の転帰	死亡								
(死亡の場合)死因	窒息 ※ 事故の転帰が「負傷」の場合は、「一」を選択してください。								
(負傷の場合)受傷部位	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。								
(負傷の場合)負傷状況	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。								
診断名、病状、病院名	診断名	※ SIDSについては、確定診断が出された時のみ記載してください。							
	病状	※ SIDS疑いの場合は、病状として記載してください。							
	病院名	I総合病院							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)	<p>15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおぼりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。ケーキを食べた本児が急に声を出して泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。</p> <p>15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であることを確認した。看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔色が冷たいを確認した。心臓を確認すると、止まっている様子に感じ、心臓マッサージを行う。</p> <p>15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。</p> <p>15:45 病院到着。意識不明であり、入院。 ○/○ 意識が回復しないまま死亡。</p>								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)	<p>【園の対応】</p> <p>○/○ 園において児童の保護者と面談 ○/○ 園で保護者説明会 ○/○ 理事会で園長が説明</p> <p>【市の対応】</p> <p>○/○ 記者クラブへ概要を説明</p>								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.3
(裏面)

ソフト面				
事故防止マニュアル	あり	具体的内容	※ マニュアルや指針の名称を記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)	
事故防止に関する研修	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容 ※ 実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。
職員配置	基準配置	具体的内容	※ 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください。	
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項がある場合、必ず記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

ハード面				
施設の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に24回	具体的内容 ※ 施設外での事故の場合は、当該場所の安全点検状況を記載してください(以下同じ。)
遊具の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に12回	具体的内容 ※ 遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
玩具の安全点検	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容 ※ 玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 寝具の種類(コット、布団(堅さも)、ベビーベッド、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど)等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載してください。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

環境面		
教育・保育の状況	食事(おやつ)中	具体的内容 ※ 運動会の練習中、午睡後の集団遊び中等、具体的な保育状況を記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。	
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。	

人的面		
対象児の動き	いつもより活発・活動的であった	具体的内容 ※ なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例:朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)
担当職員の動き	対象児から離れたところで対象児を見ていた	具体的内容 ※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例:雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)
他の職員の動き	担当者・対象児の動きを見ていなかった	具体的内容 ※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例:園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等)
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。	
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。	

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)
※ 自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください。

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihokushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyoudenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyokate@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyokosodate@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
※ 裏面の記載事項は大部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

長期に滞在している児童について（報告）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称並びに代表者の氏名 〕

連絡先

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

1 児童について

- (1) 氏名
- (2) 生年月日、年齢
- (3) 性別
- (4) 住所、電話番号

2 保護者について

- (1) 氏名
- (2) 続柄
- (3) 住所、電話番号
- (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他（家庭の状況、家庭からの連絡の状況等）

私設保育施設指導監督基準

(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

- 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童の年齢については、年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。
- 6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。
- 食事の世話など特に児童一人一人に適切な援助が必要な時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常はおおむね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。

- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。

短時間勤務の職員を充てる場合にあつては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

(2) 保育に従事する者のおおむね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあつては、1人）以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

なお、幼児教育を目的とする施設は、当該施設のプログラム内容、対象となる児童の年齢等を考慮し、幼稚園教諭免許取得者を有資格者として含むことができる。

- 上記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。

- 幼稚園教諭が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭の専門性を十分に発揮するという観点から、3歳以上児を中心的に保育することが望ましい。

(3) 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であつて、次のアからウまでのいずれにも該当し、(2)の基準を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設については、(2)を適用しないことができる。

ア 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であること

イ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること

ウ 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場

合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

○ イについて、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

(2) 保育に従事する者

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は神奈川県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「神奈川県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（神奈川県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）にあつては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設にあつては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。

○ 「神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、神奈川県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

(1) 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室(施設外調理等の場合は必要な調理設備)及び便所があること。

- 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。

具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。

(2) 保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

- 「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。また、実際に保育に使用できる面積(戸棚や一人で移動困難な物品を除いた面積)で算定すること。

(3) 乳児(おおむね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

- 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。
- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではないが、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

3 共通事項

○ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。

○ 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ。）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。
便器の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

○ 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。

○ 調理室は、保育室と簡単に入出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

第3 非常災害に対する措置

1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
 - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
 - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。（保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第3章4節「災害への備え」参照。）
- 収容人員（従業者と児童数の合計数）が30人以上の場合は、消防法第8条の規定に基づく防火管理者の選任及び届出並びに消防法施行令第3条の2の規定に基づく消防計画の作成及び届出が必要。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。
- 児童福祉施設設備運営基準第9条の3
 - 1 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。
 - 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

○ 児童福祉施設設備運営基準第 10 条

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

2 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設

防災上の必要な措置を講じていること。

- 火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。

第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として 1 階に設けることが望ましいが、やむを得ず 2 階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設及び同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）並びに同条第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育に従事する者の居宅又は保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。なお、適用しない場合、第 3 の 1 (2) に掲げる定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

- (1) 保育室を 2 階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を 2 階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第 3 に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ 1 以上設けられていること。

常用	①屋内階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段

○ 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

- ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
- ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
- ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備とすること。
- ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
- ⑤その階の保育室の面積のおおむね八分の一以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

- 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分

からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する屋内特別避難階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

- 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。
- スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のもので設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- 調理器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- 非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
- 非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

- 防火物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁登録者番号	防火対象物において使用する防火対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。
防 炎	
登録確認機関名	

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

- 建築基準法施行令第 123 条第 3 項第 2 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」（平成 28 年国土交通省告示第 696 号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 建築基準法施行令第 129 条の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合又は同令第 129 条の 2 の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合は、同令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定により、同令の諸規定が適用除外となるが、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。
- 4 階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成 26 年 9 月 5 日雇児発 0905 第 5 号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

第 5 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)を理解することが不可欠であること。

[乳児 (1 歳未満児)]

- ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・ 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[1 歳以上 3 歳未満児]

- ・ 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・ 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・ 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・ 一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

[3 歳以上児]

- ・ この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

(3 歳児)

- ・ 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

(4歳児)

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

(5歳児)

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

(6歳児)

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。

イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画(デイリープログラム等)を定めること。

- 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。
- 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

- 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
- 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

- 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。
なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、施設の設置者又は管理者とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

- 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。
- 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

○ 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

(専門機関からの助言を要する場合の例)

- ・心身の発達に遅れが見られる場合
- ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

○ 施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上滞在している児童（長期滞在児）がいる場合、保護者との連絡を特に密にし、把握後速やかに市町村に報告する。

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

○ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

○ 保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

エ 保護者からの苦情及び要望については誠意をもって対応し、適切かつ速やかに処理するよう努めること。

第6 給食

○ (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）を参考にすること。

○ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、必要に応じて本基準を適用すること。

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

- 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
 - ・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
 - ・哺乳ビンを使用するごとによく洗い、滅菌すること。
 - ・食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
 - ・原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。
 - ・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号通知）」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成 22 年 3 月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007 年）」を参考にすること。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。
- アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

○ 登園時の健康状態の観察

毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。

○ 降園時の健康状態の観察

毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

○ 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。

○ 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。

○ 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。

○ 児童の健康診断は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第3条に準じ、行うこと。

○ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、原則として、(2)及び(3)は適用しない。

(4) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。

- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）により義務づけられていること。
- 厨房以外での調理（調乳等）に携わる職員についても検便に努めること。
- 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウィルスの検便検査に努めること。
- イについて、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

- 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

(6) 感染症への対応

ア 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること。
- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

感染予防のための対策を行うこと。

- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、利用児童の居宅等において保育を行うことを踏まえ、複数児童が利用する施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。

(例) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を実施する。

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

- 窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。
- 午睡中の死亡事故を防ぐため、安全な睡眠環境を整え、常に心身の状態を確認し早く異常に気付けるよう、0, 1歳児は必ず呼吸チェックを行い、(参考書式) 睡眠観察記録表を作成するなど記録すること。また、2歳児以上の児童についても、顔色の状態を確認するなど、きめ細かく観察するとともに、薬を飲んでいる児童や入所後間もない児童の場合は、最大限の注意を払い、0, 1歳児と同様に呼吸チェックを行い、記録すること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的 to 実施すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

キ 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてカに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については適用しない）。

ク 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

ケ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

コ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

- 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。
- 事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）を参照すること。

サ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

シ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

- 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。
- 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
 - ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。
 - ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。

・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的を実施すること。

- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

○ 届出対象施設については、以下の内容について掲示する（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による提示などの方法が考えられる。）とともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが義務づけられている。公衆の閲覧に供する方法は、具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に掲載することとしている（児童福祉法施行規則第49条の5第1項）。

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名

- ・建物その他の設備の規模及び構造

（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。）

- ・施設の名称及び所在地

- ・事業を開始した年月日

- ・開所している時間

（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育提供可能時間）

- ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由

（注：利用料の変更に関し掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが適切になされているか、保護者への説明がなされているかについて、指導助言を行うこと。）

- ・入所定員

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと。

- 届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。(法第59条の2の3)
- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。
- 保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。

第9 備える帳簿等

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等

(注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用していない場合に限る。）については、職員に関する帳簿は整備しなくてもよいが、資格を証明する書類（写）等は確実に保管する必要がある。)
 - 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
 - 労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。
- (例)
- ・ 労働者名簿（労働基準法第107条）
 - ・ 賃金台帳（労働基準法第108条）
 - ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の指導基準等

 の枠内は評価基準ではなく、望ましいこととして施設の実情に応じ助言を行うもの。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第1 保育に従事する者の数及び資格	1-①		1 保育に従事する者の数 ○乳児 おおむね3人につき 1人以上 ○幼児 ・1、2歳児 おおむね6人につき 1人以上 ・3歳児 おおむね20人につき 1人以上 ・4歳児以上 おおむね30人につき 1人以上	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下、必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。 a 調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。）	・主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。
		1-1	※ 以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。	b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。）	・主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。 〔 保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。 〕
	1-②		〔考え方〕 ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）して上記の人数を確保すること。	c 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。	・契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳児が1人である場合を除く。 また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。
	1-③		2 保育に従事する者の有資格者の数 幼児教育を目的とする施設は、当該施設のプログラム内容、対象となる児童の年齢等を考慮し、幼稚園教諭免許取得者を有資格者として含むことができる。	有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のcにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。 a 月極契約乳幼児数に対する有資格者の数 b 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。
		1-3			・総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第1 保育に従事する者の数及び資格			<p>[考え方]</p> <p>ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。</p>		<p>有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。</p>
	1-④		3 保育士の名称	<p>a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。</p>	<p>・左記の事項につき、違反がある。</p>
		1-4		<p>b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。</p>	<p>・左記の事項につき、違反がある。</p>
				<p>幼稚園教諭が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭、保育士、それぞれの資格の専門性を踏まえ、3歳以上児を中心に保育することが望ましい。</p>	
第2 保育室等の構造、設備及び面積	2-①		1 保育室の面積	<p>保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。</p> <p>a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積</p>	<p>・不足している。</p>
		2-1	<p>[考え方]</p> <p>保育室面積：当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。また、実際に保育に使用できる面積（戸棚や一人で移動困難な物品を除いた面積）で算定すること。</p>	<p>b 総乳幼児数についての1人当たりの面積</p>	<p>・不足している。</p> <p>総乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。</p>
	2-②		2 調理室の有無	<p>a 調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。</p>	<p>・調理室（施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能）がない。</p>
		2-③	<p>[考え方]</p> <p>給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p>	<p>調理機能のみを有している場合であっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。</p>	
			2-3		<p>・区画はあるが、扉が占められていない等運用面の注意を要する。</p>

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第2 保育室等の構造、 設備及び面積	2-④				・衛生的な状態が保たれていない。
		2-4			・衛生的な状態が保たれていない。 原則として文書指摘とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、口頭指摘とする。
		2-⑤	3 おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等(ベビーベッドのみは不可)で区画すること。	・区画されていない。(保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス等(ベビーベッドのみは不可)の区画がない。)
			2-5		・区画が不十分(ベビーフェンス等(ベビーベッドのみは不可)があっても、十分活用されていない。)
		2-⑥	4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	・窓等採光に有効な開口部がない。
				建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。	
				b 換気が確保されているか。	・窓等換気 to 有効な開口部がない。
		2-⑦		建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。	
				c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。
		2-⑧			
		2-⑨	5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	・便所用の手洗設備が設けられていない。
			2-9	b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	・手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。)
	2-⑩		c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。	
		2-10		・便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)	

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
	2-①		(2) 便器の数	a 便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であるか。	・基準より便器の数が大きく不足している。
		2-11		※ 特に支障がない場合便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・便所使用時又は便所設備の安全面が配慮されていない。 (大人用の便座の場合は、補助便座を使用すること、オマルはやむを得ない場合の一時的な使用に限ることとし、原則不可)
第3 非常災害に対する措置	3-①		1 (1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。
		3-1		b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。
	3-②		(2) 非常口の設置	a 非常口(玄関とは別の勝手口など)は、火災等非常時に入所(利用)乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。	・保育室を1階に設けているが、適切な退避経路がない。
	3-③		2 (1) 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定	a 【30人以上の施設】 具体的計画=消防計画が適正に作成され届出が行われているか。	【30人以上の施設】 ・具体的計画(消防計画)を作成、届出をしていない。
		3-④		消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。	【30人未満の施設】 ・具体的計画を作成していない。
		3-⑤		【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 ※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。	
	3-⑥		(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練が1年以内に1回も実施されていない。 ・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。
		3-6			

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項										
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	4-①		1 保育室が2階の場合の条件	a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・転落防止設備がない。										
	4-②		<p>[考え方]</p> <p>○ 待避上有効なバルコニーとは、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>① バルコニーの床は準耐火構造であること。</p> <p>② バルコニーは十分外気に開放されていること。</p> <p>③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は、建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。</p> <p>④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。</p> <p>⑤ その階の保育室の面積のおおむね8分の1以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。</p> <p>なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。</p> <p>○ 傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。</p>	<p>b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。</p> <p>なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。</p> <p>(注) 「指導基準第3に規定する設備」とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、消火用具を指し、その両方が原則2階にあるかどうかで判断すること。</p> <p>※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。</p>	<p>・下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。</p>										
					<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内階段</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>② 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td>③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td>④ 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	① 屋内階段		② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段	② 待避上有効なバルコニー	③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	④ 屋外階段	
	常用	① 屋内階段													
	② 屋外階段														
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段														
	② 待避上有効なバルコニー														
	③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備														
	④ 屋外階段														
4-③		2 保育室が3階の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)											
4-④			b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていない。											
				<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">常用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td>③ 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段	② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段	② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	③ 屋外階段				
常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段														
	② 屋外階段														
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段														
	② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備														
	③ 屋外階段														

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	4-⑤		3 保育室が4階以上の場合の条件	c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。
	4-⑥			d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。
	4-⑦			e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記eを満たしていない。
	4-⑧			f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。
	4-⑨	4-8		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・左記gを満たしていない。
	4-⑩			h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・左記hを満たしていない。 【 防災物品の表示にも努めること。 】
	4-⑪			a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可）
	4-⑫			b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項							
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件				<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">常用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段</td> </tr> <tr> <td>② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</td> </tr> <tr> <td>② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</td> </tr> <tr> <td>③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段</td> </tr> </table>	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段	② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）	② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	
	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段										
		② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段										
	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）										
		② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路										
		③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段										
	4-13			c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。							
	4-14			d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 							
4-15			e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記 e を満たしていない。								
4-16			f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 								
4-17		4-16	g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。	・左記 g を満たしていない。								
4-18			h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・左記 h を満たしていない。 （ 防災物品の表示にも努めること。） 								

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項		
第5 保育内容	5-①		1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・左記b～dの事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。） ・デイリープログラム等が作成されていない。		
				b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。			
		5-2		(b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・汚れたときの処置が不適當 【特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。】		
	5-②			(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） ・外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児）		
		5-3a					
		5-3b		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	【特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。】		
	5-③			c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・テレビやビデオを見せ続けている。 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。		
		5-4					
		5-5				【特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。】	
		5-⑥			d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。	・遊具がない。 ・遊具につき、改善を要する点がある。	
		5-6		※ テレビは含まない。		・年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。 ・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。	
		5-⑦					
		5-8			2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第5 保育内容	5-⑨		(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分な配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつくと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等
	5-⑩		(3) 児童相談所等の専門的機関との連携 【考え方】 施設に24時間かつ週のうち概ね5日程度以上滞在している児童(長期滞在児)がいる場合、保護者との連絡を特に密にし、把握後速やかに市町村に報告する。	a 入所(利用)乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。
	5-11	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。	
	5-⑫	(2) 保護者との緊急時連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表が整備されていない。	
	5-13	(3) 保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	
5-14		b 保護者からの苦情及び要望については、誠意を持って対応し、適切かつ速やかに処理するよう努めているか。	・適切かつ速やかに処理していない。		
第6 給食	6-①		1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用するごとに洗い、滅菌しているか。	・使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。
	6-②		b 調理室が清潔に保たれているか。	・汚れている。残飯等が放置されている。	
	6-2a		c 調理方法が衛生的であるか。	・不適切な事項がある。	
	6-2b		d 配膳が衛生的であるか。	・配膳が衛生的でない。	
	6-3		e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	・(十分な消毒がなされずに)共用されることがある。	

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項	
第6 給食	6-④			f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	
	6-⑤		2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。	・配慮されていない。	
	6-⑥			[市販の弁当等の場合] c 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。	
	6-⑦			d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。	
	6-⑧		(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	
		6-8				
第7 健康管理・安全確保		7-1a	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。	
		7-1b				
		7-2		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	
		7-②				
		7-③	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。	
		7-3				
		7-④	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。	
		7-⑤	【考え方】 3 a、bについては在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが、各施設の状態を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。	b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	
		7-5a				
		7-5b				
	7-⑥		c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。		

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第7 健康管理・安全確保	7-⑦		4 職員の健康診断 【考え方】 ・ 厨房以外での調理(調乳等)に携わる職員についても検便に努めること。 ・ 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。
	7-⑧			b 調理(調乳)に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。
	7-8			検便は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性病原性大腸菌の検査を実施することが望ましい。	
		7-9	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。
	7-⑩		6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。
		7-10a		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・治癒の判断をもつぱら保護者に委ねている。
		7-10b		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。
		7-⑪	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。
		7-⑫		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・乳幼児突然死症候群の予防への注意が不足している。
		7-⑬		c 午睡中の死亡事故を防ぐため、安全な睡眠環境を整え、常に心身の状態を確認し早く異常に気付けるよう、0.1歳児は必ず呼吸チェックを行い、(参考書式)睡眠観察記録表を作成するなど記録しているか。	・記録されていない。
		7-13		d 2歳児以上の児童についても、顔色の状態を確認するなど、きめ細かく観察するとともに、薬を飲んでいる児童や入所後間もない児童の場合は、最大限の注意を払い、0.1歳児と同様に呼吸チェックを行い、記録しているか。	・記録されていない。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項	
第7 健康管理・安全確保	7-14			e 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	
	7-15		8 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。 ・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	
	7-16			b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。	
	7-17			c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	
	7-18			d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	
	7-19			e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	
	7-20			f 児童の食事に関する情報や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。	
	7-21			g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。	・定期的な点検が行われていない。	
	7-22			h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・囲障はあるが、施錠等が不十分。	
	7-23			i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	
	7-24					
	7-25					

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第7 健康管理・安全確保	7-26			j 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてiに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。	・当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。
	7-27			・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。	
	7-28			k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	・定期的な訓練が実施されていない。
	7-29			l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。
	7-30			m 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。	・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。
	7-31			n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。
	7-32			o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第8 利用者への情報提供	8-①		1 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・全く掲示されていない。 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。
		8-1			<ul style="list-style-type: none"> ・左記 a～n の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 ・「ここdeサーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分
	8-②		2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等（メール等電子媒体を含む。）による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面等により交付されていない。
		8-2			<ul style="list-style-type: none"> ・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。
	8-③		3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が行われていない。
		8-3			<ul style="list-style-type: none"> ・説明はされているが、内容が不十分。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項	
第9 備える帳簿等	9-①		1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。	
		9-1			・整備内容が不十分。	
	9-②		2 在籍(利用)乳幼児に関する帳簿等の整備	b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・左記の帳簿の整備状況が不十分。	
	9-③				a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。
		9-3				・整備内容が不十分。

1. 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の指導基準等

の枠内は評価基準ではなく、望ましいこととして施設の実情に応じ助言を行うもの。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第1 保育に従事する者の数及び資格	1-①		1 保育に従事する者の数 ○ 1人に対して乳幼児3人以下 ○ 家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下 [考え方] 当該乳幼児がその兄弟姉とともに利用している場合であつて、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	乳幼児の数が保育することができる数以内か。 a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・乳幼児数が3人を超えている。
	1-②			b 保育に従事する者が家庭的保育補助者とともに保育している乳幼児の数	・乳幼児数が5人を超えている。
	1-③		2 保育に従事する者の有資格者の数 [考え方] ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。	a 保育に従事する者のうち、1人以上は、有資格者又は神奈川県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市長（以下「神奈川県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（神奈川県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者又は神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。
	1-④		3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。
		1-4		b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。
第2 保育室等の構造、設備及び面積	2-①		1 保育室等の面積等	a 家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。	・乳幼児の保育を適切に行うことができる広さが確保されていない。
	2-②			a 調理設備は、当該施設内にあつて専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	・調理設備（施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能）がない。 ・調理設備（調乳室）が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。
	2-③				調理機能のみを有している場合であっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。
		2-3			・区画はあるが、扉が占められていない等運用面の注意を要する。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第2 保育室等の構造、設備及び面積	2-④				・衛生的な状態が保たれていない。
		2-4			・衛生的な状態が保たれていない。 原則として文書指摘とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、口頭指摘とする。
		2-⑤	2 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	・窓等採光に有効な開口部がない。
			建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。		
		2-⑥		b 換気が確保されているか。	・窓等換気に有効な開口部がない。
			建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。		
		2-⑦		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。
		2-⑧	3 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	・便所用の手洗設備が設けられていない。
			2-8	b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	・手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。）
		2-⑨		c 便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられた部屋と区画され衛生上問題がないか。	・便所が、保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。
		2-9		・便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）	
	2-⑩	(2) 便器の数	a 便器の数が、1以上であるか。	・便器が一つもない。	
		2-10	※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・便所使用時又は便所設備の安全面が配慮されていない。 (大人用の便座の場合は、補助便座を使用すること、オマルはやむを得ない場合の一時的な使用に限ることとし、原則不可)	

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第3 非常災害に対する措置	3-①		1 〔考え方〕 保育室等が2階以上にある場合であっても、指導基準第4による評価ではなく、本基準により評価を行うものとする。	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。
		3-1	(1) 消火用具の設置	b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。
	3-②		(2) 非常口の設置	a 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。	・適切な待避用経路がない。
	3-③		2 (1) 非常災害に対する計画の策定	a 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。	・計画が策定されていない。
	3-④		(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練が1年以内に1回も実施されていない。 ・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。
第5 保育内容	5-①		1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫しているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。	・左記b～dの事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。） ・デイリープログラム等が作成されていない。
		5-2		(b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・汚れたときの処置が不相当
	5-②				特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。
		5-3a		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） ・外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児）
		5-3b		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	
	5-③				特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項	
第5 保育内容		5-4		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビやビデオを見せ続けている。 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 	
		5-5			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。 </div>	
		5-⑤				
		5-⑥			d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具がない。
		5-6		※ テレビは含まない。	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具につき、改善を要する点がある。 ・年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。 	
		5-⑦			<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。 	
			2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。 	
		5-⑨	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 ・いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等 	
		5-⑩	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携 【考え方】 施設に24時間かつ週のうち概ね5日程度以上滞在している児童（長期滞在児）がいる場合、保護者との連絡を特に密にし、把握後速やかに市町村に報告する。	<p>a 入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 	
		5-11	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。 	

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第5 保育内容	5-⑫		(2) 保護者との緊急時連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表が整備されていない。
		5-13	(3) 保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。
		5-14		b 保護者からの苦情及び要望については、誠意を持って対応し、適切かつ速やかに処理するよう努めているか。	・適切かつ速やかに処理していない。
第6 給食	6-①		1 衛生管理の状況 調理設備、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。	・使用することによく洗っていない。十分な殺菌並びに滅菌が行われていない。
	6-②			b 調理設備が清潔に保たれているか。	・汚れている。残飯等が放置されている。
		6-2a		c 調理方法が衛生的であるか。	・不適切な事項がある。
		6-2b		d 配膳が衛生的であるか。	・配膳が衛生的でない。
		6-3		e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	・（十分な消毒がなされずに）共用されることがある。
	6-④			f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。
	6-⑤			2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。
6-⑥			c [市販の弁当等の場合] 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。	

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第6 給食	6-⑦			d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。
	6-⑧	6-8	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。
第7 健康管理・安全確保		7-1a	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。
		7-1b		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。
		7-2			
		7-②			
		7-③	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。
		7-3			
		7-④	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施 [考え方] 3a、bについては在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが、各施設の状況を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。
		7-⑤		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。
		7-5a			
		7-5b			
	7-⑥	c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。		・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	
	7-6				
	7-⑦	4 職員の健康診断 【考え方】 ・ 厨房以外での調理（調乳等）に携わる職員についても検便に努めること。 ・ 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	a 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。	
	7-⑧		b 調理（調乳）に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。	
	7-8			検便は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性病原性大腸菌の検査を実施することが望ましい。	

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第7 健康管理・安全確保		7-9	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。
		7-⑩	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。
		7-10a		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・治癒の判断をもつばら保護者に委ねている。
		7-10b		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。
		7-⑪	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。
		7-⑫		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。
		7-⑬		c 午睡中の死亡事故を防ぐため、安全な睡眠環境を整え、常に心身の状態を確認し早く異常に気付けるよう、0.1歳児は必ず呼吸チェックを行い、(参考書式)睡眠観察記録表を作成するなど記録しているか。	・記録されていない。
		7-13		d 2歳児以上の児童についても、顔色の状態を確認するなど、きめ細かく観察するとともに、薬を飲んでいる児童や入所後間もない児童の場合は、最大限の注意を払い、0.1歳児と同様に呼吸チェックを行い、記録しているか。	・記録されていない。
		7-⑭		e 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第7 健康管理・安全確保	7-⑮		8 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。
		7-16			・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。
	7-⑰			b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。
	7-⑱			c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。
	7-⑳			d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。
		7-21		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。
	7-㉒			f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。
	7-㉓			g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。	・定期的な点検が行われていない。
		7-24		h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・囲障はあるが、施錠等が不十分。
	7-㉕			i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車やバスを運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第7 健康管理・安全確保	7-②⑥			j 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてiに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 ・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。
	7-②⑦				
	7-②⑧			k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訓練が実施されていない。
	7-②⑨			l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。
	7-③⑩			m 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。
	7-③⑪			n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。
	7-③⑫			o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項				
第8 利用者への情報提供	8-①		1 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 設置者及び職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 l 緊急時等における対応方 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項 o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く掲示されていない。 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。				
		8-1			・左記 a～o の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 ・「ここdeサーチ」に左記 a～o の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分				
	8-②				2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者へ書面等（メール等電子媒体を含む。）による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面等により交付されていない。		
		8-2					・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。		
	8-③						3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。
		8-3							・説明はされているが、内容が不十分。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項	
第9 備える帳簿等	9-①		1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。	
		9-1			・整備内容が不十分。	
	9-②		2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備	b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿（労働基準法第107条） ・賃金台帳（労働基準法第108条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	・左記の帳簿の整備状況が不十分。	
	9-③				a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。
		9-3				・整備内容が不十分。

4. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準

※ 評価事項において【*】が付いている事項は、チェックシート（別添ひな形を参照）の提出等による確認が想定される。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第1 保育に従事する者の数及び資格	1-①		1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・乳幼児数が1人を超えている。
	1-②		2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は神奈川県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「神奈川県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（神奈川県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者でない、又は神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない。
	1-③		3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。
		1-3		b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。
第2 保育室等の構造、設備及び面積	-	-	1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。
	-	-		b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めている。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第43 非常災害を2階以上に設置する場合の条件	3-①		1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	・地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施をしていない。【*】
第5 保育内容	5-①		1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。【*】 (1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3)子どもの遊び等に関する事項 (4)保育の実施に関して留意すべき事項
		5-2a	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解していない、又は、理解しているが取組が不十分。 【*】 ・保育に従事する者に関する研修を受講していない。【*】 〔研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。〕
		5-②	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。【*】 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第5 保育内容	—	—	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告していない。
		5-3	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。
	5-③		(2) 保護者との緊急時の連絡体制	b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・保護者の緊急連絡先等を把握していない。
第6 給食	6-①		[考え方] 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要がある。 1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われていない。
	6-②a		2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。
	6-②b	—		b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。
第7 健康管理・安全確保		7-1a	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。	・十分な観察が行われていない。
		7-1b		※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。
		7-1c		b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。
		7-①			・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。
		7-②a	2 職員の健康診断	a 健康診断を1年に1回受けているか。	・受けていない。
		7-②b		b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。	・実施されていない。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項	
第7 健康管理・安全確保	7-③		3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。	・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じていない。【*】	
	7-④		4 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	・左記の事項を実施していない。【*】	
	7-⑤a		5 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。	
	7-⑤b			・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。		
	7-⑤c			・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。【*】 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践） (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告		
		7-⑤d			g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的受講しているか。	・定期的に講習を受講していない。【*】
		7-⑤e			h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第7 健康管理・安全確保	7-⑤f			i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。	・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。
	7-⑤g			j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。
	7-⑤h			k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。
第8 利用者への情報提供	8-①		1 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f 利用定員 g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 h 設置者の研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	・全く提示等がされていない。 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。
		8-1			・左記 a～n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。 ・「ここdeサーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第8 利用者への情報提供	8-②		2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先	・書面等により交付されていない。 ・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。
	8-③		3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。
		8-3			・説明はされているが、内容が不十分。
第9 備える帳簿等	9-①		1 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。
		9-1			・整備内容が不十分。

3. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の指導基準等

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第1 保育に従事する者の数及び資格	1-①		1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・乳幼児数が1人を超えている。
	1-②		2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は神奈川県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「神奈川県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（神奈川県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者又は神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。 〔※採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること。〕
	1-③		3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。
		1-3		b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。
第2 保育室等の構造、設備及び面積	—	—	1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。
	—	—		b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めているか。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第43 非常災害を2階以上に対する措置する場合の条件	3-①		1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	・火災、地震等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。）が不十分。
第5 保育内容	5-①		1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3)子どもの遊び等に関する事項 (4)保育の実施に関して留意すべき事項
		5-2a	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。	・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。
		5-2b		b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。 〔研修については、保育に従事する前（採用時）に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。〕
	5-②a		(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第5 保育内容	5-②b	—	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。
		5-3	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。
	5-③		(2) 保護者との緊急時の連絡体制	b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・保護者の緊急連絡先等を把握していない。
第6 給食	6-①		[考え方] 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要がある。 1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われていない。
	6-②a		2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。
	6-②b	—		b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。
第7 健康管理・安全確保		7-1a	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。	・十分な観察が行われていない。
		7-1b		※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。
		7-1c		b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。
		7-①			・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。
		7-②a	2 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第7 健康管理・安全確保	7-②b			b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。	・実施されていない。
	7-③		3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。	・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。
	7-④		4 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	・左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。
	7-⑤a		5 安全確保	a 施設設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。
	7-⑤b			・職員に対し、安全計画について周知されていない。	
	7-⑤c			・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。	
	7-⑤d			・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	
	7-⑤e			・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関すること (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関すること (3) 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト） (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関すること (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関すること (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を行う場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法に関すること (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関すること (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関すること	
				b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	
				c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	
			d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。		
			e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。		
			f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。		

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第7 健康管理・安全確保	7-⑤ f			g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。	・職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。
	7-⑤ g			h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。
	7-⑤ h			i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。	・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。
	7-⑤ i			j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。
	7-⑤ j			k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。
第8 利用者への情報提供	8-①		1 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f 利用定員 g 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j (提携している場合は) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	・全く提示等がされていない。 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・左記a～nの事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。 ・「ここdeサーチ」に左記a～nの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分
		8-1			

指導基準	文書指摘	口頭指摘	調査事項	調査内容	評価事項
第8 利用者への情報提供	8-②		2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面等により交付されていない。
		8-2			・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。
	8-③		3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。
		8-3			・説明はされているが、内容が不十分。
第9 備える帳簿等	9-①a		1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。	・確認できる書類が備えられていない。
		9-1			・整備内容が不十分。
	9-①b		2 利用乳幼児に関する書類等の整備	b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・左記の帳簿の整備状況が不十分。
	9-②				a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。
	9-2		・整備内容が不十分。		

よい保育施設の選び方 十カ条

厚生省児童家庭課局保育課

平成 12 年 12 月

両親が働いている場合などでは、その時間帯に子どもを預ける保育施設が必要になります。

保育施設は、子どもが生活時間の大半を過ごすところで、その環境や保育内容によっては、子どもの安全や健康面だけではなく、健全な発達にも影響を与えます。

そのため、よりよい保育施設を選ぶときのチェックポイントをつくりましたので、参考にしてください。

保育施設の種類

保育が必要な子どもを預かる保育施設を大きく二つに分けると、**認可保育所**とそれ以外の**認可外保育園施設**に分けられます。

認可保育所は、必要な保育士の数や施設の面積などを定めた「児童福祉施設最低基準」などの基準を満たしていることを、都道府県や指定都市、中核市から確認され、自治体から公費を受けて運営されている施設です。

認可外保育施設は、子供を預かる施設であって認可保育ではないものを総称して呼んでいて、その種類などは様々です。中には、自治体から補助を受けている施設もありますが、全体として、その運営や設備などは、園によって相当違います。

よい保育施設の選び方 十カ条

一 まずは情報収集を

○ 市町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

保育行政は、住民に一番身近な市区町村で行われています。

認可保育所を利用したい場合には、市区町村の保育担当課の窓口で相談して申し込むことになっています。

これに対して、認可外保育施設は、直接は市区町村とは関係していませんので、利用したい場合には、その施設に直接申し込むことになります。ただし、市区町村によっては、認可外保育施設や保育ママに独自に助成している場合があります。その場合には、それらの情報も教えてくれるでしょう。

いずれにしても、市区町村の保育担当の窓口でいろいろ聞いてみるのが大切です。

二 事前に見学を

○ 決める前に必ず施設を見学しましょう

情報誌や広告だけの情報には限りがあります。百聞は一見にしかず。利用する施設を決める前には、必ず、見学しましょう。2つ以上の施設を見学することをおすすめします。

できれば、時間帯を変えて2回見たり、行事の時などに参加しておけば、保育の様子がよくわかります。そのときに利用者から園の様子を聞くことができれば、さらによくわかるでしょう。

三 見た目だけで決めないで

○ キャッチフレーズ、建物の外観や壁がきれい、保育料が安いなど、見た目で決めるのはやめましょう。

キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙などは、きれいな方がいいし、保育料が安かったり、便利な場所にある施設は魅力的です。しかし、子どもが長時間過ごす上で最も大切なことは、子どもが過ごしやすい環境か、保育する人の配慮が行き届いているか、きちんとした保育プログラムがあるかなどです。このようなことは、見た目だけではわかりません。

保育料についても、自治体から援助がある場合や、働いている人が皆ボランティア精神の持ち主という例外的なことでもあれば別ですが、安すぎれば、どこかに無理があるのでは、と思った方がよいでしょう。また、利用しやすい便利な場所にあることも大切ですが、保育内容に問題があったり、子どもが過ごすには好ましくないような施設は避けたいものです。

四 部屋の中まで入って見て

○ 見学的时候は、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう。

小さい子どもが寝はじめの時間帯や、忙しい時間帯などは見学がむずかしい場合もありますが、それ以外の時間帯では、よい保育をしている施設は、保育室での子どもの様子を自信を持って見せてくれるはずです。

普段の買い物でもそうでしょう。皆さんも試したり確認したりできない品物は買わないはずで、保育室の中を見せてくれない施設は、何かを見せたくない事情があると思った方がよいでしょう。

五 子どもたちの様子を見て

○ 子どもたちの表情がいきいきしているか、見てみましょう

よい保育が行われていれば、子どもたちの気持ちも安定し、活発になります。お客さんにかけてくるなど好奇心もいっぱい。子どもたちどうしても元気に楽しく遊びます。10分でも保育室の中にいれば、子どもたちの様子は相当わかるでしょう。

六 保育する人の様子を見て

○ 保育する人の数が十分か、聞いてみましょう

人手の数は十分足りていますか。

人手がたりないと、いくら保育する人がすぐれていても、一人一人の子どもに十分な対応ができません。とくに、生まれてから3歳くらいになるまでは保育する人が一人一人の子どもに、やさしくていねいにかかわれることが大切です。

人手が足りなければ、おもむつを余り替えない、ミルクを決まった時間しか与えない、赤ちゃんの目を見て話しかけない、テレビをつけっぱなしにしてテレビに子守をさせるなど、手を抜くことができますが、子どもの成長・発達にとっては、問題なのです。

○ 保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう

保育士は、資格を得るための短大を卒業するなどして専門的な知識を持っています。とくに、継続して多くの

子どもを預かる施設では子どもの発育や情緒・体調等に配慮した保育プログラムが必要ですが、個人的な経験や勘だけでは、よいプログラムをつくってそれに従った保育をすることはまず無理です。

安心して預けるためには、保育士資格を持っている人がどの程度いるかを聞いてみましょう。

○ 保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう。

保育する人が余裕をもって一人一人の子どもをあたたく受け入れ、子どもたちに笑顔で接することが大切です。大人に余裕がなければ、子どもたちは、悲しく寂しくつらく感じます。

保育する人は、子どもの目線で話し、子どもと笑顔で接していますか。大声でしかってばかりいませんか。

保育する人がつらそうな顔をしていませんか。

○ 保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

多くの子ども、とくに赤ちゃんをも預かっている園では、経験豊かな人もいることが望ましいのです。何をしても赤ちゃんが泣きやまないとき、赤ちゃんの具合が急に悪くなったときなど、ベテランの持ち味が発揮されます。

七 施設の様子を見て

○ 赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう。

赤ちゃんは、保育する人の目が届く落ち着いた空間での保育でなければ心が安心しません。反対に、大きい子どもは十分なスペースではしゃぎ回れることも大切。せまい場所に閉じこめられているのでは、ストレスがたまります。

赤ちゃんも大きい子どもも一緒に多人数を保育している状態は危険ですし、赤ちゃんがゆっくりお昼寝できません。

○ 遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう

保育施設の中にどんな遊び道具がありますか。部屋によって、室内すべり台のような大きいものでもよいでしょうし、比較的小さいガラガラ、積み木、引き車などでもよいでしょうが、子どもが興味をもって楽しく遊べるような工夫がしっかりされていますか。

外の空気にふれることや外遊びはとても大切。外遊びの回数や場所などを見て聞いてみましょう。

また、外遊びの場所が遠い場合には、安全な方法で移動しているか、聞いてみましょう。

○ 陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう

陽あたりと風とおしも大切。誰だって、外はよいお天気なのに、閉めきったまま、じめじめしているなんて、きらいです。

子どもにとって、不衛生は禁物。とくに小さい子どもには、命取りになることだってないとはいえません。

保育室だけでなく、トイレや調乳・調理の場が清潔かも、見てみましょう。

○ 災害の時のための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

便利な場所でも何かがあったときに危ないということでは、安心できません。

災害の時のための訓練をしているか、避難経路はどうなっているか、見て聞いてみるのが大切です。とくに、2階以上にある場合は、安全性に要注意。

八 保育の方針を聞いて

○ 園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう

保育内容が良いか悪いかは、園長や保育する人の考え方や力量で大きく左右されます。どんなところに力を入れてどんなところに注意して保育するか、子どもが日々どのように過ごしているか、園で大切にしていることなど、考え方を聞いてみましょう。

きちんと説明してくれたでしょうか。

○ どんな給食が出されているか、聞いてみましょう

子どもに成長には、栄養バランスとか年齢や体調に応じ食事がとても重要です。一律にでき合いの市販弁当を食べさせているようでは問題です。献立表の有無や調乳・調理の場の様子など、見て聞いてみましょう。

○ 連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、きいてみましょう

家庭と園とが協力して子育てに当たることが大切です。子どもがその日どのように過ごしたか、体調はどうか、保護者からは家庭での様子を、園からは園での様子を連絡しあうことはとても大切です。連絡帳などで十分な連絡が取れるようになっているか、聞いてみましょう。保育参観などで保育の様子を見せてもらえる機会があるか、聞いてみましょう。

また毎月の身長や体重の測定などの発育チェックなどをどのように行っているか、聞いてみましょう。

九 預けはじめてからもチェックを

○ 預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

通い始めると忙しくて園に任せっきりになりがちですが、なるべく実際に保育しているところをみるようにしましょう。毎日預けるときや迎えのときに保育室の中に入るよう心がけましょう。

早く帰れる日があれば、いつもと違う時間の様子も見ておきましょう。たまには、保育する人とゆつくり話ができればもっとよいでしょう。

十 不満や疑問は率直に

○ 不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

親も保育する人も、子どものことが大切ならば、話が合うはず。

また、普段から、保育する人との信頼関係も大切。

子どものことが心配で相談しているのに、「そんなに言うなら、預けるのを止めてくれ」、「うちの園ではそういうやり方はしない」、「そんなことを言うのはあなただけだ」など、対話を拒むような施設は問題です。

個々の園の特色や状況はだいぶ違いますし、皆さんの事情も一人一人様々でしょうから、どの園がよいかは、皆さんが目で見得ることが大切。

ここでは、預けられる子どもにとって大切なことを中心にチェックポイントをまとめてみました。

子どもの保育のことなので相談がある場合は、地元の市区町村の保育担当の窓口で相談しましょう。

また、子どもの発達の遅れや問題行動がある場合には、子どものための専門機関の児童相談所に相談しましょう。

ベビーシッターなどを利用するときの留意点

ベビーシッターなどを利用される場合の留意点として、
以下の **10か条** にまとめています。

1. まずは情報収集を

ベビーシッターを利用するには、事業者申し込み、所属するベビーシッターが派遣される方法と、マッチングサイトを通じてベビーシッター個人に利用者が直接依頼する方法があります。保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合は特に詳細に情報収集を行い、マッチングサイトの[ガイドライン適合状況調査サイト](#)を確認しましょう。情報収集にあたっては、都道府県や市町村の情報、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリストなどを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

2. 事前に面接を

ベビーシッターの派遣を事業者依頼する場合、ベビーシッターに対する希望を明確に伝えましょう。派遣される予定のベビーシッターと事前に面談を希望する場合は、事業者申し出て下さい。マッチングサイトを通じて依頼する場合には、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、実際に子どもをベビーシッターに預ける前に必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書を提示してもらうようにしましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合には、マッチングサイトで公開されている保育者の情報を再度確認するとともに、都道府県等に事業者としての届出をしているかも確認するといでしょう。

4. 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

5. 資格や研修受講状況の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター（※）の資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。保育に関する研修を受けているかどうかを確認してもいいでしょう。

※ 「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイトを参照してください。

6. 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているかやその内容、金額を確認しましょう。ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にも同様に確認しましょう。

7. 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。カメラなどで子どもの様子を見たいと保育者に伝えてもいいでしょう。

8. 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

9. 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

子どもの様子次第では、お子さん本人にも確認しましょう。

10. 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にすぐ相談しましょう。内容によっては、事業者等ではなく、都道府県や市町村の保育担当部署、地域の消費生活センターなどに相談しましょう。

参考

- 子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1b9d7664-123f-45d6-aea0-b6fbaf7ff788/560fd6f4/20230401_policies_hoiku_ninkagai-tsuuchi_12.pdf
- マッチングサイトガイドライン適合状況調査サイト
<https://matching-site-guideline.jp/>



睡眠中の死亡事故を防ぐために…



仰向け*に

寝かせることが重要です！

何よりも 1 人にしないこと！

(* 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

- ★ 乳児だけでなく、1 歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください
- ★ 預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です
- ★ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検することにより、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。 等

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

* 他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



定期的に研修を受けましょう！

認可外保育施設指導監督基準に、認可外保育施設及び認可外の訪問型保育事業者は、「保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること」とされております。保護者が安心して子どもを預けられるように積極的に研修を受講し、保育従事者の質の向上に努めることが必要です。

認可外の訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児の数が**5人以下**の認可外保育施設は、**研修の受講状況も届出事項**です。

※研修の受講については、届出先の都道府県等に御相談ください。(研修の例:居宅訪問型保育研修、子育て支援員研修等)



【神奈川県次世代育成課からご案内している研修】

- ① 私設保育施設等保育担当者研修会（年4～6回程度）
- ② 認可外ベビーシッター研修（年1回程度）
 - ・・・問合せ先：保育・待機児童対策グループ（電話 045-210-4663）
- ③ 私設保育施設等保育担当者事故防止研修会（年1回程度）
 - ・・・問合せ先：監査グループ（電話 045-210-4669）

【参考】

認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書について

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」(以下「証明書」という。)
とは

- 児童福祉法第 59 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づく情報提供の一環として、「認可外保育施設指導監督基準（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知の別添）」を満たしている施設に対し、都道府県知事はその旨を証明するものです。
- 消費税法施行令の一部を改正する政令(平成 17 年政令第 102 号)により、消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成 17 年厚生労働省告示第 128 号）が施行され、証明書の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされました。
- 非課税の対象となる利用料については、証明書の交付を受けている施設において、乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等（保育サービス）に限られます。具体的には、保育料（延長保育、一時保育等を含む。）、入園料（登録料）、送迎料などの料金（利用料）を対価とする資産の譲渡等が該当します。
おやつ代、給食費、施設に備え付ける教材のための教材費、施設費（暖房費、光熱水費）なども保育に不可欠なものである限りは、非課税となります。
- 証明書の交付を受けた施設は、利用料にかかる消費税が非課税になるので、施設の運営者が消費税の納税義務者（※）である場合は、非課税になったことにより利用料の見直しを行う等の対応を適切に行ってください。
（※）消費税の納税義務等の詳細については、所管の税務署にお尋ねください。
- 消費税の非課税措置の適用が受けられるのは、証明書の交付を受けた日から、証明書の返還を求められた日の前日までとなります。

消費税の詳細に関しては、お近くの税務署にお尋ねください。

私設保育施設に関する届出先・問い合わせ先

各市町村児童福祉主管課

市町村	部(局)	課	郵便番号	住所	電話番号		
平塚市	健康・こども部	保育課	254-8686	平塚市浅間町9-1	0463	21	8555
鎌倉市	こどもみらい部	保育課	248-8686	鎌倉市御成町18-10	0467	61	3893
藤沢市	子ども青少年部	保育課	251-8601	藤沢市朝日町1-1	0466	50	3526
小田原市	子ども若者部	保育課	250-8555	小田原市荻窪300	0465	33	1451
茅ヶ崎市	こども育成部	保育課	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467	82	1111
逗子市	教育部	保育課	249-8686	逗子市逗子5-2-16	046	873	1111
三浦市	保健福祉部	子ども課	238-0298	三浦市城山町1-1	046	882	1111
秦野市	こども健康部	保育こども園課	257-8501	秦野市桜町1-3-2	0463	82	9606
厚木市	健康こどもみらい部	保育課	243-8511	厚木市中町3-17-17	046	225	2768
大和市	こども部	ほいく課	242-8601	大和市鶴間1-31-7	046	260	5672
伊勢原市	子ども部	子ども育成課	259-1188	伊勢原市田中348	0463	94	4638
海老名市	保健福祉部	保育・幼稚園課	243-0422	海老名市新田377(えびなこどもセンター内)	046	235	4824
座間市	こども未来部	保育・幼稚園課	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1	046	259	9065
南足柄市	こども未来部	こども支援課	250-0105	南足柄市関本569番地 ヴェルミ2 3階	0465	73	8023
綾瀬市	健康こども部	保育課	252-1192	綾瀬市早川550	0467	70	5615
葉山町	福祉部	子ども育成課	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135	046	876	1111
寒川町	学び育成部	保育幼稚園課	253-0196	高座郡寒川町宮山165	0467	74	1111
大磯町	町民福祉部	子育て支援課	255-8555	中郡大磯町東小磯183	0463	61	4100
二宮町	健康福祉部	子育て・健康課	259-0196	中郡二宮町二宮961	0463	71	5862
中井町		福祉課	259-0197	足柄上郡中井町比奈窪56	0465	81	5548
大井町		子育て健康課	258-0019	足柄上郡大井町金子1964-1	0465	83	8012
松田町		子育て健康課	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465	84	5544
山北町		こども教育課	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4	0465	75	3648
開成町		こども課	258-8502	足柄上郡開成町延沢773	0465	84	0327
箱根町	福祉部	子育て支援課	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256	0460	85	9595
真鶴町		福祉課	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244-1	0465	68	1131
湯河原町		こども支援課	259-0392	足柄下郡湯河原町中央2-2-1	0465	63	2111
愛川町	民生部	子育て支援課	243-0392	愛甲郡愛川町角田251-1	046	285	6932
清川村		子育て健康福祉課	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	046	288	3861

神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

保育・待機児童対策グループ : 私設保育施設の運営、研修等に関する問合せ先
045(210)4663

監査グループ : 私設保育施設の立入調査、事故防止のための巡回指導、
指導監督基準適合証明書発行等に関する問い合わせ先
045(210)4669

HP : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f6592/index.html>

神奈川県次世代育成課ホットライン (電話相談)045(210)4680
月～金 9時～17時

施設の保育従事者からの保育内容等に関する相談、施設利用者からの苦情など、保育に関する電話相談専用ダイヤルです。